

令和5年6月12日開会

令和5年6月29日閉会

令和5年第2回 西予市議会定例会会議録

西予市議会

第 1 日

6月12日（月曜日）

令和5年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 6月12日 | 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 1. 開 議 | 令和5年 6月12日 | 明 浜 支 所 長 | 池 田 い ず み |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 |
| 1. 散 会 | 令和5年 6月12日 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| | 午前10時40分 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1 番 | 和 氣 敦 男 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 1 4 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 1 5 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 宇 都 宮 明 彦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 一 井 健 二 | | |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 浅 野 幸 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(14番 中村敬治、15番 二宮一朗)
- 2 会期の決定
(6月12日～6月29日 18日間)
- 3 議案第55号 西予市児童公園条例制定について
議案第56号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第57号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)
議案第58号 令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第59号 令和5年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第60号 令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 4 報告第 1号 令和4年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第 2号 令和4年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 3号 令和4年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第 4号 令和4年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 5号 令和4年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 5 報告第 6号 専決処分事項の報告について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第 5 5 号 西予市児童公園条例制定について
議案第 5 6 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 7 号 令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)
議案第 5 8 号 令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
議案第 5 9 号 令和 5 年度西予市水道事業会計補正予算(第 1 号)
議案第 6 0 号 令和 5 年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 4 報告第 1 号 令和 4 年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第 2 号 令和 4 年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 3 号 令和 4 年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第 4 号 令和 4 年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 5 号 令和 4 年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 5 報告第 6 号 専決処分事項の報告について

開会 午前 10 時 00 分

○河野議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより令和 5 年第 2 回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

改めましておはようございます。

令和 5 年第 2 回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの臨時議会で、新たに正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の構成が決定されたところでございます。

小玉忠重前議長、信宮徹也前副議長をはじめ、前任の各常任委員会委員の皆様におかれましては、一方ならぬ御支援・御協力を賜り、誠にありがとうございました。

心より厚く御礼申し上げます。

新しく議長に就任されました河野清一議長をはじめ、宇都宮久見子副議長並びに各常任委員会委員の皆様方には、市政運営の推進につきまして、これまで以上に特段の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

5 月下旬に例年よりも若干早く梅雨入りしたところですが、これに合わせるかのように台風 2 号が発生し、梅雨前線が刺激され、日本列島の広い範囲で相次ぐ線状降水帯が発生しました。

当市においては、比較的被害は少なかったようですが、全国各地で土砂崩れや浸水などの大きな被害が発生いたしました。

この線状降水帯による局地的な激しい雨が、平成 30 年 7 月 7 日に当市に甚大な被害をもたらしたことは強く記憶に残っているところであります。

近年は線状降水帯の発生頻度も高くなっており、今までに経験したことのないような大雨の報道も珍しくありません。

いよいよ本格的に出水期を迎え、警報発令等があった場合に、气象台など関係機関からの気象情報に一層御留意をいただき、十分な警戒と必要な

避難行動をとっていただきますようお願いをいたします。

豪雨災害への警戒と対策が強く求められている中、去る 6 月 4 日に野村ダム改良事業の起工式が、中村愛媛県知事ほか関係国会議員の先生方の出席のもと開催されました。

この改良工事は、ダムの堤体に事前放流用の掘削孔を設けるもので、これにより、平成 30 年 7 月豪雨と同等の雨量が予測される場合に、さらなる利水容量の事前調整が可能となります。愛媛県で進めていただいております河川改修と合わせて、下流域の浸水被害の低減を実現し、流域住民の安全、安心に大きく寄与することを期待するところであります。

また、5 月中は震度 4 以上の強い地震が全国各地で頻発いたしました。昨日も北海道のほうで震度 5 弱の地震がありました。

30 年以内に 70 から 80%の発生確率とされる南海トラフ巨大地震ですが、今年に入り政府の地震調査委員会では、20 年以内に 60%程度の確率にとり上げられたところであります。

地震・津波災害への備え、対策の強化が強く求められているところであり、そうした中で、当市の事前復興の取組もさらに推進してまいりたいと考えております。

昨日も大雨を想定した関係機関合同の情報伝達訓練を実施いたしました。こうした訓練を重ね、課題の抽出や対応等の改善に努め、地域の皆様とともに防災力の向上、減災対策に取り組んでまいりたいと思います。

さて、今定例会におきましては、7 名の議員からの一般質問をお受けするとともに、条例制定 1 件、条例改正 1 件のほか、補正予算 4 件など計 12 件の議案を上程し、御審議をお願いするものであります。

諸議案の提案理由につきましては、上程の際に御説明いたしますので、慎重に御審議いただき、それぞれ決定賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

○河野議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○河野議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、14番中村敬治君、15番二宮一朗君の兩名を指名いたします。

(日程2)

○河野議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月29日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月29日までの18日間と決定いたしました。

(日程3)

○河野議長

次に、日程第3、議案第55号「西予市児童公園条例制定について」から議案第60号「令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第55号「西予市児童公園条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、児童の健全な発達を図り、もって、住民の福祉の増進に資することを目的として、宇和町稲生どんぶり館横に整備を行っております西予市児童公園の設置及び管理に関する事項を定めるものでございます。

本施設は、西予市産の木材をふんだんに使った温かみのある大型の木製複合遊具や、高さ3メートルの築山に設置する爽快感とスリルあるブランコがあり、本市の誇る海・山・里の豊かな自然の

魅力と調和した児童公園です。子どもたちの遊びと子育て世代の交流、そして、お子様との思い出づくりの場として、市内の方はもとより、市外からも大勢の方々が御来園いただくことを期待しております。

なお、7月末には遊具等の設置を完了し、公園内芝生の養生期間を経て、令和5年9月3日を施設の供用開始日とさせていただくものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮消防長。

〔宇都宮消防本部消防長登壇〕

○宇都宮消防本部消防長

議案第56号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例では、電気自動車等を充電するための急速充電設備につきまして、火災予防上必要な措置を講じるため、その設置等に関する基準を定めているところでございます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備について、全出力の上限が撤廃されるとともに、火災予防上の措置が見直されることから、同様の措置を講じるとともに、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

その前に、人口減少対策における国や愛媛県の動向とともに、今後の本市における取組についてお伝えさせていただきます。

まず、昨年9月に愛媛県から発表されました将来人口推計は、本市の人口は、今後、何らかの人口減少対策を講じなければ、本年4月の約3万5000人弱の人口が、2060年には1万2000人を下回るという予測がされ、議員及び市民の皆様と同様に非常に大変な衝撃を受け、このことについて様々な挨拶の機会や市議会、広報などでお伝えしてまいりました。

人口減少対策は、全国規模の課題であるとともに、本市の存続を危惧するものであります。優先的に速やかな対策を講じる必要が求められているものと判断し、令和5年度を少子化対策強化元年と位置づけ、出生者数の増加に向けて、結婚、妊娠、出産、子育て、教育など、様々な時期・段階・場面に応じた事業を予算に盛り込み、各種対策を進めているところであります。

今回の補正予算では、愛媛県との連携事業として、結婚及び妊娠・出産等における経済的支援や環境整備に関する事業に取り組むこととしております。

また、国においては、政府が掲げる異次元の少子化対策として、令和6年度中の児童手当拡充の検討のほか、令和7年度からの3カ年で、こども・子育て支援加速化プランで示す出産費用の公的保険制度適用、大学など高等教育の授業料負担軽減及び奨学金制度の拡充、小学生以上の児童の医療費助成をしている自治体への支援、育児休業や時短勤務での経済的支援拡充等について検討されることになっております。

本市における今後の取組としては、国や県とともに、各世代への経済的支援、生活環境整備など、出生率を高める各種事業を展開していくとともに、移住や定住、I J Uターン、就労機会の確保、人材育成など、本市特有の課題を洗い出し、西予市で生活したい、生活できるまちづくりに、各分野において人口減少対策としての事業化に向けて取組を進めているところであります。

議員の皆様におかれましても、今後の事業提案については、御理解・御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の補正予算案でございますが、人事異動に伴う職員給与費及び会計年度任用職員給与費の調整、国庫支出金等の内示に伴う建設改良事業等の財源調整のほか、地域づくり活動センター

整備、配合飼料価格高騰による畜産経営支援、災害関連、えひめ人口減少対策総合交付金に関する事業など、急を要する事業費を計上するものであります。

その主な内容であります。予算書の款別に御説明を申し上げます。

総務費では、地域づくり活動センター推進事業において、旧周木小学校を活用し、周木地域づくり活動センターを整備するため、改修設計に要する経費を計上、民生費では、結婚新生活支援事業において、経済基盤の安定を図るため、29歳以下の新婚世帯を対象に、所得要件の緩和及び対象経費を拡大し、引っ越し費用、家賃、住宅購入費、省エネ家電等の購入費に対する補助金を計上、農林水産業費では、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業において、飼料価格の高騰、高止まりの状況下にある畜産農家を対象に、飼料購入費用に対する補助金を計上、土木費では、橋梁新設・撤去事業において、愛媛県が実施する石久保橋架け替え工事に伴う経費として物件移転補償費を、また、河川維持事業において、平成30年7月豪雨災害において、山からの土砂流出により被災した福田川の工事請負費を計上いたしております。

消防費では、防災対策推進事業において、自主防災組織の活性化を推進するため、野村横林地区、三瓶垣生地区の防災訓練等に要する経費とともに、夜間津波避難対策として、夜間における避難時の安全確保のため、避難路等の整備を支援する補助金を計上し、教育費では、図書交流館電算システム管理事業において、図書館利用者の利便性向上を図るため、システム改修等に要する経費を計上いたしております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う県・国支出金、地方債等の特定財源を計上し、不足する財源につきましては財政調整基金を繰入れ、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に8617万3000円を増額し、歳入歳出予算の総額を291億9887万4000円と定めるものであります。

また、地方債補正として、旧合併特例事業、辺地対策事業及び過疎対策事業の限度額を変更いたしております。

以上が今回の補正予算の概要となりますが、詳細につきましては担当課長から補足説明させますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

○安岡財政課長

それでは、予算書に沿いまして歳出から補足説明を申し上げます。

その前に、まず、会計年度任用職員を含む職員人件費の補正について御説明いたします。

当初予算では、予算編成時の職員数及び組織体制を基本に、退職者と新規採用者数を見込み所要額を計上しておりますが、今回、4月の人事異動等により各課の職員数及び年齢構成等の変動に伴いまして、既決予算に計上しております予算科目ごとに、過不足となる職員給与費を調整するものとなります。総額では2652万8000円を減額調整いたしております。

では、歳出について御説明いたします。

予算書の20ページをお開き願います。

2款総務費、8項1目地域振興費、地域づくり活動センター推進事業1245万6000円ですが、三瓶町周木地区の地域づくり活動センター施設整備において、旧周木小学校を活用するもので、その改修に係る設計委託料を計上するものであります。

続いて、24ページをお開き願います。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、結婚新生活支援事業300万円ですが、まず、夫婦ともに29歳以下かつ世帯所得500万円以上660万円未満の新婚世帯を対象に、引っ越し費用、家賃、住宅購入費、リフォーム費用等に対する支援を、また、夫婦ともに29歳以下かつ世帯所得660万円未満の新婚世帯を対象に、食器洗い乾燥機や電気調理器、冷蔵庫などの時短・省エネ家電の購入に対し支援するものでございます。経済的支援として、上限を20万円に設定し補助するものであります。

財源として、えひめ人口減少対策総合交付金を充てております。

続いて、28ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項4目畜産業費、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業1億2000万円ですが、愛媛県が実施します同事業において、配合飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家の経営体質改善の取組に対して支援するための補助金を計上するものであります。

財源は、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費県補助金を充てております。

続いて、32ページをお開き願います。

8款土木費、2項5目橋梁新設改良費、橋梁新設・撤去事業2480万円ですが、平成30年7月豪雨災害に関連し、愛媛県が実施します石久保橋架け替え工事において、今回はその工程の中で、本市が実施します建設予定地の物件移転補償費を計上するものでございます。

同じく土木費、3項2目河川維持費、河川維持事業2300万円ですが、平成30年7月豪雨災害において、山からの土砂流出により被災しました福田川の復旧に要する経費として、工事請負費を計上するものでございます。

続いて、34ページをお開き願います。

9款消防費、1項4目災害対策費、防災対策推進事業1135万3000円ですが、自主防災組織の活性化を推進するため、野村横林地区、三瓶垣生地区において、防災訓練のほか、同組織や参加者の主体性を重視したワークショップの開催に要する経費を計上するとともに、夜間津波避難対策として自主防災組織が実施する避難路整備、外灯や転落防止柵の設置など、夜間の避難環境の整備に対する補助金を計上するものでございます。

財源として、国庫支出金となる自主防災組織等活性化推進事業委託金のほか、夜間津波避難対策事業費県補助金を充てております。

続いて、38ページをお開き願います。

10款教育費、5項3目図書館費、図書交流館電算システム管理事業613万円ですが、図書システムの更新に併せて、市役所サーバーから切離し、クラウド化をするための経費について、システム構築委託料及びクラウド使用料等を計上するものであります。このことによりまして、子ども向けの書籍の検索機能や利用者の評価、レビューなどのレーティング機能が追加され、システム使用者の利便性向上を図るものであります。

次に、主な歳入につきまして御説明いたします。

10 ページをお開き願います。

15 款県支出金、2 項 1 目総務費県補助金、えひめ人口減少対策総合交付金 572 万 5000 円ですが、愛媛県との連携事業として、結婚、妊娠、出産など、それぞれの時期に合わせ経済的支援などを行うための財源として計上するものであります。

続いて、11 ページをお開き願います。

18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 3076 万 1000 円ですが、今回の補正予算において不足する財源を補うため、同基金から繰り入れるものであります。

続いて、12 ページをお開き願います。

20 款諸収入、5 項 4 目雑入、ネーミングライツ料 41 万 2000 円ですが、宇和町稲生に整備中の児童公園において、公募によりネーミングライツパートナーとなった企業からの命名権料を計上するものであります。

続いて、6 ページをお開き願います。

地方債補正であります。起債対象事業費の増減によりまして、辺地対策事業債を増額、旧合併特例事業債及び過疎対策事業債を減額し、それぞれの限度額を変更いたしております。補正後の地方債の借入限度額を 29 億 6510 万円とするものであります。

以上、補足説明といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 58 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の増額とそれに伴う一般会計繰入金を増額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 228 万 3000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 7 億 3413 万 7000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 59 号「令和 5 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

これによりまして、第 2 条の収益的収入及び支出につきましては、既決いただいております収益的収入に、繰出基準に基づく一般会計補助金 37 万 6000 円を増額し、総額を 7 億 439 万 2000 円とし、収益的支出につきましては、職員給与費 139 万円を増額し、総額を 7 億 8725 万 5000 円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び他会計からの補助金につきましても補正を行っております。

続きまして、議案第 60 号「令和 5 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

これによりまして、第 2 条の収益的収入及び支出につきましては、既決いただいております収益的収入及び支出にそれぞれ 14 万円増額し、収益的収入の総額を 1 億 3029 万 7000 円とし、収益的支出の総額を 1 億 3963 万 5000 円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び他会計からの補助金についても補正を行っております。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野議長

理事者の説明は終わりました。

（日程 4）

○河野議長

次に、日程第 4、報告第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から報告第 5 号「令和 4 年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」までの 5 件

を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

○安岡財政課長

報告第1号「令和4年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第2号「令和4年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「令和4年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」、報告第4号「令和4年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第5号「令和4年度西予市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度西予市一般会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計の各会計における令和4年度から令和5年度への継続費、繰越明許費及び事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項において準用する第146条第2項の規定並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を添えて御報告申し上げます。

以上報告5件、よろしくお願い申し上げます。

○河野議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

(日程5)

○河野議長

次に、日程第5、報告第6号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第6号「専決処分事項の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり1件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○河野議長

理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月16日は午前9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時40分

第 2 日

6月16日（金曜日）

令和5年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 6月16日 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 開 議 | 令和5年 6月16日 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会 | 令和5年 6月16日 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| | 午後 0時02分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | | | |
|------|---------|-----------------------|---------|---------|
| 1 番 | 和 氣 敦 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | | 別紙のとおり |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | | |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼
福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 浅 野 幸 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 |
| 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 明 浜 支 所 長 | 池 田 いずみ |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○河野議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○河野議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、3番信宮徹也君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

改めましておはようございます。

議席番号3番信宮徹也です。

河野議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に基づき一般質問をいたします。

本日から3日間の一般質問、トップバッターを務めさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

本日の質問は、大きく分けて3点。1点目に人口減少対策について、2点目に高校魅力化について、3点目に民生委員・児童委員についてでございます。

それでは、1番目の人口減少対策について、愛媛県は、昨年9月、2020年の国勢調査に基づく将来人口推計を公表いたしました。

このままのペースで人口減少が続けば、2020年調査の133万4800人からおよそ40年後の2060年には、その6割に当たる78万人まで落ち込むというものです。

同時に、県内の市町ごとの将来人口推計も公表されました。

西予市では、2060年に現在の人口より66.6%減少し1万1816人になると大変ショッキングな予測となっております。

これが現実となりますと、税収は落ち込み、国からの交付税は大幅に減少し、行政サービスも現在のようには全く行えなくなるという状況になるものと思われま

しかしながら、この人口推計は何も対策を講じなかった場合ということで、管家市長も事あるごとに人口減少のカーブを緩やかにするべく対策を講じていくとおっしゃっています。

その一つとして、昨年度、せいよ将来人口究明・対策プロジェクトを立ち上げ、問題点を洗い出し、提言し、今後の事業に反映させていくと聞いていましたが、せいよ将来人口究明・対策プロジェクトの構成メンバーと昨年度末に提言された内容はこういったものだったのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

おはようございます。

本日は、一般質問に当たりまして、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日から土日を挟んで3日間にわたりまして、7名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。それぞれの質問に対しましては真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

なお、市政運営の根幹に関する御質問には私が回答し、専門的分野などの質問につきましては、各部長を中心として回答させていただきたいと考えておりますので御理解をいただきますようよろしく願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

それでは、せいよ将来人口究明・対策プロジェクトについてお答えをいたします。

昨年9月に県から2020年の国勢調査等に基づく将来推計人口が公表され、本市としてもこの問題に対して強い危機感を抱き、市長から職員に対してメッセージを発信するとともに、庁舎内における人口減少対策のプロジェクトを政策推進課を中心に立ち上げました。

10月には、人口減少対策に係る課の係長以下、若手・中堅職員9名からなります。せいよ将来人口究明・対策プロジェクトを立ち上げ、基礎データから、市の強み・弱みを考え、検討すべき方向性の確認のため、職員・子育て世代等へアンケートを実施し分析を行いました。

その結果、結婚への後押しや子育て世帯への経済的負担の軽減、若い世代の雇用促進の必要性を導き出し、人口減少対策につながる出会い・結婚支援、育児支援、仕事・雇用支援の3つの分野について、約3カ月にわたって提案事業の検討を行いました。

3つの分野の主な着眼ポイントと提案のありました事業ですが、まず、出会い・結婚支援では、これまでの婚活に対するイメージを一新し、時代のニーズに応じた出会い・結婚支援の必要性を考え、婚活ではなく異業種間で、まず若者が顔見知りになる機会をスキルアップ研修等の形で行えないかと提案がありました。

育児支援では、市内子育て世帯へのアンケートの結果から、経済的負担の軽減の必要性や、西予市ならではのメリットや地域を挙げた子育て世帯を支援するまちとしての発信の重要性を着眼ポイントに、えひめ人口減少対策総合交付金のメニューにもあります不妊治療費等への助成事業の提案がございました。

仕事・雇用支援では、令和4年12月の八幡浜管内の有効求人倍率は1.6倍であることから、市外学生等の若者が市内企業を知る機会を創出するため、企業の合同就職説明会を市外で開催すること等の提案がありました。

市長からは「恵まれたこの西予市で、子どもを育て、暮らしていける西予市スタイルの出発」、「これまでの型にとらわれない斬新なアイデアを」との声かけもあり、当プロジェクトから17事業のアイデアが生まれました。うち8事業については、令和5年度当初予算への計上、または事業実施に向けて、現在各担当課を中心に制度設計等を行っております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

せいよ人口究明・対策プロジェクト、このプロジェクトから17事業のアイデアが生まれまして、うち8事業については、令和5年度当初予算に計上し、市の事情に合った実施に向け制度設計を行っているとの答弁であったと思いますが、17事業から8事業に絞った理由についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

8事業に絞った理由についてお答えいたします。優先的に実施及び調整を行う8事業については、即効性、政策的な視点、インパクトを重視し決定いたしました。この8事業の詳細につきましては、市のホームページで、行政経営戦略会議報告資料として掲載もしております。その後、担当課で精査を行い、事業費やスケジュール等の修正も生じているものもございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

次の質問も関連がございますので、次に移りたいと思います。

愛媛県は今年3月1日時点の推計人口が、戦後初めて130万人を下回ったと公表いたしました。このため、愛媛県は人口減少対策として、令和5年度の当初予算に、昨年度の2倍以上となるおよそ40億円を計上いたしております。

西予市では、本年度愛媛県と連携し、出会い・結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援に関する事業に対して、えひめ人口減少対策総合交付金が交付されていると思いますが、西予市での活用についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

県との連携事業として、えひめ人口減少対策総合交付金を活用し、準備を進めている3つの事業についてお答えをいたします。

まず1つ目が、西予市結婚新生活支援事業です。

経済基盤の安定を図るため、これまで国の補助事業として実施をしていた内容に加え、夫婦とも29歳以下の新婚世帯に対して、所得要件の緩和及び対象経費を時短・省エネ家電購入費用にも拡大しています。

2つ目が、西予市不妊治療費等補助事業です。国立社会保障・人口問題研究所の令和3年に実施した結婚と出産に関する全国調査結果では、不妊を心配したことがある夫婦は39.2%で、夫婦全体の約2.6組に1組の割合、また、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある、または、現在受けている夫婦は22.7%で、夫婦全体の約4.4組に1組の割合と公表されています。不妊治療については、令和4年4月より保険適用となっていますが、一部自己負担も生じています。そこで、自己負担となります妊娠前の検査費用や不妊治療費の費用の一部を補助することで、妊娠を望む夫婦や悩みを持つ夫婦の経済的負担の軽減を図り、治療の実施や治療を継続できる環境を整えることを目的としています。また、治療等の費用の一部を補助することで、妊娠・出産に対するリスクの早期発見や早期治療にもつながることが期待できます。

3つ目が、西予市若年出産世帯応援事業です。子どもを持つことを希望する若年の世帯が、妊娠中や出産後の経済的負担や家事負担の軽減を図ることで、理想の人数の子どもが持てる環境づくりにつなげることを目的としたもので、育児用品の購入費や時短・省エネ家電購入費を補助します。

えひめ人口減少対策総合交付金は、ほかにもメニューが示されていますが、市内の需要やその効果等の観点から今回実施に至っていないものもございます。

今後、本市の需要や実情に合った追加メニューの要望を県に行い、県と推進する出生数の増加、そのための若年世代の転出超過の解消、婚姻件数の増加に向けた効果的な事業を検討・推進してまいります。

なお、この人口減少対策を進めるに当たっては、結婚することや子どもを持つことは個人の価値観によるものであることを尊重することが大前提となります。結婚や子どもを持つことを望む方や支援を必要とする方に対策が届くよう進めてまいります。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

えひめ人口減少対策交付金、この活用事業については、今回実施に至っていないものがあるということでした。

また、今後効果的な事業の検討と推進をすることでしたけれども、最初の質問で、人口減少プロジェクトについての答弁がありましたが、今年度、令和5年度は、この対策プロジェクトをどのように進めていくのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

昨年度は9名の選抜職員による少子化対策でございましたけれども、今年度は人口減少対策プロジェクトの名称で、当事者意識を持った全庁的な人口減少対策の取組を進めているところでございます。

その必要性としましては、少子化や人口減少対策については、狭義と広義の対策、両輪で推進することが、出生率回復に寄与すると言われております。

狭義とは、結婚や出産、子育て支援など、そして、広義とは、定住策や住宅、企業誘致、産業といった地方創生に関わる施策になります。

例えば、子育ての目玉施策であっても全ての対象者をカバーし、環境全体を改善することは困難です。そのため、地域の現状に合わせた幅広い対策メニューが必要となります。

また、西予市のように人口規模が小さい自治体では、定住促進が課題となっております。転出者抑制につながる支援が大切となります。少子化対策に特化した事業も必要ですが、それだけではなく、総合的にパッケージとして実施することが有効な方策であると考えております。

今回、職員一人ひとりが幅広く多様な視点で当事者意識を持った総合的な人口減少対策を検討するプロジェクトを進めている段階でございまして、構成としましては、各部や支所を単位とした12の部会を編成し、1部会3名から7名、総勢

63名がメンバー員であります。部会からリーダー1名が出席する全体会を設け、部会で出されたアイデアを持ち寄り、連携や検討を進める予定であります。5月にこのプロジェクトメンバー任命式を行いまして、あわせて、愛媛大学の社会共創学部副学部長松村教授によるワークショップを行い、現状の確認、そして課題分析等の方法について支援をいただきました。

現在は、部会において新規事業にこだわることなく、既存事業の改善点やアピールの仕方、他部署との連携で効果を高める方法、事業に至らない小さなアイデアを大切に、少しの創意工夫で効果や改善が期待できる対策やアイデアについて話し合っております。

最終案は10月の行政経営戦略会議で審議する予定となっております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

私、個人的にも、昨年度のせいよ将来人口究明・対策プロジェクトに大変期待をしていましたし、今年度新たに立ち上がりました63名のメンバーからなる人口対策プロジェクトにも、どんなアイデアを出してくれるのだろうかと期待をしているところであります。聞くところによりますと、出会い・結婚支援において、例えばAさんとBさんを結びつけて結婚に至った場合、結びつけた人、言えば、キューピッド役の人に報酬を出すとのアイデアも出ていると聞いております。今までにはない大変奇抜なアイデアだと思っております。

国は次元の異なる、異次元とかいう言葉を使っておりますけれども、国に負けず、西予市でも、このような今までなかった異次元なアイデアでミラクルな成果を期待するところであります。

それでは次の質問ですが、西予市育英会奨学資金貸付の返済についてですけれども、これも人口減少対策の一環として伺いたいと思います。

私自身、かなり前になりますけれども、奨学資金を借りて大学に通いました。随分昔になりますのではっきり覚えてませんが、日本育英会奨学資金だったと思います。月々6万円の奨学資金だったと記憶をしておるんですけれども、そのうち

2万円は返済しなくてもよい給付で4万円分は返済しなければならぬ貸与型だったと思います。当時の返済は月々ではなく、年に一度か二度かちょっと覚えてないのですが、一度に20万円の請求が来たのを覚えていて、非常に負担を感じた記憶があります。また、月々2万円の給付型のおかげで大変助かったことも覚えております。

さて、奨学金返済中の45歳以下を対象とした労働者福祉中央協議会の調査によりますと、奨学金の平均は310万円、毎月の返済額は1万5000円だそうです。310万円を月々1万5000円ずつ返済すると17年以上要することとなります。アンケートによりますと、37.5%が結婚に影響している、31.1%が出産に影響していると回答をしております。

若年層の非正規雇用が増え、賃金も相対的に上がらない中で、現在の若者の人生設計において重荷になっていることは明らかです。

奨学金に詳しい武蔵大学の内裕和教授は、若者が月々の返済を重荷に感じ、結婚や出産をためらう現状がある。例えば、返済を半額にすれば即効性が期待できる。異次元をうたうならそこまで踏み込むべきだと国に訴えておられます。

そこで、西予市の人口減少対策の一環として、西予市育英会奨学資金貸付の返済において、西予市内に就業もしくは居住した場合、その一部返済を免除できないか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

それでは、西予市育英会奨学資金貸付金の償還免除についてお答えいたします。

西予市育英会奨学金は、優秀な学生または生徒であって、経済的理由により修学困難な者に対し、資金を貸与して有能な人材を育成することを目的としており、貸付けた奨学金を卒業後に償還していただくことにより、次の貸与希望者に継続した奨学資金貸付を行うことができるものでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響による失業など、家計急変の事由により年間収入の著しい減少がある方に対し、緊急貸付を令和2年度から行っております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により奨学金の償還が困難な方に対し

償還猶予も行っているところでございます。

西予市育英会としては、日本学生支援機構など、ほかの奨学金の対象とならなかった方に対しても貸付けができ、奨学金を希望した方が確実に借りることができる手段として、継続的に事業を行っていくことが重要であり、そのためには、恒久的な資金の確保が大きな課題となるところでございます。そのため、免除や一部免除は行わず、社会情勢に合わせ経済的理由により修学困難な方への緊急貸付や償還猶予で対応し、なるべく多くの希望者へ継続的に奨学金を活用していきたいと考えております。

返還金をもとに新たな貸付が行われ、先輩から後輩へと引き継がれていく大切な資金ですので、今後も進路保障の支援につなげていけるよう努めてまいりたいと思います。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、人口減少対策は喫緊の課題であり、現在行っている西予市全体の人口減少対策の一つとして、西予市内への居住などの条件により、奨学金の返還について支援する制度についても、国の制度も研究しながら検討していく必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

答弁では、奨学金の免除や一部免除は難しいけれども、西予市内への居住などの条件により、奨学金返済を補助する制度について検討の必要があるとの答弁であったかと思えます。

お隣の大洲市さんでも、今定例会の補正予算で、いろいろ厳しい制約があるとは聞いておりますけれども、奨学金返済に20万円を補助する予算を審議されています。是非ともこのような事業を西予市においても御検討をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問、高校魅力化についてでございます。

昨年7月、愛媛県教育委員会は、県立高校を中等教育学校や分校を含めて、55校から44校に再編する県立学校振興計画案を公表いたしました。計画前期の2027年度までに小規模校を中心に11校減、さらには、各地で新学科の開設や新コースの設立と県立高校の再編と魅力向上を並行して

進行させるかつてない計画案となっております。

市内には、県内唯一の畜産科を持つ野村高校、生物工学科を持つ宇和高校の2つの高校がありますが、現在の案では2校とも存続の方向です。

しかし、地区別の説明会で「今後、野村高校と宇和高校の統合の可能性についてどのように考えているのか」との問いに対し、愛媛県は「令和9年度までの前期計画の間は、仮にどちらか1校あるいは両校とも再編整備計画を達成できなくなった場合でも、計画案のとおり2校は存続させます。後期計画に向けては、志願者数等の動向次第ではありますが、両校の統合を検討することが必要になる可能性があります」と答弁されていて、野村高校と宇和高校がずっと存続していくのかは不透明で安心してはいられません。

市内の中学校を卒業する生徒に対し、無理やり地元の高校へ進んでくれとは言えません。市内の2校がそれぞれ魅力を持ち、生徒が自ら進んで入学を希望するような高校にならないと市内の2校は存続できないと考えます。

現在、西予市では魅力ある高校づくりを推進するため、公営塾の運営により地域資源を活用した課題解決学習や生徒発案の事業を実施しています。現在までの公営塾の効果について伺います。

また、今年度からは、市内の高校に遠距離通学する生徒に対して、新たに通学費の補助を開始したところでありますが、市外から市内の高校に通学する生徒にも拡充できないものかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

それではまず、公営塾についてお答えいたします。

現在、公営塾を宇和高校三瓶分校にC-LAB、野村高校にあやぐも塾を開設しております。

公営塾では、塾生への教科指導や総合型選抜入試対策に取り組むほか、学校が行う総合的な探求学習の伴走者としても公営塾スタッフが継続的な関わりを持っております。

御質問の公営塾における成果でございますが、三瓶分校公営塾では中高連携として、三瓶中学生向けの塾体験や三瓶分校生と学ぶワークショップ

を開催いたしました。また、令和4年7月から10月にかけては、遊学インターンと称して、愛媛大学、徳島大学、鳴門教育大学等の学生9名と教育と地域をテーマにフィールドワークをしながら地域雑誌の制作なども行いました。これら公営塾の地道な活動は生徒に好評であり、郷土愛を育むふるさと教育の推進につながると実感しております。

一方、野村高校では、令和4年度、5年度と2年続けて、愛媛大学社会共創学部への進学者を輩出するなど、確かな学力の向上はもとより、思考力、判断力、表現力など、自ら考えて行動する力が着実に芽生えております。現在、通塾している生徒は、3年生8人、2年生9人、1年生11人と増加傾向にあり、その効果や期待は年々広がっております。

また、宇和高校には、この6月から地域おこし協力隊が着任いたしました。地域との連携や高校をPRする情報発信等、宇和高校の特色をさらに伸ばしていくための公営塾の活動を目指しております。先日、6月8日には、宇和高校に係る新学科等開設準備委員会が開催されたところであり、改めて、宇和高校の特色化・魅力化を学校・地域・行政が連携して検討していきたいと考えております。

次に、通学費の補助についてでございますが、本年4月に、市内高校の振興及び入学者の確保を目的に、西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金制度を創設いたしました。その内容は、バス通学費補助金として、市内高校へ通学距離が片道4キロメートル以上の路線バスを利用している生徒に対し、定期券または回数券購入費の2分の1を支給するものでございます。また、通学に必要な単車・自転車の購入費補助金として、単車は2万円、自転車は1万円を支給いたします。

当制度は、西予市内中学生の市内高校への進学率が5割未満で推移していることを懸念し創設したものであり、まずは西予市内の生徒に対し通学費補助金を交付することにより、市内高校の入学者の確保に向けた取組の後押しをしたいと考えております。

事業の見直しや拡充につきましては、事業の効果を検証しながら、令和8年度からの宇和高校総合学科再編に合わせ検討することとしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

ちょっと前置きが長くなるんですけど再質問させていただきます。

昨年、県立高校振興計画案が公表される前の6月だったと思います。兵頭竜県議や昨年の小玉議長らとともに愛媛県の田所教育長に、県の教育長室で高校の魅力化についてお話を伺う機会がございました。

田所教育長は西予市の2つの高校について大変理解をされておりました。宇和中学校を卒業した生徒は、交通の利便性も相まって西予市外の高校へ進学する生徒が6割を超える状況である。しかし、裏を返せば、よそから来るのにも利便性がよいということで、西予はポテンシャルが高いんだ、魅力を持たせればよそからも来てくれるはずだとおっしゃっておられました。

振興計画では、宇和高校は普通科と農業科のこれまでの成果を踏まえた総合学科に改編し、文理探究、情報マネジメント、スポーツ、生物工学の4系列を設置する計画となっております。

現在、高校スポーツ強化の一環として、宇和高校の陸上部では、高校と陸上部OB会が連携し、陸上部を強化すべく、民間の住宅を改修し、陸上部専用の寮が今年4月から開設されたところです。改修に当たりましては、西予市にも多大な御協力をいただきありがとうございました。開寮以来、寮費をできるだけ抑えて保護者の負担を減らすため、OB会を中心に食材の提供を行っております。お米に関しては全量提供、野菜などほかの食材についても、JAひがしうわや地元の方々の御協力をいただいております。4月に入寮した生徒の1人は、今月行われました愛媛県高校総体で、入学したばかりの1年生ながら、800メートルと1,500メートルで2冠を達成するなど、早くも結果を残しております。

先ほどの答弁では、遠距離通学する生徒に対する通学補助事業の見直しや拡充については、事業の効果を検証するとともに、令和8年から宇和高校総合学科再編に合わせて検討するということがありましたが、ことスポーツに関しては、

1年や2年で強豪校になるわけでもなく、時間をかけて選手を集め強化していくこととなると思います。早めに市外から通学補助や下宿補助などを行い、市外からも生徒を呼び込む政策も必要ではないかと思いますが、その点についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

松川教育長。

○松川教育長

御答弁申し上げます。

信宮議員がおっしゃるとおり、西予市外への流出が多いということは、市外からの流入の可能性も大いにあると考えられます。それにはまず、他の高校にはないような宇和高校、野村高校それぞれに歴史や伝統・強み・特色を生かし、高校自体の魅力を創出することが何よりも重要ではないかと考えるところでございます。また、それと並行しまして、福利厚生の実が生徒数の増加につながる一つの手段であるとも考えております。

当通学費補助事業は、本年4月に始めたところでございますが、その他の具体的な支援策につきましては、通学費補助の市外への拡充とあわせて、今後、各校の魅力化の方針を踏まえた上で、県立高校の設置者であります愛媛県に担っていただくべき役割や地元自治体としての可能な支援策について、協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

先ほどお話ししました陸上部の寮から通っている生徒は、朝練習のために毎朝6時過ぎには寮を出ます。市外から通学しながら朝練習や放課後の練習を充実したものにすることは時間的にも無理があると思います。県内では、生徒確保のため学生寮整備や希望する生徒に給食を提供するなどの取組を行っている自治体もあります。現に宇和高校野球部のOBの方からも公営の塾があればなどという声も届いております。将来的に学生寮においても、必要に応じた検討をお願いいたしまして最後の質問に移りたいと思います。

民生委員・児童委員についてでございます。

民生委員は、1948年制定の民生委員法に基づき、厚生労働省が委嘱する非常勤の特別職非常勤公務員です。制定当時の公共的な福祉サービスが未整備だった頃から現在までの長年にわたり、地域の世話役、また、身近な見守り役として重要な役割を果たしています。近年では、人々のライフスタイルの変化や困窮の定義も多様化しています。

また、個人情報保護の立場からも制約を受ける場合も多く、民生委員さんの活動は苦勞が多いのではないのでしょうか。

そんな中であって、全国民生委員児童委員連合会が昨年3月に行った調査では、民生委員・児童委員の役割や活動まで知っている人は僅かに5.4%にとどまりました。特に、若年層の低さが目立ち、10代から20代では、名称や存在も含めて全く知らないと答えた方が6割を超えています。

改めて、市内での民生委員・児童委員さんの役割と活動についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

民生委員・児童委員の役割と活動についてお答えいたします。

当市におきましては、民生委員・児童委員152名と主任児童委員12名、計164名の委員がそれぞれ担当する区域において、住民の皆さんが抱える生活上の様々な相談に応じるとともに、行政をはじめ、適切な支援やサービスへのつなぎ役として、また、高齢者や障がい者世帯等の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしていただいております。

活動内容といたしましては、相談や見守り活動のほか、地域福祉活動として地域行事への参加、委員同士の情報交換や地域の話合い、研修会への参加などの定例会も開催されております。そのほか、行政からの依頼に基づく担当地区内の状況調査にも御協力をいただいております。

活動実績といたしましては、相談支援件数が、令和4年度で年間延べ4,117件、1人当たりでは約25件となっております。

また、訪問回数については、延べ2万6191件、1人当たり約160件、活動日数については、延べ

1万7262日、1人当たり105日活動されておられます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

昨年末に民生委員・児童委員さんの改選が行われたところでありますが、私の地元でも、もう3年ごとの改選ごとになかなか成り手が少なく、選挙にはいつも苦勞をしております。

全国的に見ますと、担い手不足が問題となっている民生委員・児童委員は、昨年12月の全国一斉改選で、定員の24万547人に対する欠員が1万5191人に上ったと報道をされました。3年前の改選より32%欠員が増えたこととなります。

全国的な民生委員の担い手不足は歯止めがかからない人口減少問題と似ていると思います。

そこで、民生委員・児童委員の西予市内の充足率についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

市内におけます民生委員・児童委員の充足率についてお答えをいたします。

議員御質問のとおり、昨年度は一斉改選期に当たり、12月1日に新民生委員・児童委員が厚生労働大臣から3年の任期で委嘱されました。

当市におきましては、各地区からの候補者推薦により、西予市民生委員推薦会において審査・決定し、上申しているところがございますけれども、定数164名に対し全員が委嘱されており、合併後、現在まで充足率は100%で、欠員なく委嘱できております。

地区においては、人口減少、高齢化等によるなり手不足などの御意見もございます。民生委員・児童委員は、住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、地域になくってはならない存在ですので、その重要性・必要性について、地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただけるよう周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

都道府県別の充足率は公表されておまして、一番充足率が低い県は、4人に1人が欠員という県もある中で、充足率99.8%の富山県の第1位に続きまして、愛媛県は第2位の99.5%ということで、西予市は恐らく100%だろうとは思っております。欠員がないということはすばらしいことですけれども、そこにはそれぞれの地域や人々の使命感の強さや、西予市の方々の人間性の表れではないかと思っております。

充足率100%が今後もずっと続きますように、関連がありますので、次の質問に、最後の質問に移りたいと思います。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、都道府県知事の指揮監督のもとに必要な業務を行っておりますけれども、基本的にはボランティア活動で、国からの直接的な報酬はありません。

しかし、民生委員・児童委員の活動費用に対して地方自治体から費用弁償が支払われておりますけれども、燃料費等の高騰の折に増額ができないものかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

民生委員・児童委員の活動に伴う費用弁償についてお答えいたします。

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、給与の支給はなく、ボランティアとして活動していただいております。ただし、委員活動に必要な交通費・通信費等の実費は支給しております。

当市におきましては、愛媛県から1人当たり6万200円の実費弁償費の補助を受け、さらに市から7万3800円を上乗せし、年額13万4000円を支給しておりました。

しかしながら、先ほど答弁で触れました民生委員・児童委員の成り手不足に加え、少子高齢化をはじめ、児童虐待、社会的孤立や貧困など、地域

福祉の課題は複雑多様化し、かつ、多量化する中で、民生委員・児童委員の重要性が増しているため、今年度から年額 5,200 円を増額し 13 万 9200 円を支給するように改善をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3 番信宮徹也君

費用弁償費、今年度から 5,200 円を増額したとのことでした。

それでは、西予市の費用弁償は、愛媛県下の状況の中でこういったものなのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

それでは、県下の状況についてお答えをいたします。

20 市町における委員の費用弁償の平均でございますけれども 12 万 4655 円で、県下で最も高いのは、西予市の 13 万 9200 円、低いところでは、9 市町が 12 万 400 円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

信宮徹也君。

○3 番信宮徹也君

児童委員・民生委員さんに、愛媛県下で西予市が一番費用弁償をお支払いしている、先ほどの充足率も 100%ということでした。日頃から民生委員さんの活動を目の当たりにしますと、もう車で走り回ったり、大変頭の下がる思いです。

厚生労働大臣からの委嘱ということで、本来なら国が十分に費用弁償を支払うべきと個人的には思うわけですが、現状、早急には変わることはないと思いますので、西予市のほうで、どうか今後も委員さん方が活動しやすいように、また、費用弁償も十分に行えるようお願いいたします。ありがとうございました。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 9 時 52 分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前 10 時 05 分）

次に、8 番佐藤恒夫君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8 番佐藤恒夫君

議席番号 8 番佐藤恒夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従い一般質問をいたします。

先月、5 月 8 日より、コロナの感染症が 2 類から 5 類感染症となり、やっとふだんの生活に戻った感がいたします。先日、区長さんたちと話す機会がありました。その中で、地域では、まだまだふだん通りにならないんですよというようなことを話されておりました。

コロナ禍においては、3 密の回避というのをよく言われておりましたので、地域住民の集まりというのはなかなか困難でありまして、地域のコミュニティーが希薄になりました。集まれないという状況は、これまで以上に地域のコミュニケーションの機会を失っております。

以前は、自治会活動が活発なほど地域の団結力が強いと評価をされておりましたが、現在では、活発になればなるほど負担が増えるということで逃げ腰になる住民の方が増えているのが現状のようです。地域で何もしないのが良いというような考え方もありますが、それでは地域の支え合いができません。地域づくり活動なかなか難しいなど改めて感じたところであります。

そこで、地域づくり活動センターについての質問をいたします。

地域づくり組織の代表や学識経験者、公民館長、一般公募の住民で構成される地域づくり活動センター市民検討委員会が、令和 2 年 1 月に発足をし、公民館の分館問題や活動センターの在り方を協議して、やっと令和 5 年 4 月 1 日より地域づくり活動センターが市内 27 カ所でスタートをいたしました。社会教育施設である公民館をコミュニティー施設に移行して 2 カ月が経過をいたしました。

各センターが地域のニーズに沿った運営ができているのか、現状についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

地域づくり活動センターの運営状況についてお答えをいたします。

地域づくり活動センターの業務には、大きく4本の柱がございます。地域づくりの場、支えあい・つなぎの場、人づくり学びの場、行政窓口の場の4つの柱となっています。

まず、地域づくりの場においては、地域づくり活動を支援するため、地域任用職員を配置する経費を基礎型交付金として、市内27の地域づくり組織に交付をしております。6月1日現在、市内全地域づくり組織において地域任用職員を雇用または委託して配置をされております。その内訳は、雇用型が24組織で27名、委託型3組織で3団体となっております。

次に、支えあい・つなぎの場、人づくり学びの場については、地域と行政の協働による取組を進めてまいります。この取組を進めるに当たっては、地域内での協議の場が必要であり、地域づくり活動センター運営委員会がその役割を果たすこととなっております。6月1日時点での地域づくり活動センター運営委員会の設置状況については、15のセンターで設置をし、委嘱・任命人数は計152名となっております。また、この運営委員会には、話し合いを通じて地域のニーズを把握する場にもなっており、センターの活動方針など地域の方向性を御検討いただいております。

次に、行政窓口の場として、全地域における5月末時点での行政窓口業務の利用実績件数を申し上げます。タブレットを用いた相談業務が21件、受付業務が187件、公金の収納業務が236件、証明書等の発行業務494件、その他の業務として706件、合計1,644件となっております。地区別に窓口業務の利用実績数を見ますと、かつて公民館に出張所が併設されていた野村地区において利用実績が多い状況でございます。また、新たに行政の機能が設置をされた大野ヶ原地域づくり活動センターにおいては、これまで片道40分から1時間かけて支所まで手続に行かれていた地域の方が身近に行政窓口ができて非常に助かっているとお言葉をいただいております。

市内のセンターによっては、行政窓口業務の実績が少ないところもございます。その要因といたしましては、本庁・支所までの距離が近く、買物や金融機関への用事を町の中心部で済ませたついでに本庁・支所を利用される方が多い。また、センターの位置が町の中心部と逆の方向にある場合、本庁・支所を利用されることが多いといった要因が挙げられます。

次に、職員の体制でございますが、27センター、26カ所において、センター長が26名、センター主事が26名、会計年度任用職員25名を行政職員として配置をし、各センターの運営に携わっております。これら職員の横の連携を密にして、情報の共有や職員の資質向上を目的とした、西予市地域づくり活動センター連絡協議会を5月24日に設立をいたしました。設立総会では、年間の事業計画や役員体制を協議した後、地域と行政の協働に関する研修会を開催し、参加者同士で、センターの運営体制や各地域の取組について情報共有を行いました。

また、センターの特色ある活動状況については、西予市行政情報番組にて、昨日から6月末日までは、土居・大野ヶ原地域づくり活動センターを紹介しております。今後も市内のセンターを紹介していきますので御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

活動センターの連絡協議会を立ち上げ、横の連携を密にして情報共有や資質向上をするということでありました。よろしく願いをいたします。

地域づくり活動についてお伺いをいたします。

地域任用職員を採用して地域づくり組織の支援をするということで、もともと地域づくり活動が活発でなかった地域においては、地域任用職員の負担が増えるのではないかと思います。

センターと地域任用職員の相関図を見ると、行政上の身分にない地域任用職員というのは縦の関係にはないようであります。地域の自治活動や地域づくり活動は、行政に指導されるものではないためにフラットな状態になっているというふうな

ことを説明されているようではありますが、しかし、地域の実情に応じて運営支援をする必要があるのではないかと思うのですが、地域づくり活動センター推進室のお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

地域任用職員は、4月1日のスタート時には配置が間に合わない地域もございました。6月1日時点では、27全ての地域に配置をされており、地域づくり活動の支援に努めていただいております。

地域任用職員として初めて雇用された職員ということで不安や心配な点も多いかと存じます。地域任用職員に対する負担の軽減と活動への支援についてお答えいたします。

まず、令和3年度から開催をしております地域人材育成セミナーでございます。このセミナーは、情報の発信や会議の進め方など、地域任用職員としても必要なスキルを学ぶことのできるものです。このセミナーには、地域づくり組織からの推薦枠を設けており、多くの方が参加いただきました。その中から12名の方が地域任用職員として雇用または委託されております。このほか、3月には、地域任用職員を対象とした研修会も開催しております。

次に、地域任用職員の情報の共有、情報の交換の場としてSNSを活用しております。地域任用職員同士が、自分たちの地域の活動報告や互いにアドバイスを求めたりするなど積極的に活用されており、センターや地域内だけではなく多様な相談の場としても活用をされております。

現在は、地域任用職員とセンター職員の多くが同じセンター内で業務を行っております。これによりセンター職員は、地域づくり組織や地域任用職員への円滑な連携・支援ができる環境にあります。センター職員は、地域任用職員が安心して業務に携われるよう働きやすい環境を側面から支援していきたいと考えております。

また、地域の実情に応じた様々な課題に対する取組への支援策としては、せいよ地域づくりアドバイザー派遣事業制度を活用して、西予市が委嘱します地域づくりの専門家から、地域の課題に対する実務的なアドバイスをいただくことができま

す。相談内容は、地域によって様々ですので、相談内容から判断して適切な支援ができるアドバイザーを派遣させていただいておりますので、ぜひ御活用いただければと思います。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

支援策としては、地域づくりアドバイザー派遣事業制度を活用してほしいというふうなことであります。専門家からのアドバイスをいただけるということですので、適切な支援が受けられるのではないかと考えております。

一つ再質問をさせていただきます。

小規模多機能自治というのは、西予市だけでなく、各市町においても地域づくりの体制を見直すというふうなことになっておりますが、これは、少子高齢化や人口減少による地域を取り巻く環境が大きく変化しているからではないかと考えております。隣の大洲市でも、新たな地域自治組織を令和5年、今年の11月に最終決定をするようでございます。

その方針の中に、公民館主事は、新たな自治組織移行後は、1年間は事務を行いながら地域任用職員に引継ぎをして、2年目からは、公民館主事をなくし、行政窓口、証明書発行あたりも廃止をして、将来的には指定管理にすることを発表されているようであります。

本市においても、活動センターにおいて、行政職員をなくして、指定管理体制の考えがあるのか、今後の活動センターの方向性についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま佐藤議員から大洲市が取り組まれております大洲市地域自治組織再編に関わる取組について、その中での指定管理制度の導入、また行政機能を除くようなそういう取組についての例を教えてくださいましたが、西予市としましても大洲市の取組については、検討の状況を把握させてい

ただいております。

指定管理制度のことであると思いますが、その導入につきましては、西予市の今後の方向性を地域づくり活動センター推進計画に基づいてお答えをさせていただきたいと思っております。

西予市では、センターのスタートに当たり、市直営による運営形態により、公民館の機能を拡充し、地域を現場で支える仕組みを構築いたしました。

しかし、将来的に地域が自主自立による地域の発展を目指し、指定管理制度を活用した組織運営を地域から望まれるものであれば、その選択できる仕組みも必要ではないかと考えているところであります。

地域づくり活動センター推進計画は3年サイクルで見直しを図るということを掲げております。令和7年度には見直しを行うことになっております。それまでに地域のほうからそういう要望があり、またその他のいろんな御意見など要望を踏まえ、先進事例の取組と西予市の実績を十分に検討した上で、有識者の御意見を伺いながら、地域が主体的に指定管理制度を選択できるような仕組みも検討すべきではないかなとしたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

推進計画というのは3年サイクルで見直しを図るというふうなことであります。

続いて、行政窓口の業務についてお伺いをいたします。

4月からスタートをして、私もちょこちょこ活動センターに行く機会がありまして、活動センターに行くのとタブレット端末があり、それでその横にたくさんのマニュアルあたりが置いてあるわけなんですよね。タブレットを活用して行政サービスが受けられるようになっておりますが、行政サービスが受けられるんですが、センターと本庁担当者への接続というのはスムーズに行えているかということをお聞きしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

タブレット端末を活用した行政業務についてお答えいたします。

タブレット端末については2種類ございます。一つは、住民票の発行などの行政業務を行うセンターに対して1台配備しています。また、それとは別に、相談業務を行う連絡用のタブレットを全てのセンターに配備しているところでございます。

行政業務を行うタブレット端末では、住民票、戸籍の証明書、印鑑証明書の発行手続などの業務を行っています。4月以降、5月末までに全体で346件の手続実績がありました。その主な内訳といたしましては、住民票の発行が183件、戸籍の証明書発行が122件と大半を占めております。

また、タブレット端末を使用したビデオ通話による相談業務につきましては、全体での件数は21件と少ないものの、試行錯誤しながら、現在ではスムーズな接続ができております。

タブレット端末を使った業務の取扱い件数については、センター間でも実績に差があるため、不慣れな場合もございますが、マニュアル等を確認しながら正確な事務を心がけてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

マニュアルを見てしっかりとできているというふうなことだったと思います。

次に、事務手続の流れについてお伺いをいたします。

公金の支払いもセンターで行えるようになったと聞いております。証明書の発行手数料や公金を受領した場合の事務手続の流れはどういうふうになっているかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

地域づくり活動センターでの公金の収納業務に関する事務手続の流れについてお答えをいたします。

市税や保険料などにつきましては、納付書を持

参していただきましたらセンターで収納ができることとなっております。センターで受け取った現金については、翌日の午後1時30分までに本庁まちづくり推進課、または支所地域生活課へ提出をし、本庁・支所の担当者が金融機関へ午後3時までに入金をするという流れになっています。

市税や保険料には納期限が設定をされており、その確認を速やかに行うため、このように翌日までに現金の持込みを取決めをして行っているところでございます。

一方で、使用料や手数料等については、1カ月分をセンターで集計し、翌月の初めに本庁・支所へ現金と集計資料をまとめて提出するようにしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

現金の取扱い、保管というのは、十分に注意を払って行っていただきたいと思います。

次に、各種申請などの手続が行えるようではありますが、私ちょっと思ったのが、有害鳥獣駆除による有害鳥獣の現物確認という業務をセンターで行えないかというのをちょっとお聞きしたいなと思いますので、御答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

地域づくり活動センターでの有害鳥獣駆除に関する捕獲鳥獣の現物確認業務についてお答えをいたします。

まず、地域づくり活動センターで行います行政業務を検討するに当たり、公民館での業務内容の調査と組織機構に伴います支所の組織再編や職員体制を考慮した支所業務の見直しを行う必要があり、業務の移管調査をまず行いました。その調査結果をもとに各課にヒアリングを行い、センターで行う行政業務を確定し、業務マニュアルを作成して現在業務を進めています。

佐藤議員から御提案のありました業務につきましては、これまで本庁と支所に対応していた業務でもあり、各センターで行うには人員配置等に難

しいことから、センターでは取り扱わない業務と判断をしております。

今年度からの取組となりますので、センターでの行政業務の取扱い状況を見極めつつ、当面はこの体制で進めさせていただく考えでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

各センターで行うには人員配置的に難しいのではないかというふうな答弁であったかと思います。

有害鳥獣駆除の現物確認業務というのはそんなに難しいことではないと私は思っております。先ほど、タブレット端末を活用して行政事務のときはビデオ電話による業務を行えるというふうなことで答弁をしていただきました。タブレットがあるわけですからそんなに難しいことではないと思います。それと、地域づくり活動センターの中では、地域づくり活動の中に有害鳥獣駆除隊というのも組織の中に入って活動されているところもあるわけなんですね。

こういった状況を見ると、有害鳥獣駆除による現物確認業務というのは、センターで行えるんじゃないかなと私は思っております。ちょうど政策企画部長の横が産業部長、林業課の担当部長が横にいらっしゃるようではありますが、担当部長あたりはどのようなお考えかちょっと答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

有害鳥獣の現物確認をセンターで行えるようにするべきとの質問でございますが、有害鳥獣の個体の現物確認は基本職員が行うこととなっております。タブレットを利用したりした場合においても、写真の撮影、それから確認書の作成等は、同様に職員による確認作業を省略できるものではないかと考えております。今後、市内の全てのセンターにおいて対応が可能かどうか、センターでの取扱い業務量などを確認し、必要に応じて捕獲確認マニュアル等の見直し等を検討したいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

現物確認というのは職員じゃないとできないというふうなことを言われたと思うんですが、活動センターの中にも職員いらっしゃいますよね。センターの中にも職員はいらっしゃいますし、その方がタブレットで送ったら、それでいいのではないかなと私は思いました。

次に、再生可能エネルギーについての質問をいたします。

地球温暖化対策を考えていく上で、温室効果ガス削減を実現していくためには、風力または太陽光発電の導入が有効な手段の一つではないかと私は思っております。

昨日の新聞だったでしょうかね、四国電力のほうで、松山に大型蓄電所を建設すると発表されておりました。カーボンニュートラルの達成に向けて、再生エネルギーを主力電力化する国の方針に沿って開発を進めたいと述べられておりました。

また、国は、改正温暖化対策推進法で、脱炭素化を推進する事業を行う区域、促進区域と言いますが、設定をし、町の努力義務としております。地方公共団体が促進区域を制定し、温室効果ガスの排出削減を推進するための実行計画も策定をされております。温室効果ガスの排出量削減を行うための施策には、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、緑化促進、環境型社会の形成等が定められております。

この取組が加速する一方で、太陽光発電施設や風力発電施設の開発は、自然の景観や生活環境を損なう可能性があることから、虚偽申請や不正な事業者なども見受けられたことから、本市では、西予市環境基本条例に基づき、西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例を制定されております。

そこで、今現在の本市における風力及び太陽光発電施設の設置件数と発電量をお伺いいたします。

○河野議長

一井生活福祉部長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市における風力及び太陽光発電施設の設置

件数と発電量についてお答えいたします。

まず風力発電施設ですが、西予市宇和町野田地区と山田地区に8基ございまして、年間の発電量は約3万5000メガワットアワーとなっております。これは仮に、家庭の1世帯当たりの全消費電力量を、環境省の調査結果に基づき年間で4,175キロワットアワーとした場合、約8,400世帯分の電力量に相当いたします。

次に、市内の太陽光発電施設でございますが、現時点では、市独自で法人等や個人事業者が設置した件数及び発電量の全てを把握してはございません。参考までに、発電量に関しては、環境省が公表しております自治体排出量カルテにおいて、FIT制度による再生可能エネルギーの設備容量の導入状況が示されており、最新のデータである令和3年度の市内太陽光発電量は年間で約4万882メガワットアワーとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

次に、設置に当たり市への届出についてお伺いをいたします。

西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例は、令和2年7月1日から施行をされております。その中に、再生可能エネルギー発電施設が出力が10キロワット以上の発展施設は届出を出し審査を受けることになっているが、審査の内容、審査基準はどのようなものか、届出の流れの説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

市への届出についてお答えいたします。

西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例では、事業者に対して発電施設の適正な設置及び維持管理を求めていくことで、市内に建設される発電施設の安全性・信頼性を確保し、あわせて、自然環境・景観及び生活環境の保全と地域との共生を図っていくことを目的として、令和2年4月1日に制定し、同年7月1日から施行しております。

これにより、事業者は、計画の実施に当たり、災害や環境への影響を精査し、災害の発生防止や環境保全対策を検討した上で、事前に周辺関係者に同意や理解を得るなど、事業を実施する地域との良好な関係維持に努めていただくことが求められます。

事業者は、まず、事業着手の 90 日前をめどに、市と事業計画についての事前協議を行い、着手する 60 日前までに必要書類をそろえて市へ届出を行っていただきます。

提出された届出書類に基づき、防災上の措置、周辺地域における良好な自然環境等の保全、施設設計の安全性の確保、自治会及び近隣住民との良好な関係性について、規則で定めた技術的基準など 23 項目について審査を行います。

審査において問題がなければ、審査結果の通知後、事業を開始することが可能となります。ただし、事業内容に問題等が見受けられる場合には、事業者に対して必要な措置を求めた後、問題等の解決が確認できれば事業に着手していただくことができます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8 番佐藤恒夫君

本市において条例施行後、令和 2 年 7 月 1 日以降になりますよね、何件設置をされていたかというのを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

条例施行後の届出の件数についてお答えをいたします。

これまで 11 件の事業計画の届出があり、11 件全て工事着手の同意を得るに至っております。聞くところによりますと、西予市に事業計画の届出を行う前段階において、地域の同意が得られない案件や隣接所有者の理解が得られず事業規模を縮小した案件などもあるようで、一定の効果は上がっているように思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8 番佐藤恒夫君

11 件あったということで、発電事業を行う事業者は、あらかじめ事前協議を行い、同意を得ること、地元地区への説明をしっかりとさせていただいて、地域との争いをなくして共生を図っていただきたいものだと切に思います。

次に、固定資産税について伺いをいたします。

産業用太陽光発電には固定資産税がかかります。設備と土地の固定資産税評価と税率はどのようになっているのか伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

太陽光発電等の償却資産に係る固定資産評価額について答弁をさせていただきます。

議員が述べられたように、発電等によります事業に供するため取得された風力や太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備につきましては、償却資産として固定資産税が課されるということになっております。

償却資産の固定資産税につきましては、償却資産の取得価格に減価残存率を乗じて算出された償却資産税評価額、これに 1.4%の税率を乗じた額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8 番佐藤恒夫君

再質問させていただきますが、再生可能エネルギーの発電設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置があるのかどうか伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

軽減措置につきましてお答えさせていただきます。

再生可能エネルギー発電設備のうち、地方税法に規定をいたします一定の要件を満たす場合におきましては、課税標準の特例が適用されまして、

取得した当該設備の出力規模に応じた特例割合によりまして、固定資産税が課されることとなった年度から最初の3年間に限り軽減されることとなっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

もう一つ、本市における風力及び太陽光発電による設備と土地の固定資産税の税収と件数はどのくらいあるのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

固定資産税の賦課期日となります1月1日現在、事業用の償却資産を所有されている方は、償却資産の状況について申告期限までに申告をいただくということが義務づけられております。

本市におきましては、申告のありました償却資産につきまして、再生可能エネルギー発電設備として分類・管理を行っておりません。そのため、正確な対象の件数及び税額については把握しておりません。そのため参考のデータとはなりますが、経済産業省から提供いただいております再生可能エネルギー発電設備認定情報によりますと、西予市内におきまして再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき認定された発電設備、この中には10キロ未満の発電設備は除くわけでございますけども、そのうち、平成24年7月1日から令和4年7月31日までに運転開始報告のあった発電事業者は253件となっております。

また、当該発電事業者の再生可能エネルギー発電設備に係る償却資産及び土地の固定資産税額につきましては、令和2年度約3965万7000円、令和5年度におきましては約8551万4000円となっております。大幅に増加をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

件数は結構あるんやなど。それと増収についても、結構、2年と比べるとあるのかなという感じいたします。

続いて、太陽光パネルの廃棄についてお伺いをいたします。

先ほども述べたように、地球温暖化対策を考えていく上では、温室効果ガス削減を実現していくためには、風力とか太陽光発電の導入が有効な手段の一つであると私は先ほども言ったように思っております。設置をしたら、当然、寿命が来て撤去する話も出てきます。太陽光をはじめとした再生可能エネルギーを、今後、安定した電源にしていくためには、廃棄問題というのは避けては通れないと思います。

そこで、太陽光パネルの廃棄問題についてお伺いをいたします。

太陽光パネルの寿命というのは大体25年から30年くらいと言われておりますが、今後、太陽光パネルが大量に廃棄されることが予想されております。市は、太陽光発電施設の廃棄・撤去の基準をどのように考えているのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

太陽光パネルの廃棄についてお答えいたします。

太陽光発電施設の廃棄処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により太陽光発電事業者等でございます。

発電施設の撤去及び処分は、資源エネルギー庁が策定したガイドラインにおいて、事業終了後、可能な限り速やかに行うことと示されており、当市の条例及び施行規則においては、事業者が施設を廃止しようとするときは30日前までに施設廃止届出を行い、施設の廃止完了後、撤去後の現地写真を付して速やかにその旨を市長に届出しなければならないこととなっております。

また、解体・撤去工事の実施に当たり、作業や太陽電池モジュールの安全管理、分別保管の実施、廃棄物処理など関連する法制度への対応が求められています。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

次に、廃棄費用についてお伺いをいたします。

太陽光発電設備には、鉛やカドミウムといった有害物質が一部含まれているため、廃棄処理を行う必要があります。太陽光発電施設の撤去については、使用者である個人が撤去することは通常考えられないと思います。事業者が解体業者などに依頼をして撤去作業をすることになると思います。このため産業廃棄物扱いとなり、市の環境センター等に持ち込まれることはないんじゃないかと思っております。しかし、使用しなくなった太陽光パネルをそのまま放置しておく場合もあります。また、不法投棄の心配もあります。

こうした廃棄費用に関する面において、適切に廃棄処置されているかを監視していくというのも市の責務だと思うのですが、対策はされているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

太陽光パネルの廃棄費用についてお答えいたします。

太陽光発電事業は、事業参入への障壁が低く、様々な事業者が取り組むことができ、事業主体の変更も行われやすい状況から、全国のみならず、当市においても、発電事業終了後に施設が放置されるのではないかとといった地域の懸念がございました。

経済産業省資源エネルギー庁では、そのような懸念に対し、平成 29 年改正FIT法により、廃棄費用の積立ての計画や報告が義務化されましたが、実効が伴わないことから、令和 2 年 6 月に関係法令が改正され、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度ができ、原則として、外部機関に積立てをする仕組みに変わりました。

具体的には、事業者が受け取る電気供給の対価から源泉徴収的に廃棄費用が控除され、それを第三者機関が積立金として管理することになります。事業者が解体等の実施費用に充てるため、積立金を取り戻す際には、廃棄処理が確実に見込まれる資料提出が必要となるというものでございます。

なお、対象は 10 キロワット以上、全ての太陽光発電のFIT・FIP認定事業で、積立金の調達期間は、交付期間終了前の 10 年間となっております。

仮に、事業者が倒産した際も、取戻し条件は維持されるため、債権者は任意に積立金を取り戻すことはできません。事業譲渡時には積立金も承継することになりますので、制度上では、廃棄処理は確実にできるものと理解をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

今後、この太陽光発電設備というのは、再生可能エネルギーの一つとして、2050 年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて増えていくということが考えられております。廃棄費用については先ほど、売電型の発電設備に関しては、電気を売って得た収入の一部を事前に積立てしておく制度が開始されたということでございました。もし、事業者が、例えば行方不明になったり、持ち主が特定できない状態になった場合、行政で廃棄費用として積立金を請求して廃棄できるのかどうかというところをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

事業承継者がいない場合の太陽光発電施設の廃棄処分についてお答えをいたします。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法では、認定事業者以外の者による積立金の取戻しが規定されており、一定の要件を満たす場合には積立金の取戻しが認められます。

具体例を申し上げますと、問題となる発電施設の廃棄等処分について、地方自治体が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政代執行を実行した場合、積立金を当該認定事業者等に代わって取り戻すことができます。この手続には、当該事業者等にあらかじめ通知を行わなければなりません。仮に、事業者等の所在が明らかでない場合は、公示送達の方法等により通知を行うことができるとされております。したがって、この

制度においては、業者がいなくなったとしても廃棄処理は行えるものと理解をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

業者がいなくなったとしても廃棄処理は行えるものと理解しておるといふことの答弁でありました。

費用がかかるからといってそのまま放置したり、空き家になる場合もあるんじゃないかと思えます。こういった場合、一番困るといふのは地域の住民の方ではないかと思えます。不法投棄された場合も困るのは地域の住民の方であります。

本日伺ったところによると、令和2年6月の法改正で10キロワット以上の太陽光発電設備の廃棄処分というのはいくらも行えるということと、本市において、再生可能エネルギーの発電設備に係る償却資産及び土地の固定資産税の税収というのはいくら、令和2年度は3965万円、令和5年度については8551万円と増収しているということとを考慮して、西予市の将来を考えて地域に沿った対策をしていただくということをお願いいたしまして一般質問を終わります。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時59分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前11時15分）

次に、13番井関陽一君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

おはようございます。

本日の最後の質問者となりました。議席番号13番井関でございます。

河野議長より発言の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

先日、5月の末になりますが、五島市に視察に行つてまいりました。ここは、日本初となる浮体式洋上風力発電や大型の潮流発電機を用いた実証事業を行うなど、再生可能エネルギー研究の先進地として、カーボンニュートラルの実現に向けた

取組が実践されておりました。また、浮体式洋上風力発電は観光の一環としても一役を買っておりました。さらに、市関連施設に五島市産再エネ100%・CO2ゼロ%の電力を供給し、ゼロカーボンシティの実現に向けて、市内商工業者や団体で組織された五島市民電力株式会社が設立されており、再エネの取組の本気度がうかがえた次第でした。

西予市では、5月25日に西予市エネルギービジョンが公表され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、西予市の方向性が示されたものであると思えます。私も作成委員の1人でしたが、作成されたビジョンがどのように運用され実施されていくのかお伺いをしたいと思えます。

まず、通告書にあります1番から3番なんですけれども、概要的なものでございますので、一括して目的と内容と実施方法について御説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

エネルギービジョンの目的、それから取り組む内容、実施方法についてお答えさせていただきます。

まず最初に目的でございますが、当市のエネルギービジョンにつきましては、本市における地域課題やエネルギー需要構造、エネルギーのまちの実現に向けた政策上の課題等を踏まえて、本市におけるエネルギー構造高度化・転換に向けた基本方針を取りまとめることで、再生可能エネルギー等の活用の取組を推進することを目的に、経済産業省のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業を活用し、策定をいたしました。

次に、取り組む内容でございます。

本ビジョンにおいては、旧町ごとの地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用が求められると考へ、明浜・三瓶の沿岸部ゾーン、宇和の盆地ゾーン、それから野村・城川の山地ゾーンの3つのゾーンに分けて取り組む内容を検討いたしました。

沿岸部ゾーンでは、避難所への太陽光発電の導入を、盆地ゾーンでは、廃棄物バイオマス利用、公共施設での地中熱利用を、それから、山地ゾーンでは、小水力発電の導入、木質バイオマス利用

をそれぞれ検討いたしました。

本ビジョンにおいて示された事業に係る着手の判断につきましては、事業化の可能性調査等詳細な分析を実施した上で、今後予定されております大型公共事業の時期、それから財政状況等を勘案して検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、実施方法についてお答えさせていただきます。

本ビジョンにおいて検討した取組につきましては、小水力発電の導入が一定の効果が見込まれることが示されたところでございます。しかしながら、試算上のインシヤルコストにおいて、最低でも6億8900万円のコストが見込まれることから、事業実施に当たっては、国庫補助金等特定財源の確保が前提であると考えております。

また、宇和中学校での検証を行った地中熱システムについても一定の効果が見込まれることが示されました。地中熱システムを空調に活用することで、公共施設の省エネ化が可能となり、事業内容によっては国庫補助を活用することも可能となります。今回のビジョンでは検証できておりませんが、宇和中学校以外の公共施設においても導入が可能でありますので、策定したビジョンをもとに、その他公共施設への導入についても検討していきたい考えでございます。

今後は、本ビジョンの実現に向け、各種財源の活用や技術の進歩等の変化する現状を注視し、本ビジョン内の検証で得た課題について、引き続き検証し、費用対効果が見込める取組から推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

再生可能エネルギーの取組を推進していき、沿岸部ゾーン、盆地ゾーン、山地ゾーンに分け、それぞれで取り組める再生エネルギーの検討をしていくということで、費用対効果が認められる取組から推進していきたいという内容であったかなと思います。

実際に地中熱を利用したことなんかは、まだ今、西予市でも、今まで考えたことがなかった取組だ

と思うんですけども、財政の状況を見極めながらということになると思いますが、インシヤルコストの回収が可能とされた事業は、なるべく早く取り組み、就業の機会が増やせるようお願いしておきたいと思っております。

それでは、具体的な内容について少し質問をさせていただいたらと思っております。

これまでも何回も質問してまいりましたが、廃棄物のバイオマスについて質問させていただきます。

野村浄化センターの廃棄物と畜産廃棄物を利用した発電の場合では、インシヤルコストを回収するのに要する年数が53年と非常に長い期間であるんですが、畜産業を行う上において、廃棄物の処理に困らなければ規模拡大につなげることができるし、環境にもよいと考えますが、行政のお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

廃棄物バイオマスについてお答えいたします。

本ビジョンの作成に当たり、農業廃棄物、水産廃棄物、下水汚泥、し尿処理汚泥の廃棄物バイオマスについて検討を行いました。

農業、水産系の廃棄物である稲わらや農産物加工残渣、水産系廃棄物等は、既に堆肥化や農地還元、産業廃棄物としての処理システムが既に確立されており、バイオマスエネルギー利用における資源量の確保が困難との結果が出ました。

下水汚泥、し尿処理汚泥については、宇和浄化センター、野村浄化センターの2施設において、熱・電力利用の両面から再利用設備の導入について効果検証したところ、コスト面においてランニングコストが販売収入を上回ったため、投資回収は不可能であり、設備投資が高額となることから、現状での導入は困難との結果となりました。

また、野村浄化センターへ野村町エコセンター、城川町高品質堆肥センターで堆肥化されております畜産廃棄物を搬入してバイオガス発電等の活用についても検討を行いました。インシヤルコストが高額となることと、投資回収に、先ほども言われましたように、53年を要する見込みとなったことから、今後の畜産廃棄物の減少の可能性を考

えると、こちらについても現状では導入は難しいと考えております。

しかしながら、現状での取組は困難であっても、廃棄物バイオマスの活用についてはCO₂削減にもつながることから、環境に優しい西予を目指し、引き続き、国庫補助金等特定財源の活用や技術の進捗等、変化する環境に併せて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

先般、国の新たな動きとして、ちょうど3日前の6月13日に、下水の汚泥資源を利用した肥料成分を保証可能な新たな公定規格案、菌体りん酸肥料といいますが、に関する説明会が、農林水産省と国土交通省主催で全国一斉に開催されました。

それよりまずと、下水汚泥を利用する背景には、肥料の原料について、外国依存度が高く、今般のウクライナ情勢などの影響により価格が高騰する状況にある中、安定的に農業生産を続けていくためには、下水汚泥資源など、国内資源の利用拡大を図ることが重要となっていることが背景にあります。

具体的には、下水汚泥の多くがこれまで焼却されており、現在の肥料利用は約1割にとどまっております。

今後、肥料の国産化と肥料価格の抑制につなげるべく、農林水産省と国土交通省が緊密に連携し、肥料利用を拡大するとされており、目標値におきましては、2030年までに畜産堆肥や下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量、リンベース分でございますが、に占める国内資源の利用割合を40%に引き上げるとの目標を掲げております。

西予市での下水汚泥の肥料化については、施設整備のインシヤルコストやランニングコスト、生産肥料の利用見込みなど、現段階では不透明ではありますので、今後、国の動向を注視しながら、引き続き調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

6月13日の菌体りん酸肥料についての新しい情報を報告していただきましてありがとうございます

ました。

肥料の国産化は非常にありがたいことで、昨年、産業建設常任委員会で視察しました富士山朝霧バイオマス発電所においても、発電後の液肥に必要な成分を添加し、肥料として販売をされておりました。こういった肥料につきましてもいろいろと研究していただきまして、今ほど答弁いただきましたような内容を十二分に検討いただいて、発電も諦めることなく、一緒に今後検討していただけたらと思っております。

それでは次に、木質バイオマスについて御質問させていただきます。

産業建設常任委員会において、木質バイオ発電について、昨年1年間調査研究しましたが、その結果、資源はあるものの人材不足にて材料の搬出が無理であり、まずは人材確保を優先すべきとの結論に達し報告したところではありますが、インシヤルコストの回収は35年と長いものの可能であるとの評価がなされました。

西予市はこのことについてどのように考えるのか。また、人材確保として取り組まれました林業に特化した協力隊の状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

木質バイオマスについてお答えさせていただきます。

木質バイオマスにつきましては、以前からバイオマスタウン構想により、木質ペレットの製造等に取り組んでいるところですが、当市は75%が山林で木質バイオマスのポテンシャルが高い地域でありますので、本ビジョンにおいても、未活用の林地残材の熱利用、発電利用について検討をいたしました。

結果としては、未活用の林地残材は搬出についてコストがかかり、補助金等の支援がなければ搬出することが困難であることが分かりました。仮に搬出を行い発電に利用した場合、先ほども言われましたが、約35年でインシヤルコストが回収できるものの、発電設備導入等の初期投資に多額の経費がかかることが予想されております。

このことから、現状で早速に取り組むことは困

難ではあります。木質バイオマスの活用については、森林管理、土砂災害防止、未活用エネルギーの活用といった面からも、環境に優しい、災害に強い西予を目指す上で重要な課題であると考えておりますので、これも国庫補助金等特定財源の活用や技術の進捗等変化する環境に併せて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、林業に特化した協力隊の状況についてお答えさせていただきます。

令和4年度に大阪、東京で開催されました愛あるえひめ暮らしフェアや西予市ホームページなどで林業に特化した地域おこし協力隊を募集したところ、2名の応募があり、令和5年度より活動をしております。

現在、協力隊の2名は林業技術者として、基本的な技術・知識の習得のため、久万高原町にごいます愛媛県林業研究センターにおいて約1カ月間研修を行っている最中のごいます。研修後は、居住地であります惣川地区を中心に林業の実務に携わり、西予市の林業振興を図っていく予定のごいます。

また、今年度はトライアルとして、林業の基礎的な知識、作業などを学ぶことができる短期的に特定の経験を積むインターンシップ制度の実施を検討しております。インターンシップの実施により、林業の仕事に関する理解を深め、林業への新規就業の促進を図るだけでなく、林業就業における課題抽出を行い、本格運用につなげていく予定のごいます。

林業労働力の確保につきましては喫緊の課題となっております。引き続き、関係団体、関係各課と協力を行い、林業従事者の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

人材が不足しているということで、なかなかこの未利用材を搬出することは難しいということで、未利用材を排出するには、約年間 8000 万円ほどのお金がかかるんじゃないかなというような試算も出とったんじゃないかなと思いますが、そういった中、森林環境譲与税をうまく活用するなどし

て、初期投資はかなりの額になるかもしれませんが、木材の乾燥施設を持っていない森林組合など、未利用材の活用と熱エネルギーの両方を利用することによって、将来の林業にとって希望の持てる事業であると思いますので、検討はいただけるという答弁でありましたが、さらなる検討を重ねてほしいと思います。

また協力隊について再質問させていただきたいんですが、3名、多分今年度は3名の募集だったと思うんですが、2名来ていただいているということなんですが、この協力隊の募集については今後も継続されていくのかどうかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

今後につきましても募集をしていきたいと思っておりますし、また新たな都会、それから、県内の大学等も含めて、先ほども言いましたインターンシップ制度の研修なども含めて、市内ではなかなか確保できない林業の担い手を、外からの面からも呼び込んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

インターンシップも含めて今後も募集していただけるということでございますのでよろしくお伺いしたらいと思います。

それでは次に、小水力発電についてお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁の中に少し含まれておりましたが、惣川の色納地区では、イニシャルコスト回収年は17年とかなり可能性が高いように思われますが、惣川での水力発電についての取組の方向性をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

小水力発電についてお答えさせていただきます。

小水力発電につきましては、当市でも水力発電のポテンシャルの高い船戸川の小松地区、都地区、それから、先ほども出ました色納地区の3カ所で検討いたしました。

結果といたしましては、先ほども答弁で申し上げましたとおり、いずれも一定の効果は見込まれるもののイニシャルコストが高額になることから、現在、国庫補助の活用と併せて民間企業との協働について検討していくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

今まで小水力発電、廃棄物発電、いろいろな個別の質問をさせていただきましたが、いずれにおきましても、初期投資がかなりの高額な金額がかかるということで、いろいろな補助事業がないと実施に踏み切ることがなかなかできないのかなという答弁が主であったと思っております。

そういった中ではありますが、惣川地区におきまして、この回収年度が17年というのはかなり数字的にはいいのかなと思いますので、その方法とか、先ほど言われましたが、民間業者との協働ということもございましたので、そこら辺を十二分に練っていただきまして、可能性があるようでしたらぜひお願いしたらと思います。

エネルギーの最後の質問に移らせていただきます。

ハイブリッドダムについてですが、先日、野村町のある方から前議長の小玉さんに情報が寄せられました。私もその情報を見させていただきましたが、その内容はハイブリッドダムに関するものでした。内容を見てみると、国交省が管轄する3つのダム、栃木県の湯西川ダム、島根県の尾原ダム、愛媛県の野村ダムについて、発電施設の新増設をしようとする民間業者等の意見を聴取した上で、発電施設の新増設等の実現の可能性やスキームを検討し、業者の募集要項案を作成するという内容のケーススタディーを実施するという内容のものであります。

西予市としても調査に協力していくべきではないかと考えますが、西予市の対応をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま井関議員からハイブリッドダムが野村ダムも含めて3つのダムで計画されているというお話でございましたが、4月28日に国土交通省から公表をいただきました事業のことであると思いますが、この取組について国土交通省では、近年の気候変動の影響によりまして水害の激甚化・頻発化を踏まえた治水対策とともに、2050年のカーボンニュートラルに向けた取組を加速するため、治水機能強化と水力発電の促進の両立に加え、ダムが立地する地域の振興にも官民連携で取り組むハイブリッドダムの取組を進めるという公表がありました。

そして、5年度におきましては、先ほど井関議員が言われたとおり、3つのダムでその事例研究を行うということでした。その上で、令和6年度以降に事業に参画する民間事業者等の公募を行うダムの選定を進めていくということでした。

西予市としては、この報道につきまして大変興味を持っておりますし、そして、関心を持っております。令和5年度に行う民間事業者等の意見聴取や事業の実施可能性の検討を踏まえて情報収集に努めていきたいと考えておりますし、あわせて、肱川ダム統合管理事務所との連絡を密にし、情報収集をしていきたい、積極的にこのことについては、情報を収集しながら野村ダムで実施していただくよう働きかけを行っていきたいと考えております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

大変前向きな答弁ありがとうございました。

本当にこれ要件の中に地域貢献もうたわれているので、西予市としましてもぜひ協力をして、実現に向けた御努力を願ったと思います。

このハイブリッドダムについて、もう一つ再質問させていただいたらと思います。

そもそもこのハイブリッドダムというのはどういったダムのことを言うのか市民の皆様には御説明を願ったと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

このダムの手法として4つ掲げられております。1つには洪水後にダムの貯水位を下げる放流を行う際、当面、降雨が予想された場合には緩やかに放流し、水力発電を実施する。非洪水期にまとまった降雨が予想されるまでの間、一定の高さまで貯水位を上げ、これを安定的に放流し、水力発電を実施すると。既設ダムにおいては、発電設備を新設・増設し、水力発電を実施すると。堤体のかさ上げ等を行うダム改造や多目的ダムの建設に併せて、発電容量の設定などにより水力発電を実施する。この4つの方法が掲げられておまして、その中で野村ダムとして該当するものについてやっていただけるものであると思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

ハイブリッドダムというハイカラな名前といいますか、こういう名前でございますので、どういったことかなとも思われる市民の皆様もおられたんじゃないかなと思いますので質問させていただきましたが、要は、水資源を有効に利用して発電を行うという内容になっていると思いますので、この水資源、野村ダムにおきましては、30年豪雨で大変野村には大きな災害をもたらしたわけでございますが、そのダムが有用な施設に生まれ変わることができるのであれば、非常に野村町民といたしましてもうれしいことだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたらと思います。

それでは次に、大きな2番、防災行政無線について質問させていただきます。

コスモキャストが運用されて数年たちますが、現在利用されている方の割合がどの程度あるのか。また、1番の質問になりますが、緊急時の放送範

囲はどのようになっているのか。

野村町の火事の際に、去年私大洲市役所にしたわけなんです、会議中に私の携帯のみ緊急放送が流れました。マナーにしていたにもかかわらず鳴ったわけなんですけども、この緊急時の放送がどのように決められているのか。例えば、火事の際の放送範囲はどの範囲に放送されているのか、行方不明になられたときなどの放送はどの範囲の放送内容となっているのか、具体的に教えていただけたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

緊急放送の範囲につきましてお答えさせていただきます。

その前に登録者の状況でございますけれども、防災行政無線配信アプリコスモキャストでございますが、防災行政無線によります避難情報等、緊急情報と行政情報の一部を補完する目的で運用いたしております。現在991名の方に登録をいただいております。人口比でございますと2.5%程度ではございますが、この点についてはまた推進を図ってまいりたいと考えております。

そして、防災行政無線によります高齢者等避難、避難指示の情報など、緊急放送の範囲につきましては、全市的に影響を及ぼす災害の発生が予想される場合には、西予市全域を対象に、また、局地的に災害発生の危険性が高まった場合には、その地域を指定して緊急放送を行うことといたしております。

また、緊急放送として最大音量での放送を実施しておりますのは、サイレン吹鳴を伴う避難指示発令時や火災など、市民の生命・財産に重大な影響を与えるおそれのある状況となったときといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

火事の場合などはその地域の範囲に放送をする、高齢者等避難などは全市に出される場合は全市に出されているということでございましたが、

なかなかこの範囲がどの、ちょうど私が大洲で受けたときは四郎谷やったかな、溪筋の火事だったわけなんです、そこの範囲の中に私の地域が入っているというのがどうなのかなとちょっと思ったので、消防が出ていかなければならない範囲と決められているのか、その辺は火事の場合、これ火事の場合の限定になりますが、その場合はどの範囲に設定されているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今ほどの火災等における配信の範囲でございますけれども、ちょっと詳細な資料今手元ございませんので、確認をさせていただきます、また改めて御報告をさせていただきますと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

詳細については後からで十分かまいませんが、この範囲についてなかなか市民の皆様もそうだと思いますが、先ほど言われましたように 991 名で 2.5%しかこれを利用されていないということでございましたので、ぜひともせっかく導入されているので、もっと周知をしていただきまして、全員の方が利用できるような方向に持っていただけたらと思っております。

それで2番目の質問に移らせていただきますが、ホームページを見てみますと、昨年 10 月から文字放送も併用されたということで示してあると思います。その内容を見ますと、市全体に放送することについては文字放送でも行うというような書き方がされていると思うんですが、実際 10 件遡って見ることができるという内容になっていますけれども、それを見てみますと必ずしも西予市で、市全体に放送された内容が全て文字に起こされているというふうに感じないわけなんです、その辺の取決め、あるいは実際にどのように行われているのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

コスモキャストによります文字配信の内容につきましては、自然災害などの緊急時の放送と通常の行政放送に関しましては全市的なお知らせについて配信をいたしております。そのうち行政放送について文字配信ができてないケースがあるのではないのかという御指摘でございますけれども、今年度に入りましてその行政放送におきまして2件連携ができてない事案が発生をいたしております。原因としましては、職員の人的なミスでありますので、その点につきましては、再度担当の職員の操作研修等を徹底いたしまして、確実な操作・伝達に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

先ほどの火災時のサイレンの対応でございますけれども、消防といたしましては、旧町別で吹鳴をしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

消防長の答弁は、コスモキャストの放送として受け取ってよろしいですかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ただいまの答弁でございますけれども、火災発生時の放送の件でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ちょっと細かくなって申し訳ないんですけども、野村町で火災発生があったとき、大洲市役所には、私以外に当時小玉議長も一緒におられたんですけども、小玉議長の携帯は鳴らなかったもので、野村町全体に放送されたのかなというのがちょっと疑問として残りますが、これ追求してもなかなか難

しいと思いますのでここで終わりますけども、そういう事例があったということだけ覚えておいていただけたらと思います。

そしてまた、文字放送と併用されている件なんですけども、市内全体に放送がされているものは文字放送になっているということではありますが、市内全体に放送されている内容について、コスモキャストで全部が音声放送としてなされているのかどうか、ちょっと重ねて質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今ほどの議員の御質問は、いわゆる全市的な文字配信をしている放送の件数ということで答弁させていただきますけれども、今年度の文字配信を行っている件数につきましては12件が全市的な放送ということで文字放送も併せて実施をいたしております。

先ほど申し上げましたが、そのうち2件が文字放送ができてなかった分でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

全体で12件の文字放送ということで、それは全市的な放送という内容ですよね。全市的な放送というのがどの範囲まで含まれているのかということなんですけど、実際このコスモキャスト、自分が自宅にいても西予市の放送が聞けるということで非常に便利な機能だと思っているんですけども、市内全域に放送されているものが、このコスモキャストの音声放送では全てなされているのかどうかをちょっとお伺いしたんですが、その答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今ほどの御質問でございますけれども、全市的な放送の基準ということになるかと思いますが、それにつきましてもこちらの手元に資料ございま

せんので、改めまして、先ほどの件も含めて資料等はまた御提示させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

資料がないということでそれで構わないんですけども、コスモキャストが運用されて数年たっているわけなんですけども、せっかくこういう便利なグッズが、アプリが導入されているので、全市的に放送されるものは全て音声放送で聞けるように、自宅にいらなくてもその音声放送が聞けるというメリットがあると思いますので、ぜひとも、今現在それがなされていないのであれば、今後そういうふうな、全市的に放送されたことに関しましては、コスモキャストでも聞けるような方策をとっていただけたらと思います。

それでは最後の質問になりますが、先日、高齢者等避難の発令時の放送が、これは訓練ですけども、ありましたが、そのときの内容で、音声放送の中では、大和田地域づくり活動センターが避難所として音声放送なされました。しかし、文字放送では大和田地区は各集会所となっていたんですが、音声放送と文字放送の差異があったんですが、この原因はなぜかお聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えさせていただきます。

6月2日の前線によります大雨についての高齢者等避難の放送につきましては、防災行政無線の放送内容をコスモキャストにおきましても音声と文字により配信をさせていただきました。その避難所につきましては、各地域づくり活動センターの開設を行ったということでお知らせをしております。大和田地区につきましては、議員御指摘のとおり、従前からの地域での取決めによりまして風水害時は各集会所の開設を行うことといたしておりますので、文字配信の内容につきましては訂正をさせていただきました。しかしながら、放送につきましては、かえって混乱を招くおそれもあるということで判断いたしまして訂正放送は実施

をいたしませんでした。このことにつきましては、そもそもそういった放送を行ったということで大変申し訳なくお詫を申し上げます。

今後も、防災行政無線、緊急速報メール、SNS等、多様な伝達手段によりまして緊急情報を伝達してまいります。操作する側の機能向上の訓練も積み上げ、確実かつ、迅速な情報伝達に努めてまいりますとともに、放送文面につきましても、より伝わりやすい内容となるよう検討してまいりますと考えております。

コスモキャストにつきましては、引き続き、広報や西予ケーブルテレビの行政情報番組等を活用いたしまして利用の促進に努めてまいりたいと考えております。また、昨今より操作性・機能性等に優れたアプリも出てきております。多様な伝達手段やツールにつきましては、引き続き、情報収集、研究にも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

私先ほど訓練と言いましたが申し訳ありません、間違いでございました。

今言われたように放送と文字放送では差異があったということをお認めいただいたわけなんですけども、これ避難訓練ではありませんので、非常に大きな問題じゃないかなと思いますので、その辺は十二分に反省していただきたいと思っております。そしてまた、これは提案なんですけども、この放送のときに各避難所がずーっと長く放送で流れたわけなんですけども、地域ごとに、その時は各地域ごとに分けての放送ができないものか、その辺、技術的に無理であれば仕方ないんですけども、各地域ごと、旧町ごとの放送で各避難所が放送できれば、あれほどの混乱にはならないんじゃないかなと思うんですけども、その辺技術的にできるのかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

コスモキャストの運用の中で配信のタイミングになるんですけども、一斉配信は当然一遍で

きるんですが、各地区ごとに段階的になってきますとどうしても時間がかかってしまうということがありますので、全地域をそれぞれ個別の配信をしていくことについての時間的な調整が現在のところ難しいという判断をしておりますので、全市的な今回のような放送の仕方とさせていただいております。ただしその運用方法についてまた具体的な提案ができるかどうかについては、業者のほうとも確認をしながら改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

2.5%しか利用していないことについてずっと質問していても仕方ないんですが、これ利用率を上げていただきたいということが1点と、今後の活用としまして、実際の避難場所がどこでやるかというような確認をするときにやっぱ文字でぱっと見ることができる就非常ありがたいなところがありますので、ぜひともこの有効利用をお願いいたしまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○河野議長

以上で本日の一般質問を終結といたします。

6月19日は午前9時より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時02分

第 3 日

6月19日（月曜日）

令和5年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 6月19日 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 開 議 | 令和5年 6月19日 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会 | 令和5年 6月19日 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| | 午後 0時29分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | | | |
|------|---------|-----------------------|---------|---------|
| 1 番 | 和 氣 敦 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | | 別紙のとおり |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | | |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼
福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 浅 野 幸 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 |
| 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 明 浜 支 所 長 | 池 田 いずみ |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○河野議長

おはようございます。

本日は、傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○河野議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

改めましておはようございます。

公明党の二宮一朗でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

今回は3つの区分で質問をさせていただきます。

1つはスポーツ振興、これは3月議会で時間の都合上ちょっと積み残しがあつたものですから、その分を今回させていただきます。2番目については不登校対策について、3番目については投票率について、この3点でお伺いをいたしますのでよろしくお願いをいたします。

まず最初に、スポーツ振興についてですけれども、第2次西予市総合計画の最終年度の1年前となりました。進行管理として、令和3年度まちづくり報告書というのを策定されております。その中の4つの政策の2)ひとづくりという項目の中でスポーツ振興があるわけですけれども、その事業名と成果指標を見て、私が思ったのは、市民の皆さんがどのようにスポーツに関わるとるのかなというのがなかなか分かりづらい、お役所流の表記の仕方かなとは思んですけども、そして、この計画の期間中、中盤から新型コロナウイルス感染拡大となり進捗状況に影響もしていると思います。この4つの政策の2)のひとづくりの施策、

スポーツ振興について、スポーツの施策の4項目ですね、スポーツ推進の基盤整備、スポーツ機会の充実、競技スポーツの支援、スポーツ施設の管理と利用促進について、これの考え方や取組方、また今後の見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ではまちづくり報告書の意義と効果についてお答えをさせていただきたいと思いますが、第2次西予市総合計画の進捗管理としてまちづくり報告書をつくっております。西予市の目指すまちづくりを示したまちづくりの設計図どおりに順調に進んでいるのか、遅れ気味の施策がないのか、施策別の財源の使われ方や事務事業の状況についてできるだけ市民の皆さんに分かりやすくということを考えているものでございます。

スポーツ振興の施策では、第2次西予市スポーツ振興計画において、生涯スポーツの普及、そして、スポーツ選手への支援、ジュニアスポーツの充実、スポーツ施設の整備・活用、総合型地域スポーツクラブとの連携という5つの基本目標を掲げまして振興に取り組んでおります。

この報告書では、施策の基本事業に成果指標を設定しておりますので、その数値をもって可視化することによりまして、施策の推進状況をお示ししているところでございます。

評価の結果につきましては、施策指標でありませんが、市が維持管理するスポーツ施設の利用者数につきましては、令和3年度実績で13万9298人に対して、令和4年度実績で18万909人となっております。スポーツ関連団体の登録者数については、同じく令和3年度2,043人に対し、令和4年度は2,027人、市主催・補助・委託しているスポーツ講座・教室・大会の年間参加者数につきましては、令和3年度1,511人、令和4年度3,011人となっております。全国大会への出場者数につきましては、令和3年度91人に対し、令和4年度99人となっております。スポーツ施設における利用支障物件数につきましては、令和3年度は9件ございましたけれども令和4年度はゼ

ロ件となっております。施設の利用者数につきましては、新型コロナウイルス対策の緩和が進みまして、各種団体の活動が再開されたことにより目標を上回る効果となりました。今後も利用者数の増につなげていけるよう利用者が使いやすい施設の維持管理に努めてまいりたいと思います。

なお、その他の数値につきましては、一つには高齢化、人口減少に伴うスポーツに関わる人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響によるスポーツ関連事業の大幅な減少により、目標値に程遠い数値となっておりますが、先ほども言いました全国大会出場者につきましては、市が取り組んでいる国際大会や全国大会等に出場する選手へ報償金の支給、懸垂幕の掲出などの支援事業が選手の皆さんの励みになり競技力向上につながっているものと考えているところであります。

市としましては、まちづくり報告書の進捗状況を分析し、限られた予算の中ではありますが、その財源を有効に使われているか、成果が出ているのか、自治体を取り巻く環境の変化に対応していくためにどの事務事業を見直す必要があるのか、また、新規展開を行うための資料、そして意思決定の判断材料として活用させていただいている現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

全国大会等出場されますと市役所に懸垂幕がかかります。最近結構多いなというふうにも感じておまして、あれを見るたびに私もうれしく感じております。ちょうど今、高校総体の四国大会がやっておりますけども、そこにも西予市の選手が何人か出場をしておるということで期待したいと思っております。

今の御答弁の中で、スポーツ推進の基盤整備の体協や総合型スポーツクラブ、これについて令和元年度から2年、3年と見ておりましたら減少実績というふうになっております。この現状についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

西予市スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブについてお答えをいたします。

まず、西予市スポーツ協会につきましては、各町5つの支部で構成した組織で活動をしております。スポーツ協会の登録者数は、令和4年度末で8,610名となっております。令和3年度末の登録者数が8,868名であったことから258名の減となっております。

次に、総合型地域スポーツクラブにつきましては、宇和町、野村町、三瓶町、3つの地域で活動をされており、令和4年度末の登録者数は560名となっております。令和3年度末の登録者数が571名であったことから11名の減という状況です。

登録者数が減少になった要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限により活動が停止されたことによるものと考えておりますが、そのような状況の中でも登録者数が増になった地域もございました。スポーツの活動において、新型コロナウイルス感染症の影響は大きかったものの、それにより見直された種目も多くございます。

本年5月から、感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行したことから、それぞれの活動が通常に戻り、市民のスポーツに関わる機会が増えると想定されます。

市としてもスポーツを推進していく中で、スポーツの現況をしっかりと把握しながら、市のスポーツ協会及び各総合型地域スポーツクラブと連携を図りながら市のスポーツ振興に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

さっきの市長の答弁の中でですけども、西予市スポーツ振興計画についての取組というのがありました。人口減少社会の対応をするために、今地域づくり活動センターというものが西予市ではスタートしておりますけれども、そのテーマは協働であります。市民との協働や地域の活力や連帯感

を醸成するために、私は、スポーツは欠かせないものというふうに考えております。この協働をスムーズに少しでも早い時期に実感できる西予市にするために、住民が参加できるスポーツ推進というのはできないかということでお考えをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

本市では、平成 19 年 3 月にえひめ国体を目指して、西予市スポーツ振興計画スポーツ立市せいよ 2017 を策定し、スポーツの振興に取り組み、令和 2 年 4 月には、取組の成果を踏まえるとともに、スポーツに関する現状やニーズに把握するために実施いたしましたアンケート調査の結果をもとに第 2 次西予市スポーツ振興計画を策定し、令和 6 年度までの 5 年間で計画期間として推進をいたしております。

本計画では、国や県のスポーツ振興計画を踏まえ、えひめ国体のレガシーを活用し、市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽に親しめるスポーツ活動を生涯スポーツとして幅広く見据え、活力ある西予市づくりに努めるために、青少年の健全育成、健康で明るい町づくり、地域の活性化の 3 つの項目を基本理念に事業を進めております。

事業の進捗状況でございますが、市民体育祭では、年齢制限を撤廃したり、グラウンドゴルフ大会では、親子での参加にしたりと、幅広い年代で交流できるよう地域総ぐるみで参加しやすいイベントに実施要領を変更いたしております。さらに、ジュニアスポーツの充実については、愛媛オレンジバイキングスによるバスケットボール教室の実施、また総合型地域スポーツクラブと連携をいたしました子ども動きづくり教室等の幼児体育の指導、遊びから運動が好きになるようなキッズダンス教室等、ジュニアスポーツ活動サポート事業も展開いたしております。

スポーツ施設の整備・活用については、主な事業として、NPB ガールズトーナメント、ソフトボール女子の日本リーグ、マンダリンパイレーツの公式戦、ウクライナ相撲連盟強化合宿、全日本実業団相撲選手権大会、愛媛県クラブ対抗駅伝競走大会等の全国・県規模の大会を開催しており、

宇和球場や乙亥会館等の各施設を有効に活用することができております。

また、10 月には、60 歳以上の高齢者の方を中心とするスポーツ・文化・健康と福祉等の総合的な祭典でありますねりんピック愛顔のえひめ 2023 を招致し、軟式野球を開催することとなっております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

ちょっと 1 点気になるというか、今までも思ってるんですけども、特に県民球団であるマンダリンが西予市で試合したりとかというときに、なかなか市民への周知というのが割合少ないんじゃないかなと、知らない人が多い。昨日も伊予銀行のソフトボールの試合が宇和球場であったようですが、ああいうのもね、市民の人にもうちょっと知らせたら関心持ってもらえたり来ていただきたりというのものもあるんじゃないかなと思いますんで、そういうところにもまた御尽力いただきたいなと思っております。

次に、スポーツのイベントについてですけども、これが本当に 3 月の質問の積み残しということでお伺いしたいんですけども、スポーツに参加する環境づくりとスポーツイベントの啓発について、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

スポーツに参加する環境づくりとスポーツイベントの啓発についてお答えをいたします。

スポーツイベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、ここ 2、3 年は多くの事業が中止や延期をせざるを得ない状況が続いておりましたが、行動制限も緩和され、ようやく以前のようにスポーツ活動が展開できる状況に戻りつつあるところでございます。

さて、スポーツイベントに参加する環境づくり及び啓発の対応としては、まず地域内でのイベント、地域あるいは旧町間でのイベント、市外・県

外からの参加もあるイベントに区分しての対応が必要だと考えております。

まず、地域内のイベントについては、4月からスタートした地域づくり活動センターにおいて、地域の皆さんで話し合っただき、地区運動会等、各地域にあったイベントとなるよう検討が進められています。4月以降、各イベントが再開されるにあたって、今までのやり方を見直し、地域の皆さんが参加しやすいスポーツイベントへ変更したり、新しいイベントを実施されている地域もございます。

次に、地域間でのイベントについては、各町対抗となっている市民体育祭においては、ニュースポーツ的な種目の追加やより参加しやすい要綱づくりに取り組み、子どもから高齢者までの幅広い世代が参加できる大会を目指しております。そのような取組が、ひいては地域が集える場づくりにつながればと考えております。

最後に、四国せいよ朝霧湖マラソン大会や文化の里駅伝競走大会のような市外・県外からおいでいただくイベントについては、市民自ら選手として参加をしていただくことはもちろんのことですが、郷土料理の提供と地域住民によるおもてなし等、多くの住民が参加できる体制を構築していきたいと考えております。

参考といたしまして、今年5月に4年ぶりの開催となった四国せいよ朝霧湖マラソン大会の実績を報告させていただきます。

今回の大会は、市内外から 1,935 名の参加により盛大に開催をされました。参加したランナーの方からは「初出場でコースはきつかったが、応援の方、運営の方の声援を受けて頑張れた。何個かマラソン大会に出たが、この大会が一番人が温かく、心地よかったので、向こう 30 年出場することを決めました。」また、「久しぶりの大会、楽しみに参加をしました。恒例の学生さんによるエイドや地元の出店、地元製品の抽選有りとおもてなし十分の温かみのある大会でした。」「9年ぶりに参加したが、やっぱりいい大会。水害やコロナに負けるどころか、さらにパワーアップしている。」など多くの声をいただいております。まさに多くの住民の方が参画して行うお手本の事業となっております。

これらのイベントを実施することにより、西予

市の魅力や市民のおもてなしが西予市のファンを生み、関係人口の増加につなげられるよう市民の皆さんとともに進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

地域づくり活動センター単位で新しいスポーツイベントが実施予定というふうに御答弁ありましたが、地域づくり活動センターへ呼びかけをするときに、市から何かこう支援ができるものをお伝えできれば、それぞれの活動センターでのお考えというのもまた新しいものが出てくるんじゃないかと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えいたします。

今年から運用開始となった地域活動センターにおいては、今までになかったスポーツイベント等への取組を進めるセンターも出てきておりますので、センター間で情報の共有を行い、地域の新たな活性化へつながるよう進めてまいります。また、支援、補助金等につきましては、現状で新たに活動を行う場合の支援、補助金はございませんが、地域が主体となって新たな事業を行う際には、地域の自主・自立に向けた地域づくり活動を推進するための交付金でありますせいよ地域づくり交付金事業がございます。各センターには、そのようなイベントを地域が検討される場合には、この事業の積極的な活用について周知をさせていただきます。

また、本市には、各町単位にスポーツ推進委員やスポーツ協会がございますので、そういった団体と連携をしながら支援できる範囲で御協力させていただきます。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

地域づくり組織の検討委員会をしてるときに、何回も一般質問をさせていただいた中で、それぞれの地域づくりの地域は、特徴は、27 組織あるわけですから、特徴がありますと、そこそこに合ったどういうことをしたらいいのかというのを全国の事例を紹介して、各地域づくり活動センターに紹介したらどうかということをやったことがあるんですけども、この地域づくり活動センターそれぞれの特徴を生かしたスポーツイベント、またはスポーツ合宿等を誘致するというのも可能ではないのかなと、そういうところができる地域があるんじゃないかなと私自身は思ってるんですけども、そういう市からですね、ここにはこういうものが合うんじゃないかとか、そういうものの情報提供とか、また協賛事業とか、そういうものを検討できないかについてお伺いをしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えいたします。

まず、令和5年度から機構改革によりまして、教育委員会部局から市長部局にスポーツ文化振興係・生涯学習係の一部業務がまちづくり推進課へ移行されたところでございます。

ご質問のあったスポーツイベント等の協賛とかにつきましても、まだ移管され間もない中で現在事業推進を行っておりますので、今年度につきましても、現在の業務を確実に遂行させていただきたいとまずは考えております。

今後、地域づくり活動センターとこれまで以上に情報共有を行うとともに、各地域でスポーツイベントやスポーツ合宿等について検討される場合は積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

このスポーツの部局がまちづくりの中に入るということ自体がやっぱり今の人口減少対策と

いうのに全部、全てがつながるんですけども、西予市の今の事業は、特にそういうふうを考えております。

ですから四国西予ジオパークにしても、それを四国で最初のジオパークということをやっぴり先行メリットを生かしてほしいなということで過去にも質問を何回もさせていただきました。

今回もこのスポーツというふうに変化して考えますと、四国西予ジオパークとしてこのジオサイトを巡るサイクリングコース、その発信とか大会を行う、または、ジオを使ったオリエンテーリング、こういうふうな愛好者を誘致するというスポーツイベントというのができたらいいのかなと思うんですけども、そういうお考えはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

ジオを生かしたイベントについてお答えさせていただきます。

昨年、西予市観光物産協会において、電動アシストつきスポーツバイク、通称E-BIKEを27台整備いたしました。あわせて、見慣れた地図アプリでサイクリングルートを作成し、ナビゲーションすることができるRide with GPSを用いて市内を周遊するサイクリングコースを12種類制作いたしました。

また、ジオサイトをはじめコース上に点在する名勝の解説や画像を掲載しており、ナビゲーションに加えてガイド機能を有しております。日本語以外に対応言語は英語、中国語となっております。

同協会では、これらの情報についてE-BIKEのレンタルの呼びかけと併せて発信していく予定で、大会、スポーツイベントとしての形式ではなく、ジオをまるごと楽しむ！ライドツアーと称して、食事などをセットにしたジオパークを体験する旅行商品を企画し、経済振興課、ジオパーク推進室との連携のもと、経済効果につながる観光振興の可能性を検証しております。

なお、ジオパーク推進室の動きとして、大会は中止となってしまいましたが、6月3日に、県主催の愛媛県自転車新文化推進協会サイクリング大会が、県内の経済界と県内市町の首長さん100名

参加で城川町のジオミュージアムをスタート、ゴールで、ゴール後は西予市の食材を堪能いただけるバーベキューが行われる予定でしたが、残念ながら台風接近に伴う悪天候のため中止となりました。

また、今年 10 月には、サイクリング in 四国西予ジオパークが実行委員会方式で開催されると聞いておりますので、四国西予ジオパークがアピールできるよう支援したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

私も今の部長の答弁の中にありました E-BIKE ですが、この導入を推進してきた者として、4 月以降ホームページなどを見て、何かこうイベントされよんかなとか見よるんですけども、この 12 のコースというのがちょっとなかなか見つけられないんですよ、ホームページで。私がちょっと見つけられないだけかもしれないので、その答弁は別に求めませんが、いい事業を、例えば行ったりつくっても、発信力が弱かったらなかなか市民には、または、市外の皆さんにも伝わらないということがあると思います。この E-BIKE 導入のときにも言ったんですけども、最初にイベントをするということで知名度が上がる。それが有効手段だと考えておりますので、ぜひアイデアを出し尽くした事業をお願いしたいなと思っております。

スポーツの持つ力で人口減少を緩やかに、また持続可能な西予市になることを期待して次の質問に行きたいと思っております。

次に、西予市の不登校対策についてお伺いをいたします。

まず、過去 3 年間の不登校の現状についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

それでは、西予市における過去 3 年間の不登校の現状についてお答えいたします。

令和 2 年度の不登校児童生徒数は、小学校 4 名、中学校 21 名、合計 25 名でございます。令和 3 年度は、小学校 14 名、中学校 31 名、合計 45 名でございます。また、令和 4 年度は小学校 13 名、中学校 47 名、合計 60 名となっており、年々増加している状況であり、特に中学校におきまして、不登校生徒数が過去 3 年間で急増しているところでございます。

不登校の主たる要因としましては、友人関係をめぐる問題や教職員との関係をめぐる問題、クラブ活動や部活動への不適応といった学校に係る状況が要因となっているもの、家庭の生活環境の変化や親子の関わり方といった家庭に係る状況が要因となっているもの、また、無気力、不安といった本人に係る状況が要因となっているものなどが挙げられます。不登校の要因は、児童生徒によって様々であり、急増した要因を特定することは容易ではありませんが、新型コロナウイルス感染症による教育活動の制限や、生活習慣や家庭生活の変化によるストレスなどが及ぼす影響は少なからずあると考えられるところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

今現状をお聞きしましたが、この西予市の不登校の対策について、続いてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

それでは、西予市の不登校対策についてお答えいたします。

不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にあり、先ほど述べましたように、本市においても同様の傾向にございます。そのため、その対策が喫緊の課題となっております。

各小中学校におきましては、不登校児童生徒を生まない、魅力ある学校づくりに努めるほか、児童生徒の思いや悩みを受け止めるための教育相談の充実、早期対応、支援を行うための体制づくり

を行っております。

また、小中学校の教職員で組織された西予市生徒指導部会と教育委員会が連携し、市内小中学校の教職員を対象に、心理療法士の講師を招いての研修会を行うなど、不登校対応に係る教職員の資質能力向上にも努めているところでございます。さらには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員などを配置することにより、児童生徒の心のケアや保護者への助言・援助の充実に取り組んでいるところでございます。

不登校の要因の中には、障がい等の特性による教室不応答や学習に対する困り感の高まりにより自己肯定感が低下し、不登校につながる場合があるため、個に応じた支援を充実させることが必要となります。そのため、発達支援や就学支援をさらに充実させることを目的として、昨年度からサポートルームを設置し、また、今年度からは、新たに学校教育課に発達支援コーディネーターを配置いたしました。これらの取組は、児童生徒一人ひとりの個性と能力に応じた学びの場を提供することにつながると考えております。

今後も児童生徒の自己肯定感を高め、不登校の児童生徒を生まない学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、ほかにも、登校したくても登校できない児童生徒に対して、1人1台端末を利用し、ICTを活用した学習にも取り組んでおります。授業をライブ配信したり、オンライン学習を教員と行ったりと、学習の機会の確保に各学校で努めております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今答弁の中にありましたけれども、教育のICTということで、タブレットで今授業をされておられると思いますが、タブレット授業で参加している実態というのはどのぐらいあるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

今ほどの御質問ですが、野村中学校では1名、月に1回程度の活用実績がございます。三瓶中学校でも1名、週に2、3日程度自宅で過ごす生徒向けにライブ配信により授業を行っております。宇和中学校では、大きく2種類の方法でタブレットを用いて授業のライブ配信を行っております。1つは、教室とサポートルーム間のライブ配信、もう1つは、教室と家庭間のライブ配信です。宇和中学校のサポートルームでは、1日で延べ人数、毎日10名程度がタブレットを使ってライブ配信で授業を受けております。また、家庭にいる生徒に向けてのライブ配信は、日によって人数に偏りはございますが、複数名がタブレットでライブ配信授業を受けている状況でございます。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

タブレットでの授業に参加している場合、これは出席扱いになるのかどうかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

お答えいたします。

市内の学校では、ICT等を活用した学習活動による不登校生徒の指導要録上の出席扱いについて、市内共通申し合わせ事項を作成し、条件を満たしたものについて出席扱いとしております。

その条件としましては、①当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような状況にあること。②保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。③学校の教職員の訪問等による対面指導が定期的かつ継続的にできること。④学習内容が在籍校の年間指導計画に準じた内容になっていることなどを挙げております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

このタブレットによる授業ですけれども、最初のタブレットを全生徒に配るときにも質問したんですけども、先生方がですね、教職員の方が、全ての人その授業ができるのかということがちょっと心配やって質問したんですけど、現状はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

お答えいたします。

現状では、全ての教職員が完全に行えるまでには至っておりませんが、ICT支援員やICTに堪能な教職員のサポートを受けながら実施するなど、不登校生徒の学びの保障に努めているところでございます。今後も引き続き教職員の研修等を行い、できる限り多くの教職員のICT活用能力の向上を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

最初の答弁にもありましたように、今、いろんな理由で不登校ということが現状としてありますし、子どもだけではないんですけども、心の多様化というのはもう社会全体にも広がってきて、今後こういう状況が増えてくるのが予想されますので、ぜひ教職員の皆さんにもいち早く御努力をいただいて対応していただけるようお願いしたいなと思っております。

次に、不登校対策の2番目のCOCOLOプランについてですけれども、小中高の不登校が約30万人に急増して、90日以上の不登校にもかかわらず相談・指導等を受けられていない小中学生が4万6000人もいるという現実、これを解決するために、文部科学省が3月にCOCOLOプランというものを作成いたしました。

まだこれ作成されて各市の教育委員会に届いてまだ期間はあまりないんですけども、いち早く問題点を解決したいという思いで質問をさせていただきますが、西予市の取組方についてまずお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

COCOLOプランの取組についてお答えいたします。

文部科学省が発表したCOCOLOプランでは、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指し、3つの柱のもと様々な取組が示されております。

1つ目の柱である不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える取組として、本市においては、令和3年度に1人1台の端末の整備を完了し、令和4年度より愛媛県校内サポートルーム設置事業を実施しております。

様々な事情により登校できない生徒に対して、タブレット端末を活用してライブ配信による授業参加ができる環境づくりを行うなど、家庭における授業参加の実績を重ねているところでございます。

また、2つ目の柱である心の小さなSOSを見逃さず「チーム学校」で支援する取組では、市内の中学校に5名のスクールカウンセラーと2名のスクールソーシャルワーカー、市内の小学校へは3名のハートなんでも相談員を配置し、児童生徒の悩みの相談にあたっております。

令和4年度の相談実績では、小学校においてハートなんでも相談員が806件、中学校においてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの相談件数が計822件となっており、臨床心理の専門性を生かして、不登校の未然防止や早期発見に努めるとともに、保護者、教員を含め、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしているところでございます。

また、市内の一部中学校においては、令和4年度よりタブレット端末とアセスメント・ツールの活用により生徒の精神状態を可視化するなど、ICTを効果的に活用した教育相談も進めております。

3つ目の柱である学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする取組については、市内の学校において、いじめの早期発見、早期対応、適切な授業改善、学校環境の整備等、これまで大切にしてきた教育活

動をさらに充実し、児童生徒にとって安心して学ぶことができる学校づくりに努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

先ほどの答弁の中でもありました宇和中学校でされとると言われてました愛媛県校内サポートルーム、これの設置状況ですけれども、市内の中でどのぐらいあるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

今ほどの御質問でございますが、現時点では、宇和中学校1校にサポートルームを設置し、専任教員1名、ICT支援員1名を採用し、終日生徒の受入れ及び個に応じた授業を行っております。

また、ライブ配信にも取り組んでおり、学級とサポートルームをオンラインでつなぎ授業を受けたり、サポートルームと家庭をオンラインでつないで授業を行うなど多様な授業スタイルにも対応しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

そのサポートルームの市内小中学校への今後の拡充について考え方を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

今ほどのサポートルームの市内小中学校への拡充についてお答えいたします。

学校規模、不登校児童生徒の状況は様々であり、サポートルームを設置した場合、終日生徒を受け入れる教職員の計画的な人員配置が必要であり、現状としましては、新たなサポートルームの設置は難しいと考えております。

今後は、西予市教育委員会と各学校とが連携した研修等を活用し、宇和中学校校内サポートルームにおける不登校生徒への支援の仕組みを市内の学校全体に広げるとともに、家庭や地域の理解と協力を得ながら不登校児童生徒支援を行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ちょっと確認ですけれども、愛媛県校内サポートルーム設置事業というものとこのCOCOLOプランの中にあるスペシャルサポートルームというのは同じものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

お答えいたします。

愛媛県校内サポートルーム設置事業は、国のいじめ対策・不登校支援等推進事業の一部を活用しました国から県へ委託された事業であり、内容としましては違いはないものと認識しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

そのCOCOLOプランでは、スペシャルサポートルームの設置促進とともに、学校での授業を自宅やサポートルーム、または自治体が設置する教育支援センター等に配信をしてオンライン指導体制を確立すべきというふうにあります。これはもうこのCOCOLOプランのポイントの一番重要な点だと思うんですけども、今後の取組について伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

お答えいたします。

現在、県でもCOCOLOプランの具現化に向けて、各市町教育委員会へ取組内容の調査を行ったり協議を進めております。

今後、県の動向に注視しながら支援体制を整えていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ぜひお願いします。

次に、不登校の子どもの保護者の会について、これもCOCOLOプランの重要な一つなんですけれども、その考え方をお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

不登校の子どもの保護者の会についてお答えいたします。

不登校の子どもを持つ保護者の会は、現在、全国には確認できる範囲で400を超える会が存在しております。これらの会は、不登校の子どもを持つ保護者、寄り添える人や共感できる人で構成されていることから、不登校のお子さんを持つ保護者が、同じ立場、同じ境遇の方々とコミュニケーションをとることで、新たな気づきや精神的な安定を得ることができる側面を持っております。

西予市におきましては、市独自の取組として保護者の会を主催するものはございませんが、大洲市・八幡浜市・内子町・伊方町と西予市が協定締結し、大洲青少年交流の家が開設している適応指導教室おおずふれあいスクールにおいて、不登校の児童生徒が通い学習ができる体制を整えております。そこでは、毎月最終金曜日にたんぼぼの会と称する学校へ登校できない子どもを持つ保護者の会が開催され、おおずふれあいスクールに通う子どもの保護者が、日頃の悩みやよりよい支援の在り方を話し合う会が行われ、西予市の保護者も参加が可能となっております。

今後も本体制を継続するとともに、不登校の児童生徒と保護者に寄り添う教育活動の運営及び支援を心がけたいと思います。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今後、教育委員会が不登校の子どもの保護者であれば誰でも参加できる、その保護者の会のような相談窓口等を設置して、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとかをそういう方のところに派遣して相談相手になったり、そういう保護者の支援をしていくということが必要だと思いますけれども、この取組についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

お答えいたします。

昨今、西予市においても、不登校の子どもを持つ保護者が自主的に集まり、互いの悩みなどを共有する会を開くようになったとの情報を得ております。また、宇和中学校においては、今年度より学校運営協議会の委員にメンタルトレーナーを加え、学校運営における不登校対策を強化しているところでございます。

今後は、不登校の子どもを持つ保護者及び学校からの要望等に十分配慮した上で支援体制を整えていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今言われた西予市においての自主的な集まりというものに、私も数カ月前にちょっと御紹介があって行かしていただいたことがあるんですけども、くどいようですけども、教育委員会や行政が保護者の会を主導をするのではなくて、不登校の保護者の皆さんに対する支援体制というのを早く構築するということが大切であると思っております。

不登校児童生徒の保護者の皆さんに相談ができる場所があるということをお知らせすることが重要だというふうに思いますけれども再度お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

松川教育長。

○松川教育長

今ほど教育部長が御答弁申し上げましたとおりでございますが、不登校の子どもを持つ保護者の皆様や、現在、主体的に活動されているグループの皆様方、さらには学校からの要望や意見を十分聞き取った上で、支援体制の強化を進めてまいりたいと考えています。また、現在、教育相談ダイヤルをはじめとする様々な相談窓口を設置していますが、特に不登校に対する相談対応につきましては整理強化を図り、その効果的な周知にも鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひ前に向いて進むように御努力をお願いしたいと思います。

最後のサポートルームの質問については先ほどから出ておりますので、今回この分は飛ばさせていただきます。

最後の質問ですけれども、投票率について質問させていただきます。

投票率向上につきましては、西予市選挙管理委員会が二度の実証試験を実施して、その結果、期日前投票所へのタクシーでの移動支援というのを決めていただきました。4月の統一地方選挙の県議会議員選挙で、本来は、お披露目じゃないですけど、スタートする予定やったんですけども、残念ながら無投票ということで、それが使うことができてないというのが現状です。実質次回の選挙からとなると思うんですけども、投票率向上に寄与できれば私もうれしく思っております。

今日は、それで投票所の候補者の表示についてですけども、これ、参議院選挙の中に全国区ですね、昔の。そういう候補者が大分あるときに、なかなか見にくいというお言葉を聞いております。私も確認したら上のほうに少し大きくあったんですけども、なかなかそれが目に届かない、行った人は自分で書かないかんということがちょっと集中して、だからそれが分かるようなことができないかというのが1点ですね。

2番目に、支援カードの導入というのがあるんですけども、今でも選挙管理委員会、期日前投票

所に行ったら、例えば、字が書けんので書いてくださいとかいうふうに言ったら書いていただきます。でもそれをなかなか言えない人もたくさんいるというのが現実です。それで県内の何市かでは、投票に来られた全ての有権者に対して親切丁寧な案内を心がけるように支援カードの導入というものを今進めております。

この投票所での代理投票やほかの支援が必要な場合に、この支援カードを使用することで言葉以外で意思表示ができるということで、ぜひ西予市の選挙管理委員会も導入をお願いしたいなと思うんですけど、この2点についてまずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

兵頭選挙管理委員会書記長。

○兵頭選挙管理委員会書記長

ただいまの二宮議員の御質問に対しまして、選挙管理委員会書記長として答弁させていただきます。

各投票所において、投票記載台の正面に候補者氏名等を掲示しておりますが、候補者が多数となる場合、スペースの関係から文字が小さくなる場合がございます。先ほど議員が言われましたとおり、特に参議院比例代表選挙における届出政党名称及び名簿登録者氏名の掲示につきましては、政党数と候補者名が大変多く、文字を小さくせざるを得ないことから大変見えにくい状態となっております。

その対策としましては、愛媛県選挙管理委員会が準備します大判印刷した同じものを投票台の近くに掲示しておりますが、気がつかれていない方もおられるかと思っております。

今後におきましては、投票用紙交付の際に、大判表示があることにつきましても御案内するなど、投票者に分かりやすい選挙となるように努めてまいります。

次に、支援カードの導入について答弁させていただきます。

投票に来られた方全ての有権者に対し、親切・丁寧な案内を心がけるよう投票従事者には周知しておりますので、近年の選挙時に特にトラブルとなったケースはございませんが、議員の言われるとおり、有権者の中には口頭で伝えることが困難

な方や苦手な方がおられます。投票所で代理投票や他の支援が必要な場合に支援カードを使用することで、言葉以外で意思表示ができるようになります。県内においても、支援カードを導入している自治体が増えてきておりますので、誰もが投票しやすい環境整備の手段として選挙管理委員会で検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

投票率が本当に下がってきているというのはこれ全国的な課題でありまして、本当にこの人口減少の前から言ってますけども、人口減少対策の中で、やっぱり選挙に行かないという政治に無関心、行政に無関心ということが一番怖いということで、ぜひいろんな手だてで、これを少しでも緩やかにしていきたいなと考えております。

最後に、学生の投票なんですけども、住民票を西予市に置いたまま市外・県外で学んでいる学生さんは、今、最高裁の判例などから投票ができないという状況というふうになっております。また、18歳の成人ということでますます若年層の投票率の低さというのが今問題視をされておりますし、先ほどから言っているように、人口減少社会の中で、若い人たちが、この地域や国に関心を持つ機会、これをやっぱ手放す行動というのは本当に残念やなというふうに思いますし、早急な改善が必要やないかなと思っております。

これは選挙管理委員会というよりも特に市長にも、市長会とかそういうときに、そういう今、地元にはないけども住民票があるという人たちが、放棄しているこの現状を、何とか国の中でね、できないかなというのが自分の中であるんですけども、取りあえずは選管の今の考え方を伺いたいなと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

兵頭選挙管理委員会書記長。

○兵頭選挙管理委員会書記長

学生の投票について答弁させていただきます。

さきの県知事選挙ですが、18歳の投票率は

41.11%となっておりますが、19歳から22歳では13%から20%台と投票率が低下しております。この背景ですが、高校在学中に選挙権を有している場合は、多くの生徒が投票に出向いていただいておりますが、高校卒業後の進学では、住民票を異動しないまま市外へ転出されている方もいることから、その結果、投票ができない事案が発生し、投票率が低下しているものと考えております。

選挙管理委員会では、若者の投票率向上を目指しまして、新たに有権者となる高等学校の生徒に対しまして、18歳の誕生日を迎えて選挙人名簿に登録されたときには、パスデーカードを送付して、名簿に登録されたことをお知らせしております。また、高校の授業にあわせまして選挙管理委員会の職員が出向き、選挙の出前講座を実施しており、実際の投票所で使用する記載台や投票箱を利用した模擬選挙を行うことで、選挙を身近なものとして感じてもらうとともに、特に卒業後において、引き続き選挙に関わっていただくために住民票と選挙権の関係性についても詳しく説明を行い、進学等に伴う住民票異動の重要性についても啓発に取り組んできたところです。

今後も高等学校と連携しながら、さらなる啓発に努めて若者の投票率向上に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

先ほども言いましたように、今、最高裁の、これ判例で今行われているということなんで、どうしようもないのは分かるとるんですけども、やっぱり全国の地方の首長さんがそういう声を上げていただくと、また制度も変わってくるかもしれませんし、私も自分の党の中でそういう声を上げて、何とか改善できるようにしたいなと思っておりますんで、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時00分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前 10 時 15 分）

次に、18 番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

おはようございます。

故池田忠幸先生が 11 時までには、おはようございます使こうていいからなということを私聞いておりましたんで使わせていただきました。

今日もテレビ見てますと、大谷選手が 24 号打ちました。ああいうすがすがしく一般質問をさせていただきます。

先ほど二宮議員の中で、マンダリンの話が出ました、球場の話から。今マンダリンの公営球場を持ってる自治体で、マンダリンの後援会ができていないのは西予市だけらしいです。その今準備をしているところのようでございますので、市民の方も、また、ここにおられる方も御認識していただきまして、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日は 3 点について質問をさせていただきますが、時間切れになる可能性もありますので手短かにさせていただきます。

昨今、ChatGPT とかいう話が出まして、AI 社会に向かって、人工知能（AI）について質問をさせていただきます。

広がる人工知能とどのように向き合うのか。まず、ChatGPT の利用はということで、対話型の人工知能 ChatGPT は個人情報取得など問題点はいろいろありますが、利用者は急速に広がっています。自治体としての対応をお聞きします。

国は、前向きな西村大臣のような方もおられるようでございますし、自治体によってもいろんな対応が違っているようでございます。温度差も違います。そしてまた、国によっても違うようでございますので、この ChatGPT の商品という形がまた新しい形で、アップルだとかいرونなどから、またこういう対話型の AI が出てくると思いますが、現在出ておりますのは、昨年 11 月に始まったこの商品が初発でございます。

その中で、自治体として、西予市としてはどのように考えておられるか、とらえているかお尋ね

をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

ChatGPT の利用についてお答えいたします。

この ChatGPT は、アメリカの OpenAI が開発した人間的な会話の成立を目指した人工知能に類するコンピュータープログラムのことでございます。言い換えますと、高度な人工知能の技術によって、人間のように自然な会話ができる AI チャットサービスになります。

2022 年 11 月に公開をされ、無料で使用でき、革新的なサービスとして注目を集め、生成した文書の完成度などから大きな話題となり、全世界に広がっております。

その後より精度を高めた有料版もリリースをされ、様々な企業・個人がサービスの開発を試みたりしている状況でございます。

この ChatGPT ですが、元となる情報は、過去にインターネット上に存在した情報であることから、正確でない回答を返す可能性もあり、得手不得手の分野もございます。

また、質問に対しての回答となることから、入力する情報の取扱いについても懸念をされている状態です。

今月 2 日に、政府の個人情報保護委員会は、ChatGPT の開発元であります OpenAI に対して、個人情報保護法に基づき、要配慮個人情報の取得に対して注意喚起を 1 日付で行ったことを発表いたしております。

しかしながら、議員言われるとおり、一方では、実証実験が様々なところで行われており、効果が上がっている事例もございます。

県では、デジタル戦略局の職員有志による勉強会をまずはスタートさせて、行政分野に導入する際の可能性や課題について研究を進めている段階で、今すぐ導入する予定はないようです。

本市といたしましては、現在、様々な実証実験が行われており、実証実験後は、ガイドライン等定まってくると考えております。そのガイドラインを見ながら、活用できる部分から試行を行い、本格導入については検証したいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

個人情報保護法というのが最近とかく出てきて、これがいろんな行動にいろんな問題が起きてるようですけど、私もまだこの個人情報ってのはどこまでが範囲が分かりませんが、しっかりとこの職員が利用できるような形にしてはどうかと私は思っております。

次の質問に移ります。

A Iに対応できる職員育成はどうなっているか。最近、A I、空飛ぶ自動車が今、話題もありますけど、空飛ぶ自動車につきましてもA Iが入りますし、A Iの導入がD XやA Iに対応できる職員、西予市としてはどのように育成は進んでいるのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

A Iに対応できる職員の育成についてお答えをいたします。

A Iの発展など、情報通信技術の進化は日進月歩で進んでおり、デジタル技術の活用スキルの取得は、もはや避けては通れない状況となっております。

これまで本市では、職員に対して、ワープロや表計算ソフトの基本的な使い方、便利な使い方等の研修を行ってまいりました。しかし、昨今のA I等、より高度化するデジタル技術に対応するためには、コンピューターシステムの基本的な知識が必要であると考えております。

このことから今年度は、クラウドシステム、A I、コンピューターの仕組み、ネットワークなど、デジタル技術を活用できるような研修を行う計画としております。時間はかかると思定はしておりますが、継続的に職員の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

非常に専門性のあることではありますけども、これからの人間社会、A Iとは、つき合わなくて済むような我々の世界だったら、後 10 年ぐらい私は生きとると思うんですけど、しなくていいと思うんですけども、これからの方々は、また自治体同士の競争が始まると思います。だから、早めにこの自治体競争、A Iの導入をしっかりといただいて、避けては通れないと思いますので、努力して職員教育、職員育成を目指していただきたいと、このように思いますが、このA Iが出たときに一番問題になるのは、今からこのA Iと対応していく基礎知識を学ぶ義務教育の中で、また、学校教育の中でいろんな形の考え方があります。独立性だとか、そして、創造性とかそういうものがなくなるんじゃないかというような危惧もいたしますし、夏休みの宿題をA Iで、読書感想文書いて、それで出してというようなこともあるかと思っております。

その辺りの問題も含めまして、A Iがこれからの教育へのとらえ方、考え方をお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

それでは、A Iの教育への影響についてお答えいたします。

学校教育におきましては、令和3年度から国のG I G Aスクール構想に基づき、児童生徒1人1台の学習用端末を配布し、学校及び家庭でのI C Tを活用した学習に取り組んでいるところでございます。

教育現場におけるA I活用につきましては、児童生徒の学習用端末にA Iを搭載したドリルソフト等を導入することにより、一人ひとりの理解状況や能力、適性に合わせて、個別最適化された学習が可能となり、個々の学習レベルに応じた教材の提供や回答の分析を行っているところでございます。

また、C h a t G P T等の生成A Iの活用につきましては、現在のところ授業等では行ってはおりませんが、現行の学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力として情報活用能力を位置づけており、今後、社会におけるデジタル技術が進

展する中で、ChatGPT等の生成AIをどのように使いこなすのかという視点も重要とされております。

教育現場での生成AIの活用につきましては、文部科学省が、思考力や創造性への影響、個人情報漏えい、著作権保護といったリスクの整理が必要であるとの指摘をしており、今後、議論を重ねることによりガイドラインが示される予定でございます。

当市におきましては、子どもたちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残されることのないよう国及び県の指針に沿って、授業での活用方法を十分に検討した上で、児童生徒の情報活用能力の向上に役立てていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

多分、ChatGPTに、教育への影響はということを探ねたら、今のような文章がそのまま出てくるかなというような感じもいたしております。答えが出てくるわけですので、そして、職員の中でも、利用してやっぱりひな型的なものは引っ張り出す。そして、事務の合理化する必要が私はやっぱりもうそろそろ出てきてるんじゃないかと。それを許容するか許容しないかは、トップであり自治体であると、こういうふうと考えております。

ですから、難しい質問されたときに、やっぱりひな型的なものも出して私はいいんじゃないかと思っておりますし、先駆者の東京大学の松尾教授は、おっしゃってるのは、自動車ができたときに交通ルールはそんなになかったんです。信号もいろいろなかったんです。そして、右側通行だとか横断歩道だとかそういうのもなかったわけですが、こういうチャットとかAIの社会になると、その社会の中で、後からそういう交通ルール、自動車ができたときのような交通ルールのものをつくったらいいんだという考え方をしております。

だから、人間とAIとの競争だとかいろんなことを言われてますが、これからは皆さんがやっぱりしっかりとAI社会というものを考えていく

ということを必要だと思いましたので、この一般質問を出させていただきました。ありがとうございました。

続きまして、地域づくり活動センターについて、地域づくり活動センターの取組についてでございますが、先般の佐藤議員の質問の中で、活動とか現状については質問されましたので、視点を変えるということで、別枠でとらえていただきますが、活動センターごとの特徴をとらえて、今後どのような行動を行うのか。市内27カ所でスタートした地域づくり活動センターは、地域ごとに特色があり、抱えている問題もいろいろ様々であります。活動センターごとの特徴、高齢化率などをとらえて、今後どのような活動、指導を行っていくのか。また財源の確保や住民参加策などをどのように考えていくのかお尋ねいたします。

これは、地域活動センターが汗と知恵を出したところは非常にすばらしいものになっていくだろうと思います。また、努力をしなかったところは、行政がお荷物になるんじゃないかというような気もいたしておりますので、自主的にその責任者であるというか、市長部局でございますが、支所長単位で旧町ごとの単位でお聞きをさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

議員御指摘のとおり、市内の地域づくり活動センターには、それぞれに特色や課題がございます。今後の活動につきましては、地域とセンターが連携し、まず地域でできること、センターがやるべきこと、センターと地域が協働してできることなど、双方の役割を認識しながら地域課題に対して取組を進めてまいります。

地域づくり組織における財源の確保につきましては、地域づくり交付金を活用した事業で収益を得ることも可能となっております。収益活動のほかには、企業からの協賛金や地元負担金などを活用されている地域の事例もございますので、地域づくり活動センター連絡協議会などで情報を共有するなど情報連携にまずは努めてまいります。

また、ふるさと納税の制度を活用いたしまして、寄附者が地域づくり組織を選択して、直接支援で

きる仕組みについて検討を今進めております。これには、地域の皆様に西予市のふるさと納税を市外に住まわれている地域出身者や多くの方に広めていただく御協力が不可欠なものとなります。これにより新たな財源確保の一つになるものと考えております。

さて、各地域づくり活動センターの取組についてですが、その内容については地域性がございますので、旧町ごとにお答えをさせていただきます。

まず、宇和地域の課題と取組内容についてお答えいたします。

宇和地域には、多田、中川、石城、宇和、田之筋、下宇和、明間の7つの地域づくり活動センターがございます。

宇和地域では、人口が減少している地区もございますが、中心部の人口が多い地区においては、転入者も多く地縁による活動が難しい状況がございます。その希薄化するコミュニティの強化を図ることが、センターが担う重要な役割になるものと考えております。まずは、趣味やボランティア活動などで結ばれたグループ活動を支援し、その活動の単位である点と点を結ぶようなつなぎ役となる取組を進めていき、コミュニティの強化へとつなげていきたいと考えております。

また、利便性のよい地域では、将来に対する危機感が低い傾向がございます。実際に直面しないとなかなか実感がわかないのが正直なところかと思いますが、まずは地域内で自分たちの将来について話し合いを持つ場が必要であろうかと考えております。

昨年度、小学校・中学校へ出向き、児童生徒に地域課題について学ぶ授業を実施し、将来を担う子どもたちに地域を知る機会を設けました。このことをきっかけに、家庭で自分たちの住んでいる地域について話すことがあったと伺っており、若い世代の方にも地域づくりについて知っていただく機会になったのではないかと思います。

また、この取組がきっかけとなり、宇和中学校では、今年度ふるさと学習に取り組んでいただく中で、地域の行事に中学生が積極的に参加していただく体制が整いつつあるようです。

また、その他の地区においては、地域づくり活動センターの活動計画に地域づくり教育の推進を重点目標に掲げているところが多くあります。盆

踊り大会とただフェスの同時開催や住民自主企画のデイキャンプ、れんげまつり前夜祭花火大会、たのすじマルシェ、地産地消事業、昭和ノスタジック夜市、地域の防災力向上に向けた取組など、地域づくり組織と協働で地域住民に地域づくりに関心を持ち、より参加しやすい事業になるよう工夫・改善し、持続可能な自治活動を支援することとしております。

以上のような宇和地域の特徴を踏まえ、地域づくり組織と地域づくり活動センターが連携して取り組む活動が持続的な地域活動となるよう支援してまいります。

以上、宇和地区についての答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

池田明浜支所長。

○池田明浜支所長

続きまして、明浜地域における地域づくり活動センターの取組と今後の活動についてお答えいたします。

明浜地域におきましては、俵津、狩江、高山・宮野浦、田之浜の4つの地域づくり活動センターがございますが、それぞれの地区において、豊かな地域資源を活用した多様な取組が行われております。

活動の一例を御紹介いたしますと、地域の景観等を生かしたイベントや特産品の開発、農業・漁業体験などを通して、将来的に移住・定住につながる田舎暮らし体験の受入れ、廃校を活用したワーケーションの取組、郷土料理やハンドメイド作品の販売等を通じて人と人をつなぐマルシェの開催などを行っております。

また、明浜地域は3地区の地域づくり組織が支援団体となり、地域おこし協力隊の受入れを積極的に行っております。現在は7名の隊員がかんきつ農業、特産品開発、地域の情報発信など、それぞれのミッションで地域の活力向上・魅力発信に努めていただいております。そのほか、手上げ型交付金事業の活用においても令和5年度は、現時点で、新規・継続合わせて4事業が採択され、地域の諸課題に対応した取組を実施することとされております。

それら地域づくり組織が取り組まれている課題に、地域づくり活動センターとして、申請手続や

事業の実施方法など様々な支援を行っており、今後も地域づくり組織の活動が自立できるよう継続して支援してまいります。

これまで様々な地域づくりが展開され、地域の活性化を図ってまいりましたが、どの地域も人口減少や高齢化、産業の担い手不足が顕著であり、地域づくり活動はもとより、地方祭などの古くから続く伝統的行事においても存続ができなくなる可能性もあり危機感を感じているところです。

また、人口減少や高齢化という共通の諸課題を抱えながらも、先陣切って多くのことに取り組む地域、地域づくり活動に取り組む下地づくりに注力する地域とそれぞれでありますので、今後は、歴史や風土、慣例の違う地域の課題やニーズを踏まえ、地域の色、その特色を生かした取組が実践されることで地域力が養われていくよう地域づくり組織と地域づくり活動センター、そして支所が連携協力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

大野本野村支所長。

○大野本野村支所長

続きまして、野村地域における地域づくり活動センターの取組についてお答えをいたします。

御存じのとおり、野村地域は市内で最も広い面積を有しておりまして、野村、溪筋、中筋、大和田、横林、惣川、大野ヶ原の7つの地域づくり活動センターがございますが、それぞれのセンターにおいて、地域資源や伝統文化を生かし、地域と連携しながら活発に取組を行っております。

中でも大野ヶ原地域づくり活動センターにつきましては、本年4月から新たに設置された行政機関ということで、住民の皆様の利便性は確実に向上していると感じているところです。大野ヶ原の住民からは「各種証明書等が必要な場合、野村・城川の支所へ行くのに往復2、3時間要していたが、身近にセンターが設置され、短時間で証明書等取得でき、非常に助かる」といった声が聞かれるとのことであります。

さて、野村地域における各地域づくり組織の活動事例としまして、農産物を通じた地域ブランディング事業、空き家を活用した地域の交流拠点・移住交流拠点の整備事業、酒文化伝承と活用事業、

復興まちづくり事業など地域活性化につながる様々な事業を展開されております。

その中で、今年度におきましては、野村地域の各地域づくり組織及び活動センターが協働しまして、小学校を統合する前にありました各地区小学校の校歌を音源化し、校歌の中に表現されている地域の魅力を再発見し、後世に伝えていこうという事業にも取り組む予定となっております。

このように、今後は単独の取組だけではなくて、地域づくり組織同士の連携で行う地域づくりの事業展開も重要であり、それにはセンター職員も協力連携して取り組まなければならないと考えているところです。

また、野村地域では3地区の地域づくり組織が支援団体となって8名の地域おこし協力隊員を受入れておりまして、地域づくり活動と連携しながら農林業の振興、移住・定住促進、特産品開発、学習支援、観光振興、情報発信などあらゆるミッションを掲げ精力的に活動しております。この協力隊員が将来、自分たちの目指す役割をなりわいとして定住していただき、地域活性化に貢献いただくことを期待しております。

地域づくり活動センターの運用が開始されまして、まだ2カ月しか経過しておりません。徐々に成果が見えてくるものだと考えておりますが、市内どこにでもある少子高齢化に伴うコミュニティーの減退、様々な分野での担い手不足などに立ち向かっていくため、それぞれの地域における特色ある地域づくり活動に対し、地域づくり活動センターとして、各種申請手続や事業の実施方法についての提案など様々な支援を行っており、今後も地域づくり組織の活動が活発に展開していけるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中城城川支所長。

○中城城川支所長

続きまして、城川地域には、高川、土居、魚成、遊子川の4つの地域づくり活動センターがございますので、その地域の活動についてお答えいたします。

城川地域におけるの特色は、急峻な地形だけ

豊かな山々がございますので、それらを生かした取組が各地域づくり組織を中心に行われており、各地域づくり活動センターも様々な場面でその活動を支援しております。

その取組の一つといたしまして、豊かな自然と地域資源を改めて見直し、触れて、感じて、残していけるように、年7回の実施計画を立ててフットパス事業に取り組んだり、森林内を散策し自然を楽しむ春満喫ツアーと題し、市外の方と交流を行っている地域づくり組織がございます。

そのほかに、城川町では、旧町時代にわがむらは美しく、花いっぱい運動を行ってまいりました。現在でもこういった活動を継承しており、高川地域づくり組織では、桃源郷の里づくりとして桃の植栽整備、土居地域づくり組織では、旧町時代から継承の花いっぱい運動といたしまして地区内への花苗・花木の配布、魚成地域づくり組織では、桜の森整備事業として桜の植栽整備、遊子川地域づくり組織では、雨包山に咲いている山アジサイの保全活動など、住民参加型の住んで楽しい景観整備及び環境美化活動に取り組んでいるところでございます。

しかし、地域を振り返ったときに問題となりますのは少子高齢化であります。特に城川町は、高齢化率も年度始めでは56.7%と市内でも一番高くなっている現状ですので、市外に出ていく流出人口を止めることが重要だと考えております。それには、住みたい、住んでいてよかったということが実感できる地域づくりが必要だと考えております。

また、城川地域には、ジオパークの拠点施設に位置づけられております四国西予ジオミュージアムが令和4年度に開館いたしましたので、地域づくり活動センターが連携し、多様な自然と多様な暮らしを再認識できる魅力ある地域づくりを展開してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

藤井三瓶支所長。

○藤井三瓶支所長

続きまして、三瓶地域における地域づくり活動センターの取組についてお答えをいたします。

三瓶地域におきましては三瓶、二木生、周木、

蔵貫、下泊の5つの地域づくり活動センターがございますが、それぞれの地域づくり組織とセンターが連携して、豊かな地域資源を活用した取組を行っております。

活動の一例を御紹介いたしますと、様々な地域活動を通して、外部人材である大学生と地域住民が交流を深めることで、新しい気づきや地域の魅力や可能性を再確認し、活性化につなげる取組を行っております。また、昨年度に整備されたシェア型の図書館兼キッチンスペース、Library & kitchen まきばは、地域の新しい交流拠点として期待されております。

そのほかに、地域運動会やラジオ体操による健康増進、イルミネーション点灯式、地域共生型交流拠点施設なごみかんのパン工房で製造したパンの出張販売など、地域住民のつながりを醸成する取組にも力を入れており、蔵貫白石鍾乳洞の再発見など、地域における新たな魅力の発掘にも取り組んでおられ、センター職員はその活動を様々な場面で支援をしております。

これまでも地域づくり組織と地域づくり活動センターが連携協力し、地域づくり活動を展開しておりますが、人口減少による少子高齢化や産業の担い手不足、店舗の消滅、空き家の増加などが顕著であり、地方祭などの古くから続く伝統行事においても存続はできなくなる可能性も危惧されております。

人口減少から派生している諸課題が多くございますが、地域住民が何を望んでいるのかをしっかりと把握し、やれることから一つずつ取り組んでいくことが重要でございます。

豊かな自然や住民相互のつながりなど、その地域ならではの特性をうまく生かし、地域づくり組織と地域づくり活動センター、そして支所が連携協力して、地域住民が笑顔で助け合い、心豊かに安心して暮らせる活動を今後も展開してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

すばらしいじゃないですか皆さん。皆さんが言ってること、本当にそれを具現化するような活動

を行っていただきたい、そのように望みます。

ただし、一部の支所を除いて、行政業務が非常に多くなっており、現在の職員体制でやれるのかどうか、具現化できるのかというのは危惧をいたしております。

そしてまた、住民参加、イベントなんかにしても、コロナの影響であって、まだ住民それぞれの元気玉っていいですか、みんなが集まってこれをやろうぞというような活力的なものがまだ見えません、私には。だからそれをまず掘り起こすのに数年かかるんじゃないかなと思います。そういうイベントの一つでもいいから、やれるとこからやっていきますという答弁がありました、その辺り一つひとつ具現化して行って、市民の参加型の地域活動を行っていただきたい。

そして、理事者側に要望をいたしておきますけれども、職員は、行政業務が非常に多くなりましたので、市民はまだその行政業務の窓口というのを知りません。そして、一つ言えるのは、公民館へ行くのよという形の意識を、活動センターへ行くのよという意識に変えていただかないと、まだまだ公民館という発想が根づいておりますので、それをいかに住民を意識チェンジしていくかということは大事なことだろうと思っております。

次に、都市のふるさと会の現状は、といいますのは、昨今、コロナの、これもコロナの影響で、ふるさと会が関東でもどこでももう中止になっておりました。それが今年になってもうやめようかというところも津々浦々聞いておりますので、この辺りをちょっとお聞きしますが、27の地域づくり活動センター、これは小学校・中学校区が主力でございますので、昔の学校区が中心になってるわけで、卒業生が小学校・中学校の仲間うちが都会でいろいろ絆をつくっております。それがこれからもつくっていけるようなコンタクトがあるのか。その辺りにつきまして、現状とそういうコンタクト、活動センターとのつながりについてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

地域づくり活動センターとその地域の出身者とのつながりについてお答えをいたします。

各センターへ確認の結果、市内のほとんどの地域づくり活動センターでは、その地域出身者とのつながりを持つ機会や場がない現状です。また、地域づくり組織においても、つながりがあるところはほとんどなく、そのうち2つの地域づくり組織においては、地域出身者とのつながりがあるようでした。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、近年交流ができていない状況にあるようです。

議員御指摘のとおり、地域づくり活動センター、地域づくり組織は、合併当初の27の小学校区に設置をされています。小学校区の区域は、顔の分かる生活圈でもあり、地縁性が高いとされていますので、先ほどの質問の中でも答弁いたしました、ふるさと納税制度を活用した財源の確保等にもつながると思いますので、今後、地域出身者とのつながりを持つ場の提供に市としても何か支援ができないか検討させていただきます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

池田明浜支所長。

○池田明浜支所長

都市のふるさと会の現状について、まず明浜地域についてお答えいたします。

○河野議長

酒井議員、2番の質問に移りますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井議員。

○18番酒井宇之吉君

今の部長の答弁では、各支所の状況が分かりませんので、支所長に、現状、明浜、野村、城川、三瓶どのような状態になってるか。といいますのは、三瓶のふるさと会が本年度で中止になるというようなことを聞き及んでおりますので、その辺りをちょっとお聞きしたらと思ってこの問題を出しましたので、よろしく支所長答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

池田明浜支所長。

○池田明浜支所長

明浜地域におけるふるさと会の現状についてお

答えいたします。

明浜地域にはふるさと俵津会がございまして、関東地域においては、会員約 160 名、関西地域においては、会員約 30 名の主に俵津地区御出身の方並びにその御家族など、俵津地区にゆかりのある方々で構成されております。

関東地域のふるさと俵津会では、役員会を年に 2 回、また、総会においても懇親会とともに毎年開催されており、行政への参加御案内もちょうだいし、平成 29 年には地元議員とともに支所長が参加し、交流・親睦を図るとともに、西予市の魅力発信やふるさと納税の御協力もお願いしております。ここ数年は、新型コロナウイルスの影響により総会等の開催はされておられないようですが、本年は 10 月 8 日に開催される予定とお聞きしております。

明浜地域では、ふるさと俵津会のほか、松山ふるさと会やほかの地域にも地元出身者の会があったとお聞きしておりますが、休会であったり、行政との接点がなかったり交流には至っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは続きまして、宇和地域におけますふるさと会の現状についてお答えをさせていただきます。

宇和地域におきましては、ふるさと会と同様の目的、趣旨によるものといたしまして、関東宇和高同窓会、そして関西宇和高同窓会の 2 つの組織がございまして。

関東宇和高同窓会につきましては、会員相互の親睦と宇和高校及び郷土の発展に寄与することを目的として設立されたもので、関東圏域に在住をされておられます宇和高校出身者を主体として構成されておまして、会員数は約 300 人と伺っております。活動につきましては、総会開催時に市役所からも理事者、職員、また高校の関係者、地元同窓会の関係者を案内いたしまして親睦会を開催、また、親睦を図られているとのことでございました。

関西宇和高同窓会につきましては、近畿圏域に

在住をされております宇和高校出身者を主体として構成をされておまして、こちらも 300 人を超える会員数と伺っております。活動の内容につきましては、先ほどの関東宇和高同窓会と同様となっております。

現状の運営の状況でございますけれども、両会とも新型コロナの影響によりまして、ここ数年は総会、親睦会などが開催されていないといった状況でございますが、今後につきましては、コロナ前と同様、総会の開催を計画されていると伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

大野本野村支所長。

○大野本野村支所長

野村地域におけるふるさと会の現状についてお答えいたします。

当地区におきましては、近畿野村高校同窓会と東京野村会の 2 つが主なふるさと会となっております。両会ともに、先ほどからありますように新型コロナウイルスの関係でここ数年は総会、懇親会等が行われておりません。

近畿野村高校同窓会につきましては、近畿圏域に在住している野村高校出身者で構成されておまして、平成 10 年に発足され独自運営をされておまして、会員数は約 160 人と伺っております。運営状況といたしましては、総会開催時に、市関係者、高校関係者、地元同窓会関係者を案内しまして、懇親会を開催し、親睦を図って、年 1 回会報みどりヶ丘というのを発行されているということでありました。

また、東京野村会につきましては、昭和 42 年に発足された野村高校同窓会関東支部が前身であるとのことで、関東圏域に在住している野村高校出身者を主体として構成され独自運営されておまして、会員は約 70 人と伺っております。運営状況につきましては、近畿野村高校同窓会と同様で、年に 1 回総会、親睦会を開催されているというところで、こちらも年 1 回会報ふるさとを発行しているとのことでありました。

以上、2 つのふるさと会につきましては、会員相互の親睦と野村高校及び郷土の発展に寄与することを目的として設立されておまして、今後は、

両会ともに、コロナ前と同様、総会や懇親会が開催されるということになっております。会に出席の際には、現在の西予市の状況や野村地域の状況について報告いたしまして、ふるさと納税などの協力を呼びかけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中城城川支所長。

○中城城川支所長

城川地域におけるふるさと会の現状についてお答えをいたします。

現在、東京しろかわ会、関西西予市しろかわ会、松山しろかわ会の3つの会がございます。

まず、東京しろかわ会ですが、関東圏の城川出身者で構成された会で、会員数約60名おられるようでございます。コロナの影響もあるようではございますが、3年前から会への出席者の激減により休止状態となっているようでございます。

関西西予市しろかわ会につきましては、平成元年に発足されまして、城川町出身者及び城川町に縁のある方で構成されており、会員数は206名となっております。活動につきましては、総会及び懇親会を2年ごとに開催され親睦を図られておられます。また、関西西予市しろかわ会のホームページを立ち上げ、城川町の特産品の紹介や行政情報等の様々な情報発信をされておられます。

松山しろかわ会は、城川町出身者により構成され、会員数約80名で、毎年総会の開催と年2回の懇親会を行い親睦を図っておられます。

それぞれの会の運営につきましては、事務局の方がおられ活動されており、その時々に応じて、市長、支所長に案内をいただく場合がございます。令和2年からのコロナ禍の中では、総会等の交流は中止となっておりますが、東京しろかわ会を除く2つの会につきましては、今年度から通常どおり再開していく予定だというふうに伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

藤井三瓶支所長。

○藤井三瓶支所長

続きまして、三瓶町出身者のふるさと会の現状

についてお答えをいたします。

三瓶町出身者のふるさと会につきましては、関西三瓶ふるさと会と三瓶ふるさと会・関東の2団体が平成12年に創立され、現時点の会員数は、関西三瓶ふるさと会が177名、三瓶ふるさと会・関東が129名でございます。

このふるさと会は、関西圏や関東圏を拠点に生活している三瓶町出身者や三瓶町にゆかりのある方で組織され、年に1回総会及び懇親会を開催しております。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から令和4年度は中止としておりましたが、昨日の18日に関西三瓶ふるさと会が盛大に開催され、次の日曜日の25日には三瓶ふるさと会・関東が開催の運びとなっております。

両ふるさと会には、市長及び支所長、担当職員が出席し、また、地元市議会議員にも御出席いただき、交流・親睦を図るとともに、西予市の魅力発信やふるさと納税の御協力もお願いをしております。

なお、議員のおっしゃるとおり、三瓶ふるさと会・関東につきましては、執行部の協議により今回の開催をもって休止することが決定されております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

説明をいただきましたが、これは地域活動センターと都市とのネットワークづくりが目的としております。それにつきまして、空き家対策やふるさと納税の施策も今、津々浦々聞かせていただきましたが、この辺りを積極的に関われるのではないかと考えておりますが御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

人口減少が進む中で、都市とのネットワークづくりは、関係人口の増加という視点からも大変意義のあることと思っております。

特に、地域の出身者の皆さんにとっては、地元を愛するという気持ちを強くお持ちいただき、これまで多方面にわたりまして、市、また地域に対する御支援をいただいております。

空き家対策の協力やふるさと納税の支援などの市の重要施策に対して地元出身者の御協力をいただくことは、私としては大変ありがたいことであり、西予市としても地域出身者との関わりを大切にしていきたいと考えております。

地域づくり活動センターでは、地域づくり組織が企画する空き家活用やふるさと納税の返礼品の作成などの取組を支援していくとともに、各地域のふるさと会や地域出身者との交流や連携を深めていただき、議員がおっしゃるように、空き家対策やふるさと納税に御協力いただけるよう働きかけていただきたいと思いますし、それに行政としても支援をしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

市長の決意表明みたいな形でとらえさせていただきます。

その中でやはり各地区が今人口減少が問題になっておりますが、27の活動センターの中で人口減少のテーマをやはりつくっていただきたい、対策を、テーマをつくらせていただきたいなと思っております。その上ではやはり職員が、行政業務、そして活動業務、地域業務について非常に足りないんじゃないかと思っておりますので、この辺りも実態を見て活動センターの対応をしていただきたいと思います。

続きまして、時間もありませんが、職員任用についてお尋ねをいたします。

正規職員任用について、正規任用の概要については説明をいただける、もう簡略でお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

正規職員の現状ということでの御質問ござい

ますが、現在のところの採用状況については説明をさせていただきたいと思っております。

今年度の採用候補者試験につきましては現在募集中でございます。そこで令和4年度までの試験の申込者数と採用人数についてまず御説明をさせていただきます。

採用試験の申込者数につきましては、特に一般行政事務職（上級）については年々減少傾向にございます。10年前の平成23年度の申込者数が73人に対しまして、令和4年度は25人と65%ほど減少いたしております。この背景といたしましては、民間企業の採用意欲の増加、また採用時期の関係で公務員より早いということも要因として挙げられますし、公務員に対する魅力も低下しているといったところが現役学生の公務員離れが進んでいるという原因であろうかと思っております。

こういった状況を踏まえまして、一般行政事務職におきましては、高校生や専門学生等を対象とした初級試験、就職氷河期を含めた社会人枠試験を実施するなど、各職種、専門職を含めまして受験者数の増加、優秀な職員の採用に努めてきておるところでございます。

この5年間の一般行政事務職の申込者数と採用者数ですけれども、旧町別で御紹介をさせていただきます。

明浜町におきましては、申込者数が7人に対して採用が4人、宇和町地域が90人に対して19人、野村町地域が26人に対して10人、城川町地域が11人に対して5人、三瓶町地域が25人に対して4人、市外からの申込みについては、60人に対して12人といった状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

5年間で、私のとらえてるところでは40人前後受けて、そして平均で、大体10名ぐらいを採用していると、平均で、ということになると思っております。

その辺りも含めまして、本日の職員任用についての質問を出させていただきましたのは、令和5年第1回定例会の和気議員の一般質問で、非正規職員任用について、会計任用職員についての質問がございました。

それに付随いたしまして、私が質問をいたしたいのは、公募による公平性の確保より職場事情を理解している人を継続雇用して公共サービスを充実させるほうが重要だと、私は職員採用についてそのように考えているんですけども、会計任用職員の有期任用の見直しを考えておられるか説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

会計年度任用職員の有期任用の考えについてお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員は、地方公務員法に規定されておりまして、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職と定められております。

そのため当市におきましても、任用期間を一会計年度の末、つまりは、当該年度の3月31日を最長として任用期間を定めて任用いたしております。法律上定められたものでございますので、この期間の見直しは制度上できないとなっております。

ただし、人事評価等によりまして客観的な能力の実証を経て再度任用されることはあり得るとされておりますことから、人材確保が困難な専門職などを除いた一部事務職等につきましては、国の期間業務職員の取扱いに準じまして、最大2回、3年間、人事評価による再度の任用を行っているところでございます。

それ以降の4年目に至る場合でございますけれども、この点については、平等取扱いの原則等もございまして、また、新規の希望者にも対応する必要があるということで公募を行っております。ただし、前任者が、3年間勤められた方が再度応募することは可能といたしておりますので、希望される方は応募いただきまして、その試験結果によりましては、改めて再度任用されると、そういった制度となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

働いている人は何のために働いているかということ

を考えますと、やはり生活だとか、家族を養うだとかいろいろな事情それぞれあります。そして御主人が稼いでる中で、専従控除ができるために働いてる方もおられます。いろんなことを考えながら、西予市としてしっかりと働いてる人の身にもなって対応をしていただきたいと思います。法律法律って言いますけども、やはりその辺りは、私は情というものが必要だろうと考えております。いろんな形でいろんなことができる私は考えておりますが、そして昨今の人を雇うにつきましては、民間が、先ほど説明があったように、民間がものすごく早くやっておりますし、上級公務員も受ける人が減少してる。公務員もだんだん受験者が少なくなってる。そして教員問題もあります。教員も受ける人が少なくなってる。そのような形が現在生まれておりますので、その辺りも考えて職員の任用をお願いしたいと、かように願っております。

もう一つありますのは、市民から見た場合に、公務員がどの方が会計任用職員であって、どの方が正規任用であるか分かりません。それについての苦情なんかやはり議員にもきます。この辺りも含めて、しっかりとその人の人生の幸せを願った形の雇用制度にしていただきたいことを切にお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時13分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午前11時30分）

次に、1番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

本日はたくさんの傍聴ありがとうございます。

議席番号1番日本共産党和気数男です。

議長の許可により一般質問を行います。

西予市は、総務省が進める公立病院医療提供体制確保支援事業を進めております。この事業については、2月24日に議会への報告があり、次いで、病院など施設へ、住民説明会が行われたわけですが、既に事業申請が行った後で事後報告であります。今後この問題を継続して取り上げるために、まず経緯について質問いたします。

申請を決定した日、申請を行った日、決定は協

議にて決定したのか、そのメンバーは誰なのか。
また、市長単独で決定をされたのかお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

これまでの経緯につきましては、4月28日の第2回臨時会で市長が行政報告をさせていただいておりますが、私から改めましてお答えさせていただきます。

2月初旬に、市民病院及び野村病院院長に趣旨、方向性について説明した後、2月10日に愛媛県へ事業の申請書を提出いたしました。その後、これまで職員説明会を各施設で2月と4月に2回、住民説明会を3月上旬に旧町ごと1回と計11回開催しました。そして、既に広報等でお知らせいたしましたとおり、去る3月31日に総務省から愛媛県を通じて、本事業の支援対象の決定通知をいただいております。

今後につきましては、現状の経営状況の分析とともに、市民の声、現場の声を聞きながら、病床機能の転換等、経営の効率化、機能分化・連携強化及び経営形態の見直しに関する実施計画の作成を行い、想定する最短で令和6年3月31日までに指定管理者制度への移行の可否を判断し、関係議案について3月議会に上程したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

決定したのは、市長単独で決定されたのか。協議をして決定したのであれば、どういうメンバーで決定をされたのかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの和気議員の御質問で、市長が単独で決定したのかということでございますけれども、この事業につきましては、この事業を知ってから

内部で医療対策室を中心に協議をしながら、その内容等を確認しながら協議の中で行いました。最終的に申請の決裁をしたのは私でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

協議をして、最終的に市長判断で申請をしたというふうなお答えだったかと思えます。

この協議したメンバーについて質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

メンバーにつきましては、医療対策室の職員、そして、副市長も協議に入ってもらいましたし、総務部長も入っていただいて協議をいたしました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

いろんなとこ、議会にもそうですが、事後報告という形になってるんですが、これはどういうあれですか。時間が足らなかったのか、また意図的なものなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの申請が事後報告になりましたことについてお答えさせていただきます。

この事業の採択件数は全国で3件から5件とされており、人口減少が進む地方の多くの自治体が地域医療の維持確保に非常に苦労している状況からも、申請を先に延ばせば延ばすほど採択の確率は低くなることは当然に想定されました。

また、二次救急集約のための体制がなかなか整わない状況において、医療従事者の確保が一層困難となり、新型コロナウイルスの影響もありましたが、経営状況の悪化が進むとともに、経営改善の取組はできるだけ早期に取りかかる必要があります、

早くこの問題解決に着手しなければならないと判断し、事業申請を行ったところであります。

申請が事後報告となったと批判を受けておりますが、そもそも経営改善のための検討やその手法に関する民間コンサルタントへの委託はこれまでも行ってきたところでございますし、様々な行政分野において同様に取り組んできたところでございます。

今回の申請においても、指定管理者制度の導入というテーマに特化する部分ではありますが、現段階では調査研究の域を出るものではありません。

これまでも説明してまいりましたが、公立病院医療提供体制確保支援事業に申請することで指定管理者制度に移行することが決定するものではなく、その可能性や効果を分析し、その上で今後の方向性を判断するものであり、その過程においては、市民の皆様から意見もちょうだいし、最終的には議会の判断を仰ぐものとなっております。

様々な行政課題を解決するための調査研究を進めることは、行政として必須の行為でもあります。

今回、事後報告という形になっておりますが、申請したことを市民の皆様及び職員に説明させていただきましたのは、重要な問題であるだけに、こうした検討を進めていることを速やかにお知らせしたものであります。どうぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ただいまの答弁ですが、チャンスがあるから早くしないと逃すというふうな意味にも取れると思います。バーゲンとかそういったことを行っているわけではない、この西予市の市民病院にとっては、西予市にとっては大きな問題だと思います。

それからあと行われた住民説明会でもものすごい反響があったと思いますが、やっぱりこれは、いろんなところに説明をしてから行くべきだというふうに思っておりますが、もう時既に遅しということでございますね。

次の質問をいたします。

住民説明会についてですが、この説明会終わってから、かなりたくさんの方から説明会の

市民への案内では二次救急の説明とあったが、病院の指定管理の話が突然出されたのと、だまされたような気がしたと、こんな大事な話をなぜ分かりやすく伝えないのか市に言うのってくれやとの声が多数なので直接伝えます。市民には正しく分かりやすい説明、案内を求めます。

質問ですが、住民説明会、私も5カ所の説明会全てに参加しました。全ての説明会で、突然の指定管理委託への説明に驚き、不安、怒りの声が上がったのが現状だと思っております。このような声をどのように受け止めているか質問いたします。

○河野議長

和気議員、(1)の③の質問はしませんか。関係機関への説明はということ。

○1番和気数男君

それは後で。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの住民説明会での意見をどのように受け止めているかについてお答えさせていただきます。

3月に旧5町単位で住民説明会を開催させていただきました。

そこでいただきました御意見につきましては、真摯に受け止め、今後も市民の皆様や職員への丁寧な説明、意見交換を重ね、西予市の地域医療福祉の維持確保のための最善の方法を今後導き出したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

えらい簡単な答弁ではなかったかと思いますが、まず私はこの説明会の中で、医師をはじめ、医療従事者、関係者からの行政不信の声がものすごく出てきたのを直接聞きました。びっくりしました。お医者さんからは、現場に一度も来ず、独断で指定管理の方針を出したことには怒りを覚えると、このような病院ではもう働きたくないなどの声のほか、医療従事者からは、現場に相談がなく決定

し退職を迫られることになったと、人生設計が狂ったと、撤回を求めるとい声が出てきております。いわゆる行政不信の声が噴出だということです。

行政と医療現場の間に、指定管理委託の計画のもとで大きな大きな溝ができたなど。これはなかなか修復不可能ではなからうかというふうな感じがしておりますが、それから、これでは健全な経営改善は難しいなと感じるのは私一人ではないと思います。

住民からは、指定管理委託制度になることへの不安、採算ベースの経営による医療サービスの低下、過疎化の進む中、中山間地域への医療サービスの切捨てが行われるのではないかと大きな不安、行政不信、指定管理制度を独断で押し進める怒りが沸き起こっております。

それで、この医療改革計画の中で、医療従事者の確保の問題が出てきております。計画発表後、職員組合のアンケートでは、医療従事者の7割以上が退職または転職の意思を表明していると分かりました。

多くの医療従事者の退職、転職が発生すると、医療改革どころか、市立病院などの地域医療さえも維持することが困難になってくるのではないかと。西予市は、人材確保を今回の申請の大きな理由に挙げておりますが、指定管理導入の方針こそが医療現場の存続を危うくさせていることを理解しておりますか、対策はとっておりますかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

まず、医療従事者の不足数についてお答えさせていただきます。

現在、医療のスタッフ数に応じた運営を行っておりますので、実際の医療従事者の不足数は出しておりません。

ただし、懸案であります市民病院への二次救急の集約については、西予市民病院への二次救急の集約はやむを得ず再延期することになりました。医師、看護師等の医療従事者の確保が一段と厳しさを増し、さらに、来年度から医師の働き方改革が始まりますが、これに伴い、時間外労働時間の

上限規制が設けられることから、今後はますます医師の配置、確保が難しくなっております。

そのような中でも、市内で二次救急は完結できるよう3施設合同の検討会を立ち上げ、医療従事者の確保も検討しながら、市民病院は二次救急が集約できる人員体制を積算して、その上で、野村病院の機能、規模がどの程度であるべきかを協議して、それに対応できる医療従事者数の算出を行い、医師の働き方改革も考慮し、医療従事者の確保を行ってまいります。

続きまして、先ほど申されましたように、退職の意思を示している職員の対応につきましては、現時点では病院等に残っていただき、地域医療福祉の維持確保に協力いただくことをお願いするしかございません。

なお、最も心配している給与等の処遇について、可能な限り早く提示し、判断材料の一つとしていただきたいと思いますと考えております。そのためには、給与等の情報を協会に提供する必要がありますので、職員にもその点について御理解をいただき協力をお願いしているところでございます。

また、協会に移行した場合の給与等の処遇以外の勤務環境や各種研修制度等も紹介し、協会への移行のメリットにも理解をいただきたいと思いますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

若干ずれがあったようでございますが、いわゆるこれは7割というのは職員組合のアンケートということで、正式ではないので、今のところ何も対策をとっていないということですね。残っていただくようなお願いも具体的にはまだやってないということですね。

今年4月から指定管理者制度を取り入れた和歌山県の有田市ですね、ここへ私、議員さんに電話して聞いてみました。

それから、振興協会に移行すると、振興協会から医師とか医療従事者が派遣されるような口ぶりです。うちの市長は言っておられるが、現状はどうかと聞きますと、振興協会自体もそんなに医師が余っておるわけではない、むしろ医師不足だと、ましてや田舎に来てくれる医師は少ないのではないかと思うと、協会に移行すると医師を派遣してくれるだろうのような幻想を持たないほうがいいですよとお答えがありました。

これどこも同じと思うんですけど、日本全国医師、医療従事者不足ですね。こんなときに7割以上の退職希望者があるのはかなり不安です。大問題と思います。

ちなみに知り合いの宇和島の議員さんに聞いてみますと、宇和島の市立病院だけでなく、近隣の自治体病院では、現職の医療従事者さんは喜んで受け入れると思いますよと話を聞きました。私はこれを聞いて大変だと、しっかりとした対策を早くしないといけないというふうに思っておりますが、西予市の医療従事者の皆さんが、南予の各病院の供給源にならないように、しっかりとした対策をとらないかと思っております。

もう1回言いますが、医療従事者確保、いわゆる引き止めの対策は今のところ行っていないということですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

先ほど部長が申しましたように、3施設の合同での今からの病院の在り方ということを検討するという。それと、一番医療従事者の皆さんにとって、生活の面を考えると、例えば、移行した場合にどういう処遇なり給与体系になって、そして、どういうメリット、デメリットがあるんかということはやっぱ知りたいという気持ちがあって、そういうことを早く提供するということについては、その70%のアンケートを出された人に関連するものであると思います。

それと先ほど和気議員が、振興協会になったら

医師や看護師がたくさん来ていただけると、助けにきていただけると、私がいろんな説明会でお話をしたということがございましたけれども、私の記憶では、その場合にお話したのは、一時的な助けはいただける可能性はありますよと。有田でも同じく全国からそういう不足している分につきましては、応援も受けられている事実があるやに私は聞いておりますし、それが継続的ということとはなかなか難しい。

それといろんなところで私は言ってますけれども、例えばその指定管理になったらそこに全部その医師の確保を任すのではなしに、今までと同様に、県、そして各病院に私も出向いて医師の確保をする、そういうことをお話をしていると思います。そこら辺りは丸投げではありませんので、やっぱ公設民営という指定管理として、その運営にも私どもはチェックをしながら責任を持って、行政として関わっていく考えであります。

そこはちょっと先ほど言われたことと私との見解の相違があるということを申し添えさせていただきますと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

今ほどの市長の答弁でございしますが、私はなぜかそのように受け取っておりました。1,000人もおられる集団だと、振興協会はですね、ということで、やっぱりそういうふうを受け取っておる市民もたくさんおると思います。

いずれにしても、医師や医療従事者の不足の状態を早く解消しないといけないことが、もう今一番の問題だと思います。これからも市長も医師確保については努力するというのでございしますので、ぜひ頑張って、不足という事態にならないように、それから現状、今の西予市の職員が、医療従事者がどんどんどんどんやめていくというようなことにならないように、そのことは早くやってもらわないと私は大変なことになると思います。

次の質問に移らせていただきます。

地域医療対策検討委員会についてでございますが、まず、この会の目的についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

西予市地域医療対策検討委員会は、当市における地域医療体制を構築するため、西予市地域医療対策プランの策定並びに検証等を行うことを目的として、平成 29 年度から設置しているものでございます。

今年度は 6 月 30 日に開催予定としており、公立病院医療提供体制確保支援事業の説明と今後作成する実施計画及び公立病院経営強化プランについて、当市における医療提供体制に関わることから説明をさせていただきます。内容等について御意見をいただく予定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

この計画は地域医療対策検討委員会には諮らずに申請をしたということですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど説明申し上げましたとおり、6 月 30 日に開催予定としておりますその会におきまして、今後作成する実施計画及び公立病院経営強化プラン等について説明をさせていただくという形で、そのときに併せて説明させていただく予定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

この会の目的は、私は、西予市における地域医療の確保を図るために設置されたものというふうに理解をしておりますが、医療対策室へ行って聞いたんですけどね、部長は、この検討委員会で諮ったことはありませんということでした。

これほどに重要な決定を検討委員会に諮ることなく決定したのはなぜか、もう 1 回答えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

なぜ先に説明しなかったかということでございますけれども、現在、取り組んでおります市民病院、野村病院及びつくし苑の経営改革を実現するための公立病院医療提供体制支援事業につきましては、当市における地域医療体制の構築に大きく影響するものであり、まずは取組に対して、市民の皆様や職員に説明し理解をしていただくことを優先とし、今後の地域医療体制の在り方を整理して、委員会で検討していただくことが必要であると判断し、開催を見送らせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

この会は、このような地域医療の内容を変更する場合に、真っ先に言って、会を開いて検討する会ではないですか。これ今言いましたですんで、その答えはなかったんですが、やっぱり後から、6 月 30 日開いてから説明をすると、その後づけのことでいいんですか、この検討委員会。

私は先にいろんなことを検討して計画を立てるもとなる会ではなかったかと思うんですが、そのようなことでいいんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問ですけれども、繰り返しの回答になるだろうと思っておりますけれども、まずは取組に対して市民の皆様や職員に説明し、理解をしていただくことを優先して、今後の地域医療体制の在り方を整理して委員会で検討していく手順としておりました。御理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

それではこの委員会で否決された場合はどうするんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

この地域医療対策検討委員会の所掌事務でございますけれども、委員会自体は各懸案事項等々に協議及び検証等を行い市長に提言する組織となっております。その部分はあくまでも御理解していただくように説明をするという形で理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

大体のこと分かりました。あまりこれ以上すると、浅野部長新しく4月から対策部長になったのでどうかと思うんですが、やっぱりこら辺問題がありますね。いろんなとこへ諮ることなくどんどんどんどん進めていくと。この委員会ですね、2017年に取りまとめた市立病院改革プランには、民営化では全職員の退職が前提となるため多額の退職金が発生する。また、経営困難となり事業継続ができないことも想定されるとまとめられています。

この重要な指摘、懸念をどうとらえているのか、その懸念は払拭できる見込みがあるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

この改革プランというのは、地域医療対策検討委員会でも出していただいて、いろんな方法、4つの方法を提示していただいております。その中に今、和気議員が言われたことも書かれております。

地方公営企業法による一部適用、これが今現在の市の病院の状態ですが、これも全適というのがありますし、地方独立行政法人化というのもあり

ます。そして、その中に指定管理者制度というのもありますし、完全な民間移譲というのもあると思います。そういういろんなものを今までも議論をしていただいております。

そして、今回の分は、これを申請したことによってすぐ指定管理制度にいけるかどうかということではなく、まずそのことも含めて検討をするものでありまして、その材料というものは、この委員会に今後提供しながら、そこで御意見もちょうだいをしたいと、そのように思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

整合性がとれてないというんか、どんどんどんどん事業申請を進めていったので、こういったことが後からついてくるということがよく分かりました。

それでもう一つ再質問でございますが、ある知り合いのお医者さんから言われたんですけども、やっぱり新しいところからお医者さんが来るといようなルートができたのであれば、なかなか今のところでは微妙な問題ができてくるんじゃないかと。そこら辺のことをきちんと説明をしていないといろいろと難しいようなことになるんじゃないかというように聞いております、私はちょっと心配してるんですが。

それから、西予市の医師会などには説明を行っているのか、この点について質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えします。

まず新しいルートということは、多分地域医療振興協会に指定管理となった場合のということだと思いますけども、その件につきましては、当然今も愛大、岡山大学等々から派遣をいただいております。そのルートがもしかしたら潰れるんじゃないかという形の御心配じゃないかと思いますが、市としましては、そこはそうならないように、最善の手段を図るよう、そうなった場合にはさせていただきたいと思っております。

また、当然そうなった場合の法人のほうにもそこは御尽力いただくように最善を尽くすという形にしたいと思います。

それから、医師会への説明ということでございますけども、明確な説明はしておりませんが、私も4月になって以降に、こういう状況が当然耳に聞き及んどると思いますので、医師会長のほうには御説明させていただきまして、その情報の共有はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

今までのところには、今のところやってないと、その問題が起きたときに十分に説明をして理解を求めるといふ答弁だったと思いますが、やっぱり心配ですね。そこら辺のことをしっかりやってもらったらと思います。

この質問聞きよって、いろんな検討もする間もなく鶴の一声によって申請に突っ走ったと。そして議会ははじめ事後報告を行い、住民からはものすごい反対の声が沸き起こっているのが現状だというのがよく分かりました。申請後、検討委員会はまだやってないんですね。今後の開催予定は6月30日ということだそうですがしっかりとお願いしたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

振興協会との協定締結について、協定締結をしたのはいつなのか、公表はいつされるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

協定内容になろうかと思えます。3月31日付で愛媛県から支援対象となる旨の通知後、地域医療振興協会とWeb及び対面での協議、合計4回の協議を行い支援内容を決めさせていただきました。

締結の日付につきましては、6月1日付で締結をさせていただいております。

その締結の支援事業内容につきましては、4つ

の事業としております。

1つ目は、3施設の診療・経営改革支援の実施計画の作成について。2つ目としまして、西予市民病院及び野村病院の病院経営強化プランの作成につきまして。3点目としまして、西予市民病院への二次救急集約に向けた体制構築の提案について。それから、4つ目としまして、指定管理者制度の導入を含めた3施設の安定的な経営方法の提案及びその実施に向けた提案でございます。

協定の期間につきましては、令和5年6月1日から令和7年3月31日までの2年間となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

協定締結の日は今聞きました。

公表はいつなのか、行うのか、当然行うと思いますが、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

情報の共有という形、周知ということで御回答をさせていただきたいと思えます。

今までも医療対策室のほうからそれぞれの検討事項等々につきましては、ホームページ、広報等で広報をさせていただいております。今回も協定の内容につきましては、広報等で内容については公表することとしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

公表は広報で行うと、ホームページでは行わないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野介護部長。

○浅野医療介護部長

ホームページにも同様に情報提供したいと思います。なるべく早期にしたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

できるだけ早期に公表されることを待っております。

私ちょっと心配しとるのは、移行時に、例えば医師とか医療従事者の人数は特別な約束とか何かあるんですか。何人ぐらいは最低、どつとやめてしまって人が足らなくなったというようなことは想定はされてないと思うんじゃないけど、そこら辺のことは協定の中には入っていないんでしょうかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

今の質問にお答えさせていただきます。

今、和気市議の言われたようなそのことに関しては協定の中には入っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

そのような心配はしていないということだろうと思うんですけども、いわゆる管理運営協議会、スタートしたら、その中で協議会を持って、きちんといろいろ話をしながら運営をしていくから心配は要りませんよと市長は言われたんですが、その協議会の構成メンバーについてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今ほどの和気議員の御質問にお答えさせていただきます。

和気議員が言われたのは、いわゆる指定管理制度を導入した施設における管理運営の状況についての報告する機会、それを審査する組織のことであろうかと思えます。

この病院とか仮に指定管理者制度を導入したと

なった場合は、先ほど議員からもありました管理運営協議会でその運営状況等について報告をいただき、その協議会の中で審査をし、必要な指摘、また指導を行うという流れになるかと思えます。

その開催の頻度については今のところまだ正式に決まってるわけでもございませんけれども、少なくとも四半期、三四半期ごとには催しましてその状況については常に把握できる状態にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

思わぬ時間がたってしまっておりますが、運営についての決定権はこの協議会が持っておるのでしょうか。そこら辺非常に大事なところなのでお伺いをいたします。

それから、政策的医療交付金、このことについては検討されましたか。有田市の契約書を見るとそのことが入っておりますが、まだないのであれば結構ですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの交付金につきましては、まだそこまでの段階いっておりませんので、まだ協議いたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの分は、和気議員が御質問されているところがちょっと分からない点があるんですが、大きな改革とか変更とか、そういうものについては、その協議の中でお互いが納得した決定をしないとイケないと思えますし、小さいことであれば、実際に運営されている日常の中で起きることについては、大きな問題でなければ管理していただくところが行うというのが普通の指定管理ではなかろうかなと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次に移らせていただきます。

住民アンケートでございますが、西予市は今年2月に総務省自治財政局に提出した今回の事業申請書、公立病院経営強化プランの策定予定の見通しにおいて、令和5年3月には市民へのアンケート調査を行うとしております。私は聞いたことありませんが、行ったのかどうかまず伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの3月予定の市民アンケート調査を行ったかについてお答えさせていただきます。

アンケート調査は、公立病院医療提供体制確保支援事業に関するアンケートではなく、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づき、公立病院等を設置する団体は、公立病院経営強化プランを令和5年度末までに作成することが求められており、その策定のためのアンケートを行うこととしておりましたが実施に至っておりません。

その理由としましては、1回目の各施設職員への事業申請の説明会を行った際の御意見を伺い、まずは市民の皆様や職員への丁寧な説明、意見交換を重ね、事業の申請に対する御理解をいただくことが優先で、3月に市民アンケートを実施することは、今の時期には適切ではないと判断したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

実施するには適切ではない、物すごく今、この問題について市民の方が関心を持っておられる、私はこのようなときこそこういったアンケートなどを行うべきだと思っております。

市長は確かこのような問題については住民に説

明を尽くし意見を聞くと言っておりますが、今ほど地域医療に対して市民の関心が高まっている時はありません。直ちに住民アンケートを行うべきだと要求いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

時間が足りなくなりました。3施設検討委員会について、検討組織、検討内容、会議録の公表についてお尋ねをいたします。

この3施設検討会は初めて行うのですか。当然今までで二次救急医療問題などあったので、私は今までも十分行っているものと思っていたがそこら辺はどうでしょうか。ちょっと時間がなくて、続けて。

副市長と医療現場の幹部での検討委員会ということでございますが、これでは今までの枠を超えていないのではないかとこのように思います。漏れ聞くところによると、第1回の検討会ではあまり意見がなかったということも聞いておるんですけど、このような現場の問題にアドバイスできるような専門家を招き、大きな視野から検討しないといけないのではないかと思います。西予市は今行き詰まっておるわけですから。現場の者だけで集まってやったのではあまり大きな進展はないと思うんですがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井副市長。

○酒井副市長

先に和気議員の質問でちょっと勘違いされておる部分がありますのでそこだけ訂正させていただきます。

今回の三者の協議を私を筆頭に会をしておりますが、これは幹部というのではなく、来れる方は皆さん来てくださいというようなことで、職員組合の代表の方も見えてますし、そういう意味では、今おっしゃった中にも、今まで検討ができてないからというようなこともありました。この二次救急については、もうずっと何年来会議をしております。ただ今回は、もう腹を割って、本音で市民病院も野村病院もつくし苑も話しましょうという会議をやるつもりでおりますし、そのように進行をしているつもりでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

それでは今、副市長から答弁ございますけれども、それに補足ではありませんけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

検討組織、検討内容、会議録の公開についての答弁とさせていただきます。

市民病院、野村病院、つくし苑の3施設合同による検討会を第1回目として5月29日に市民病院で開催いたしております。市民病院への二次救急の集約と3施設の経営形態の見直しを大きな検討内容といたしております。医師、看護師、コメディカル等の幅広い職種の医療スタッフに御参加いただいて、各施設における分析や意見交換を行うことで3施設の連携と意見の取りまとめを行うこととしております。

主な検討内容といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、市民病院への二次救急の集約と3施設の経営形態の見直しとし、第1回検討会においては、先ほど和気市議から、あんまり意見もなかったとありましたけれども、参加していた私から申しますと、活発な意見交換がされたと思っております。

この検討会は、職種や役職、年齢に限定することなく幅広い意見を出していただくため、委嘱や任命により委員を選出しているものではございません。

議事録を公開することによって検討会への参加見送りや意見を出しづらい状況としないため、議事録を公開することは予定しておりません。その上で、検討会の様子につきましては、今月発行の広報せいよ7月号において、市民の皆様へ情報提供させていただくほか、市ホームページでも掲載をしておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

幅広い意見を求めるということでございますが、これは、例えば私でも参加できますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

今の和気市議から私でも参加できるのかという問いでございましたけれども、3施設の合同の検討会ということですので、3施設の関係者、職員という形で想定しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

もう少し窓口を広げてもらって、誰でも参加できるということであれば素晴らしいと思うんですが、それでは最後の質問です。

職員の処遇について、市長のおっしゃる処遇条件の最大の配慮とは最低でも現状維持というように思っているのでしょうか。

それから職員組合を窓口として行うことが必要だと思いますがということ。

それから、次の質問、事業申請について、あまりにも性急で突然の事業申請であると…。

○河野議長

和気議員、次の質問は駄目です。

○1番和気数男君

一番大事なことやのにね、ということです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

職員の処遇について、1つ目、処遇条件の最大限の配慮とは最低限度現状維持かという問いと、組合を窓口とした話し合いを行うことが必要ではなつきまして私から答弁をさせていただきます。

指定管理者制度に移行するとなった場合の処遇につきましては、検討段階であり具体的な内容をお答えできる状況ではございません。ただし、これまでも職員説明会等で申し上げておき、ほかの事例等にありますように、給与が現在の支給額よりも低い場合は、少なくとも一定期間の現給保障等の措置は必要と考えております。

続きまして、組合を窓口とした話し合いを行うことが必要ではというの質問でございますけれども、既に組合との意見交換は行っているところであり

ます。ただし職員全てが組合員ではないことから、組合に加入していない職員からの意見や要望なども酌み取れるよう対応を検討しております。可能であれば、組合が全職員の窓口として統括的な立場で御対応いただきたいと考えており、協力をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

和気数男君。

○1番和気数男君

今日はたっぷり時間があると思っておりましたが、気がついたときにはほとんどなくなっておりました。また次回に質問させていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○河野議長

以上で本日の一般質問を終結いたします。

明日6月20日は午前9時より引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時29分

第 4 日

6 月 20 日 (火曜日)

令和5年第2回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 6月20日 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 開 議 | 令和5年 6月20日 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会 | 令和5年 6月20日 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| | 午前 9時45分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | |
|------|---------|-----------------------|
| 1 番 | 和 氣 敦 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | |
| 12 番 | 源 正 樹 | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼
福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 浅 野 幸 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 |
| 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 明 浜 支 所 長 | 池 田 いずみ |

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 議案第55号 西予市児童公園条例制定について
- 議案第56号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第57号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第58号 令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第59号 令和5年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第60号 令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 3 請願第 1号 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第55号 西予市児童公園条例制定について
- 議案第56号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第57号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第58号 令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第59号 令和5年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第60号 令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 3 請願第1号 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書

開会 午前9時00分

○河野議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○河野議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

14番中村敬治君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

皆さん改めましておはようございます。また、傍聴に来ていただきまして大変ありがとうございます。

議席番号14番の中村敬治です。

ただいま議長より許可をいただきましたので、今定例会の最後の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、住民投票制度について、条例に基づく住民投票についてであります。住民投票とは、地方行政上の重要な事項に関して、住民が直接投票することにより、その意見を行政に反映させる仕組みのことです。住民にとっては貴重な政治参加の手段であります。

近年におけるこうした全国各地における住民投票条例の制定と住民投票の実施の増加については、地方公共団体の重要な政策に住民の意向を直接反映できることは、住民自治の充実に資する、また、間接民主主義方式の機能不全を打開するものである、あるいは住民の政治参加への自覚、自治意識の向上を促すといった面から積極的に評価する意見が多くあります。また、住民投票制度の適切な運用は健全な地方自治実現の一翼を担うものと言われてもいます。

このような時代動向を踏まえたとき、今後住民投票制度の導入後も視野に入れた住民参加制度の

充実に取り組むことは、地方自治体にとってまさに時代の要請であると言えます。

現在日本では、1番目として、憲法に基づく住民投票、2番目として、法律に基づく住民投票がございますが、これらの憲法や法律に基づく住民投票の対象は極めて限定されております。3番目として、条例に基づく住民投票であります。これは、特定の課題について住民の賛否を問うため、地方公共団体がそれぞれ独自の住民投票条例を定め、その条例に基づいた住民投票を行うことです。

平成8年8月から令和5年2月までで、市町村合併以外の地域の重要な課題に関する住民投票は49件確認できます。条例に基づく住民投票の区分としては、1つとして、個別設置型住民投票条例、2つ目として、常設型住民投票条例の2つのタイプがございます。

個別設置型条例は、住民の意思を確認する必要が生じた場合に、議員もしくは長の提案、または住民の直接請求により、その都度議会の議決を経て制定される条例です。課題ごとに個別の住民投票制度をつくる必要があります。したがって、制度についての合意がなければ住民投票は実施できません。

常設型条例は、住民投票の対象にできる事項や発議の方法をあらかじめ規定しておく条例です。どのような課題に関しても、事前に制定されている条例の規定に従って実施することを前提としていますので、その都度住民投票制度そのものについての合意を問う必要がなく、課題が明確であれば比較的迅速に住民投票を実施できます。常設型住民投票条例の対象事項は、一般的には地方公共団体の行政運営上の重要事項とされており、対象を具体的に想定していないため、市が行う事務のうち、市民に直接賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものという抽象的な規定となっております。

そこでお尋ねいたします。

市立病院とつくし苑の経営改革にかかる住民投票について、地方自治法第149条による住民投票条例制定にかかる市長からの議案提出について、その考えをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは議員からの市立病院とつくし苑の経営改革にかかります住民投票についてお答えさせていただきますと思います。

議員の述べられましたとおり、住民投票制度は、地方自治の基本であります間接民主制を補完し、市政に関する特定の重要事項に関しまして、住民が直接に意思を示す制度でございます。

行政と議会は、二代表制のもと、独立・対等の関係に立ち、相互に緊張を保ちながら、それぞれの機能と役割を果たすことが求められているところでございます。

市の施策に対しましては、市民一人ひとりの考え方に違いがあり、賛否両論の声が上がることは当然あるものと認識をいたしております。

しかし、施策を打ち出すたびに細かく市民の意見等を聞くことは非常に困難でございまして、そうした場合における判断を住民から負託を受けられました議員の皆さんに御審議をいただきまして、市としての意思決定をするというのが地方自治の本旨であると認識、理解をいたしております。

市立病院等の民営化を含めます経営改革の検討につきましては、当然、市民の生命、健康を守ることを使命とする施設に関するところでございまして、市の施策上の重要事項であることは十分理解をいたしております。ただ、この本件に包含される課題は非常に多岐にわたっておりまして、総合的な判断が要求されるものと認識をいたしております。

先日、6月13日には、西予市立病院などを守る会から、公設民営化である指定管理者制度の導入反対との多くの署名提出がございました。このことについては、非常に重く受け止めているところであります。

しかしながら、市立病院等を取り巻く環境の中で、3施設を存続させる方法につきましては、あらゆる方法を排除することなく、最善のものを選択する必要がございます。

今回の件は、医療従事者の確保、病院施設等の安定的な経営、市の財政状況、また職員の身分など、複雑な要素を踏まえ判断することが必要と考えております。課題の一面だけをとらえて判断しますと総合的な判断要素を欠くことになりかねな

い、そういった意味では、住民投票にはなじまないものと考えております。

病院等の経営改革の必要性、指定管理者制度の導入の是非につきましては、様々な形式や機会を通じまして、市民の皆様また関係職員からの意見などを聞き判断することとなります。

また、議会におかれましても、4月の第2回臨時会におきまして、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会も設置をされたところでございます。そうした体制が整っている状況におきましては、この件につきまして行政側からの住民投票条例案を提出することは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁では、先ほど申しました市立病院とつくし苑の経営改革に関しては、住民投票にはなじまないと、行政側から住民投票条例案を提出することは考えていないという答弁であったかと思えます。

単に指定管理者制度導入による民営化の是非を問うだけになるのかどうか、これはやってみないと分からないわけですが、住民投票になじまないと、したがってそういう投票条例案を提出しないという答弁ですが、私は今から11年前の平成24年第4回定例会で、常設型の住民投票条例制定への考えについて、当時の三好幹二市長に一般質問を行っております。

そのときの答弁では、住民投票への適正、判断基準、投票結果等に対する責任の在り方など多岐にわたる検討事項があり、将来的には研究の必要があるが、少なくとも現段階では、西予市として住民投票の対象となるような事項がないことから条例化を進める予定は今のところはないとの答弁でございました。

しかし、今回の病院経営改革における民営化の判断は、子どもからお年寄りまで、全ての西予市民の安全安心に直結する極めて重要な事項であります。

現時点で住民投票を実施すること、実施する事案に該当するのではないかと私は思っております。その点についてどのように考えておられるのか再

度お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

先ほど答弁申し上げましたように、この問題が非常に重要な事項であるということは、署名提出の件も含め十分に認識し、重く受け止めているところでございます。ただし、同じく、先ほど申し上げましたように、市立病院等の経営改革の必要性については論を待たないところかと思いますが、現状の経営体制では改善が難しい状況が続いており、今後も好転する可能性というものは低いと見込まれる中、経営改革の手法としては公設民営も含め検討する必要があります。

今回の公立病院医療提供体制確保支援事業申請は、現状の運営体制や経営状況を分析し、経営改革の方法として、指定管理者による経営形態についても検討するために行うものです。

その結果をまとめたものが実施計画となりますが、これにつきましては、内容を公表いたしますし、パブリックコメントを実施する予定であります。

また、昨日、和気議員の一般質問にもありました有識者等で構成する西予市地域医療対策検討委員会におきましても御審議をいただき、委員会としての御意見、御提言をお受けすることといたしております。

そして、そういう様々な視点や立場からの御意見をちょうだいした上で、慎重に検討、判断し、指定管理者制度への移行が最善となれば、議会に関係議案を上程し、最終的な意思決定を議会が行っていただくこととなります。

そうした手順を踏まえることを予定していることから、地方議会制度である間接民主制を補完することを目的とする住民投票につきましては、本件に関しては、現時点では行政からの提案は考えていないところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいま市長から、本件に関しては現時点では行政からの条例制定の提案は考えていないという答弁でありました。

現行の間接民主制との整合という難しい問題はあるものの、住民投票制度の採用は住民の政治や行政への参加意欲を高め、議会の活性化をもたらすとの側面も有しております。住民投票制度は万能の住民参加制度でもない代りに、現行の間接民主制を否定するものでもございません。したがって、今後は住民の生活に重大な影響を及ぼすような問題であって、しかも住民の意見が二分されるような問題の解決に際して、民主主義の原点に立ち返って住民投票の実施も検討されるべきと考えております。

そのためには、現行の間接民主制と住民投票制度の整合、どのような事項について、あるいはどのような場面において、住民投票制度の導入が有効なのかを検討するとともに、その際には、どのような制度設計が妥当であるかなどの点についても検討を進めていただきたく要望しておきます。

また、住民投票条例の制定と住民投票が増加することの背景には、有権者の政治的意思が間接民主主義、代議制民主主義でございますが、十分に反映されないことや議会における政策審議、議論が十分でないこと、住民の意識が変化しつつあること、現行の直接請求の使い勝手が悪いことがあると言われております。

また、しばしば次のような事情も指摘されているところです。

まず1点目として、住民により選出された執行機関である首長と議事機関である議会が、住民の意向を反映しない意思決定を下しがちである。そもそも選挙における候補者選抜に際して、公約とされた政策に含まれなかった重要な政策的争点が選挙の後から生じた場合においては、有権者の政治的意思は間接民主主義方式、代議制民主主義では十分反映されないとの問題。2番目としては、特に住民代表として長をチェックすべき立場にある議会における政策審議、議論が十分でないとの指摘もございます。

西予市では、今回は、4月下旬の臨時議会において、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会が設置されました。18名の議員の中から半数の9名の議員が選任されております。私は委

員ではありませんが、今後、しっかりとした議論を踏まえていただきまして、市民が納得できる適正な答申が出されることを期待しているところでございます。

次の質問に移りますが、条例制定は、地方自治法第 74 条の規定に基づき、地方公共団体の選挙人名簿に登録された者の 50 分の 1 以上の署名をもって条例の制定を請求することができます。市民がこの制度を利用して、住民投票条例の制定を請求し、議会が住民投票条例の制定議案を可決したら条例が制定できます。

西予市では現在 50 分の 1 以上の署名数はどの程度かお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをさせていただきます。

最新の選挙人名簿の登録者数は、6 月 1 日の定時登録時のものとなります。現時点で選挙権を有する者の総数は 3 万 509 人でございますので、住民の条例制定または改廃にかかる直接請求の要件である人数は、総数の 50 分の 1、611 人でありませ

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

現時点では、50 分の 1 の人数は西予市では 611 人ということでございました。

この直接請求が有効になった場合、その後の住民投票実施までの流れについて、概略の説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

住民投票にかかります手続の流れについて説明をさせていただきます。

地方公共団体の条例の制定または改廃の請求をしようとする代表者の方は、その請求の要旨、その他必要事項を記載した請求書を添え、市長に対し、条例制定または改廃請求代表者証明書の交付

を申請することができます。

市長は、市の選挙管理委員会に対しまして、その請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、確認終了後、請求代表者に証明書を交付いたします。

証明書の交付を受けました請求代表者は、選挙権を有する者に対し署名を求めることができます。この署名の期間は 1 カ月となります。

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 以上の署名を集めた請求代表者は、署名簿を選挙管理委員会に提出いたします。

選挙管理委員会では、署名した者が選挙人名簿に登録された者であり、有効かどうかの審査を 20 日以内に行います。選挙管理委員会の審査後は、7 日間の縦覧を実施し、その期間におきまして異議の申出がないとき、またはその異議について決定をしたとき、有効署名数を告示いたしまして署名簿を請求代表者に返付、お返しをいたします。

署名簿の返付を受けた請求代表者は、5 日以内に必要書類を添えて市長に条例の制定または改廃の請求を行い、市長は請求の要旨を公表するとともに、請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集し、意見をつけて議会に付議し、議決結果を請求代表者に通知し公表をいたします。

なお、議会にて可決された場合は、条例を公布し住民投票を実施することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

条例の制定、改廃の請求については、議会に最終決定権、つまり議決権があるため、議会で可決された場合は、条例を公布し住民投票が実施されますが、これまで有権者による直接請求は議会で否決されるケースが多く、投票実施にまで至る可能性は決して高くないのが現状でございます。つまり議会の意思を覆すことはできないわけでございます。

次に、住民投票の実施関係経費についてでございますが、条例がない段階ですが、仮に住民投票を実施するとかなり費用がかかる。こうした費用は西予市ひいては市民自身にかかってくることでございます。一方、今回のテーマのように、西予市

の将来の方向性を問うといったように、客観的なコストの比較が難しく、費用対効果を単純に判断できない場合もあります。

費用について、同日実施の場合、単独実施の場合に分けて、またそれぞれ告示前、告示後の概算経費をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

山住総務部長。

○山住総務部長

住民投票の実施関係経費につきまして答弁をさせていただきます。

初めに、住民投票と通常の選挙を同時に行うことについて御説明をいたします。

争点が1点に絞られる住民投票に対しまして、住民の代表者を選ぶ選挙では、その投票の意味するところが大きく異なるということは御承知のとおりかと存じます。

住民投票と通常の選挙を同日に執行した場合は、相互の影響を大きく受けることになり、住民投票の投票率の正当性や広く市政運営に関わる住民の代表者を選ぶ選挙の投票結果に影響を及ぼす、そういったことが考えられます。また、選挙と住民投票で有権者の範囲が異なりますと有権者の混乱を招くことにもなりかねません。

以上のことを鑑みますと、住民投票に諮る重要な事案につきましては、できる限り他の選挙などの影響を受けず、公平で冷静な判断のもと投票が行われることが基本であると考えております。

その上で経費についてでございますけれども、昨年7月執行されました参議院議員通常選挙の経費は約2460万円、11月に執行されました県知事選挙の経費は約2100万円要しております。市が執行いたしました前回の市長・市議選の経費は3830万円ございました。

現時点では任期満了に伴います国・県の選挙が近くには予定はされておられません。そのため来年予定をされております市長・市議選の経費をもとに算出をいたしました。

かかった経費から選挙運動にかかる費用を考慮しまして、その他の経費について精査をいたしましたところ、あくまでも金額は概算でございますけれども、この住民投票に要する経費は、総額で1630万円となり、そのうち告示前の経費が550万

円、告示後の経費が1080万円でございます。

仮に同日選挙を想定した場合、投票用紙などの住民投票に必要な経費が630万円、それ以外の経費につきましては、案分計算をしまして150万円、つまり住民投票に係る経費の総額は780万円程度になりました。これを告示の前後で分けますと、告示前の経費が420万円、告示後の経費が360万円でございます。

また、今回の積算には入れておりませんけれども、同日執行する選挙によりましては、記載台でありますとか投票箱、そういった器具が不足し、新規に購入をしなければならない、そういった状況も想定する必要があるかと思えます。

費用の面から申しますと、同日執行のほうが単独執行よりも経費の削減が期待されるところでございますけれども、投票の公正さを考えますと慎重な検討と判断が必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

仮の話になってしまいますが、全国で同日実施の例も結構ありますので、来年の市長・市議選の同日実施であるとするれば、住民投票経費総額は780万円ということがただいま示されたわけでございます。

コストに見合う効果については市民の皆様の判断になりますが、重要事項を判断する経費としては、私は適正なコストかなと思っております。

次の質問に移りますが、2番目の南海トラフ地震対策としての国道56号等の幹線道路ネットワーク化について、卯之町地区の国道56号道路啓開体制の取組状況についてお尋ねいたします。

全国道路交通情勢調査による国道56号の24時間自動車交通量は、宇和町大江の観測値で、平成22年度は上下合計で7,226台であったものが、平成27年度には上下合計で1万517台、混雑度は1.24となっております。

皆さん御承知のとおり、宇和インターのある稲生地区から県道宇和野村線を経て、国道56号を通り、卯之町駅前、県道宇和三瓶線の交差点に至る下松葉交差点までの約4キロメートルは朝夕の通勤時間帯の渋滞が著しい状況となっております。

西予市中心部を貫く幹線道路 56 号線の沿線には、耐震化ができてない古い家屋が連檐しており、コンクリートの電柱も両側に林立しております。地震時の倒壊で道路は通行不可となり、時間帯によっては火災の発生も予想されます。これは 56 号に並走する商店街も同様になるのではないかと心配されます。

南海トラフ地震直後から被災状況に即応して速やかな救援・救助活動が求められるわけですが、卯之町地区の国道 56 号の道路啓開体制については、原則道路管理者の責務であるわけですが、四国広域道路啓開計画や愛媛県道路啓開計画と西予市の連携対応はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

震災直後に緊急車両等が通行できるよう、最低 1 車線分の瓦礫の撤去、段差の解消等を行うことを道路啓開と言いますが、議員御質問にありました道路啓開につきましては、迅速な救援・救助活動を支えるため、大変重要な役割を担っております。

東日本大震災では、流出をした家屋や倒壊した構造物等の瓦礫が道路を塞ぎ、放置車両が散乱するなど救援・救護活動の妨げとなったと言われております。

愛媛県におきましても、南海トラフ大地震に備え、愛媛県道路啓開計画を平成 26 年 3 月に策定をされております。その後、平成 27 年 8 月に愛媛県地域防災計画が修正をされ、平成 28 年 3 月に四国広域道路啓開計画が策定されたことを踏まえ、道路啓開の体制強化や実効性の向上を目的として、平成 29 年 3 月に改定をされております。

卯之町地区周辺について愛媛県の計画を具体的に申し上げますと、松山自動車道と災害対策本部が設置をされます西予市役所・西予土木事務所から西予宇和インターに通じる区間がステップ I として位置づけられており、発災後 24 時間以内に道路啓開を完了する計画となっております。

西予市におきましても、まずは国道・県道の緊急輸送道路啓開の協力、そして愛媛県の計画に沿

った市道の道路啓開を行っていくこととなります。西予市地域防災計画により、愛媛県建設業協会西予支部等の協力を得ながら、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な対応を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいまの答弁で、ステップ I として西予土木・西予市役所から宇和インターまでの間が 24 時間以内に道路啓開が完了するという計画とのことですが、56 号の市役所前から北の方向へ向かって下松葉交差点までの間はどうかお伺いいたします。この区間も道路への電柱や家屋の倒壊が十分想定されるわけですが、どのように対応するのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

愛媛県道路啓開計画によりますと、西予市役所・西予土木事務所から西予宇和インターに通じる区間以外の一次救急輸送道路として指定されている主な国道・県道についてはステップ II に位置づけられ、発災後 72 時間以内に道路啓開を完了する計画となっております。

議員御指摘の卯之町地区と大洲市を結びます国道 56 号線につきましてもステップ II に位置づけられており、同じく発災後 72 時間以内に道路啓開を完了する計画となっております。

西予市もステップ I と同様に、国道・県道の緊急輸送道路啓開の協力体制を整えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

続きまして、2 番目の新道（伊賀上バイパス）の新設についてお尋ねいたします。

社会資本は人々の生命・財産を災害などから守

り、日々の社会活動の基盤となるとともに多様な効果を発揮いたします。また、現在の人々の生活の基盤となるのみならず、将来の人々の暮らしをも支えるものとなります。

このように社会資本によるストック効果は、広範かつ長期間にわたることを認識することが大変重要であります。ずっと以前から出ている話でございますが、国道 56 号伊賀上交差点から西へ向かって水田地帯を通り、伊賀上の奥からトンネルで貫き、野田地区の県道宇和と高山線と結ぶ幹線ルートの新設事業については、厳しい財政制約や人口減少のもと、社会資本整備のストック効果を最大化させるためには、インフラの潜在力を引き出すとともに新たな価値の創造が求められております。

第 5 次社会資本整備重点計画では、1 つ目として、安全安心の確保に向けて、防災・減災が主流となる社会の実現、2 番目として、持続可能で暮らしやすい地域社会の実現、3 番目として経済の好循環を支える基盤整備と 3 点が掲げられております。

この 3 点に対応することはもちろん、伊賀上バイパス実現による新たな地域公共交通ネットワークの形成で宇和インターから伊賀上、野田、小野田、永長、中川地区、多田地区を結び、東多田の国道 56 号線に接続する幹線ルートが実現できるわけです。国道 56 号を補完し、地震発生による被災の少ない 56 号バイパスともなりうることでございます。また、主要な路線が連結されることで、沿道の土地利用の高度化をさらに促進できるものと思っております。

伊賀上バイパスの新設について、市の考えをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

伊賀上バイパスの新設についてお答えをいたします。

国道 56 号線伊賀上交差点から野田の県道宇和と高山線を結ぶバイパスルートについては、実現ができれば、議員御指摘のとおり、防災・減災の観点からも、今ある県道・市道インフラを最大限活用しつつ、明浜地区、三瓶地区、宇和町中川・多

田地区から松山道に直結でき、緊急輸送道路として非常に効果がある路線になると想定をされます。

バイパスの計画・実現のためには、西予市だけでなく、国や愛媛県との連携も必要な案件であるとらえております。

今後、当構想が実現可能かどうかも含めまして、関係機関との調整を行っていきたく思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

再質問になりますが、伊賀上バイパス構想を実現するためには多額の事業費が必要であります。西予市が事業主体となるには困難が伴う点でございます。早期の実現の可能性は低いと思われませんが、事業内容から見て、国や県の協力は得られるのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

当構想につきましては、関係機関との詳細な協議はできておりません。このため、実現可能かどうかを含めた明確な回答はできませんが、渋滞緩和を目的とするバイパス事業としての採用はかなりハードルが高いと思われまして。

防災・減災を目的とした避難路整備の位置づけとして活用できる有利な補助はないか模索をしていかなければならないと考えております。国や県に対しても支援をいただけるメニューがないかを働きかけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

再質問になりますが、厳しい財政状況ではありますが、市民の安心安全を確保するため、西予市として整備計画を一歩ずつ前進させてほしいと思っております。

現在は新規道路開設に予算配分がされにくいこ

とは十分承知しております。時として国の大型補正予算等が緊急的に措置された場合に備えて、計画をすぐ実行に移せるよう、市として日頃からできることから準備しておくことが大事であると思っておりますが、そのお考えについてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

酒井副市長。

○酒井副市長

ただいま中村議員御指摘のとおり、公共事業関連予算は巨大地震に備えたインフラ整備や防災・減災に重点を置いておりますので、以前のように道路新設事業に多額の予算を投じることは難しい状況でございます。

しかしながら、市民の安心安全を考える上で、このバイパス構想が将来実現できるよう、できる限り準備は行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終了といたします。

○河野議長

以上で本日の一般質問を終結といたします。

(日程2)

○河野議長

次に、日程第2、議案第55号「西予市児童公園条例制定について」から議案第60号「令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)」までの6件を一括議題といたします。

これより本案6件に対する一括質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第57号については関係各常任委員会へ、議案第56号は総務常任委員会へ、議案第55号及び議案第58号の2件は厚生常任委員会へ、議案第59号及び議案第60号の2件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程3)

○河野議長

次に、日程第3、請願第1号「物価高騰に見

合う生活保護基準の引上げ」を求める意見書を国へ送付することを求める請願書」を議題といたします。

請願1件の詳細につきましては、お手元に配信いたしております請願・陳情文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております請願1件については厚生常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案及び請願について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月29日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前9時45分

第 5 日

6月29日（木曜日）

令和5年第2回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 6月29日 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 開 議 | 令和5年 6月29日 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| | 午後 2時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 閉 会 | 令和5年 6月29日 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| | 午後 2時50分 | | |
1. 出 席 議 員
- | | | | | |
|------|---------|-----------------------|---------|---------|
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | | 別紙のとおり |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 した 事 件 | | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | | |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼
福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 浅 野 幸 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 |
| 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 明 浜 支 所 長 | 池 田 いずみ |

議 事 日 程

- 1 議案第 5 5 号 西予市児童公園条例制定について
- 議案第 5 6 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5 7 号 令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 5 8 号 令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 5 9 号 令和 5 年度西予市水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 6 0 号 令和 5 年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 請願第 1 号 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書
- 2 閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について
- 3 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 5 5 号 西予市児童公園条例制定について
- 議案第 5 6 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5 7 号 令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 5 8 号 令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 5 9 号 令和 5 年度西予市水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 6 0 号 令和 5 年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 請願第 1 号 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書
- 2 閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について
- 3 議員派遣の件について

開会 午後2時00分

○河野議長

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。

先般、和気数男君から、6月19日の会議における発言について、会議規則第65条の規定に基づき、お手元に配信の発言取消申出のとおり、取消したい旨の申出がありました。

この取消申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

異議なしと認めます。よって、和気数男君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

一般質問の答弁の訂正をさせていただきます。

6月16日の佐藤恒夫議員の地域づくり活動センターについての一般質問において、職員体制の答弁の中で、センター主事26名とお答えをいたしました。正しくは27名の誤りでしたので訂正します。申し訳ございませんでした。

○河野議長

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○河野議長

日程第1、議案第55号「西予市児童公園条例制定について」から議案第60号「令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)」まで及び請願第1号「物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書の7件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長宇都宮俊文君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

宇都宮俊文君。

〔宇都宮総務常任委員会委員長登壇〕

○宇都宮総務常任委員会委員長

それでは、総務常任常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月20日の本会議において当委員会へ付託されました議案2件につきましては、22日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案2件は原案のとおり可決決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について、危機管理課所管分では、逃げ遅れゼロアプリの開発導入を行う防災対策啓発活動事業における要支援者の対応状況についての質疑に対し、要支援者の避難を支援するアプリのため、要支援者がスマートフォンに登録してもらうことも十分想定はしているが、支援者が要支援者の方を登録して声かけをしたかどうか、自主防災組織や地域の中で把握できるため、支援する側が要支援者に対する支援の取りこぼしを防ぐところから活用していきたいとの答弁でありました。

次に、政策推進課所管分では、えひめ人口減少対策総合交付金の今後の活用についての質疑に対し、補正予算には、県から提示してある12のメニューのうち3事業について計上しており、残りの9事業、また新たに追加されるメニューについても積極的に取り組みたいとの答弁でありました。

次に、まなび推進課所管分では、図書館システムの更新及びクラウド化を図るための図書交流館電算システム管理事業について、システムの更新により、子ども向けのナビゲーションシステムとして、ゲーム感覚で本を探せる機能やインターネット上に自分の仮想本棚をつくるのが可能となるとの説明があり、委員からは、使用料についての質疑に対し、今後、月額19万6500円の使用料が必要となるとの答弁でありました。

また、仮想本棚の機能についての質疑に対し、西予市図書交流館でインターネット予約登録をされている方は、読書履歴と予約する蔵書のタイトルをインターネット上で分類別に振り分けて管理

できる機能が備わるとの答弁でありました。委員からは、今後体験してみたいとの意見がありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和5年6月29日、総務常任委員会委員長宇都宮俊文。以上でございます。

○河野議長

次に、厚生常任委員会委員長加藤美香君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

加藤美香君。

〔加藤厚生常任委員会委員長登壇〕

○加藤厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月20日の本会議において当委員会に付託されました議案3件、請願1件について、6月21日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案3件については、お手元に発信のとおり原案可決決定いたしました。

また、請願1件については、不採択と決定いたしました。

これより議案審査の過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して御報告申し上げます。

議案第55号「西予市児童公園条例制定について」では、利用者が納める使用料について質疑があり、西予市都市公園条例に定める使用料と同額であり、キッチンカーで例えると、1台15平方メートルを使用した場合は、1日当たり750円を想定しているとの答弁でありました。

また、公園の維持管理についての質疑があり、本年度は直営で管理していく予定であり、今後は、施設の利用状況等を勘案しながら、指定管理者の導入について必要かどうか検討を行いながら進めていきたいとの答弁でありました。

安全確保対策についての質疑では、防犯カメラは5台配置予定であり、公園使用のルール等について掲示を行い、安全な利用について呼びかけていくとの答弁でありました。

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の子育て支援課所管分では、結婚新生活支援事業での婚姻時の年齢が夫婦ともに

29歳以下であることへの質疑があり、国・県の基準をもとにしており、対象にならない年齢の方への支援については、今後も財源的な確保も含めて調査・研究していくが、この制度は、若年夫婦を支援していくことが大きな目的であるとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分では、西予市不妊治療費等補助事業について、当事業における妊活支援は、不妊を調べる検査にかかった費用を補助し、保険診療・保険外診療を問わず、検査に付随するものも対象となる。検査回数は夫婦1回限りで、補助額合わせて3万円以内で年齢制限を設けていない。また、不妊治療への補助のうち、不妊治療及び生殖補助医療への補助は、保険診療で実施された一般不妊治療及びこれに付随する検査で本人が負担した費用を補助し、補助額に制限はなく、一般不妊治療費は、ひと月当たりの自己負担額を補助し、生殖補助医療は1回の治療ごとの自己負担額を補助する。一般不妊治療は回数の制限はないが、生殖補助医療は、妻の年齢が40歳未満は通算6回まで、妻の年齢が40歳以上43歳未満は通算3回までとなっている。先進医療に要する費用への補助は、保険適用の不妊治療等と併せて行われる先進医療にかかる費用を補助し、補助額は1回当たり5万円以内であり、1回の治療ごとの自己負担額を補助する。回数の制限は、妻の年齢が40歳未満は通算6回まで、妻の年齢が40歳以上43歳未満は通算3回までとなっているとの説明がありました。

不妊治療をしている方、不妊治療を希望する方への事業周知方法についての質疑があり、市ホームページもしくは市広報紙を活用したいと考えているが、内容的に細かいため電話での対応や窓口での相談受付を考えているとの答弁でありました。

また、各治療に対する年齢制限について質疑があり、年齢の制限については、妊娠、出産に伴うリスクなど医学的知見等を踏まえて設けられているとの答弁でありました。

請願第1号「物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書について、昨年12月に厚生労働省の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する中間報告がまとめ

られました。本来5年に一度の見直しで、生活扶助基準が2%下がるところを、令和5年度、令和6年度の2年間は据置きという結論が出ていることなどの理由から、賛成少数により不採択と決しました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和5年6月29日、厚生常任委員会委員長加藤美香。

○河野議長

次に、産業建設常任委員会委員長源正樹君の報告を求めます。

〔「議長」〕

○河野議長

源正樹君。

〔源産業建設常任委員会委員長登壇〕

○源産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告。

去る6月20日の本会議において当委員会に付託されました議案3件について、6月21日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案3件について、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の上下水道課所管分について、三瓶地区雨水公共下水道事業では、国庫補助金の内示額が減額となったことによる今後の整備計画の影響と現在の事業進捗について質疑があり、内示額が減額となった事業費については、入札減少金等に対応し、工事については計画どおり行えると考えている。現在、三瓶分校グラウンドに、設置するミニシールドマシンの発進基地や立坑の着工準備を行っている。製作中のミニシールドマシンが9月に完成し、10月からマシンによる掘削工事を開始する見込みであるとの答弁でありました。

建設課所管分では、河川維持事業における宇和町岩木の福田川復旧工事の完了時期について質疑があり、令和4年度施工分約89メートルの繰越工事が6月末で完成予定となり、残り130.9メートルの工事請負費を増額計上し引き続き工事を行う。令和5年度の工事が完了したら復旧事業は終

了となるとの答弁でありました。

農業水産課所管分の農業後継者育成事業では、経営発展支援事業について、新規就農者には研修の義務づけがされているのかとの質疑があり、新規就農者に対しての研修の義務づけはないが、独立自営・就農時の年齢が49歳以下であること、令和5年度中に独立・自営就農すること、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者であること、農業経営を継承する場合は、経営に従事してから5年以内に継承すること、人・農地プランに位置づけられ、もしくは位置づけられることが確実に見込まれること、または農地中間管理機構から農地を借受けていること、雇用就農資金及び経営継承・発展支援事業の交付を受けていないこと、機械・施設等の取得費用に交付対象本人が金融機関から融資を受けていることなどが交付の条件になっているとの答弁でありました。

また、漁村再生交付金事業における高山漁港南防波堤新設工事の計画年度について質疑があり、当初計画では、令和4年度から令和8年度の5年間の事業計画としていたが、今回の国庫補助金の内示額減額により予算を減額することとしたため、年次計画を令和4年度から9年度の6年間に延長することとしたとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和5年6月29日、産業建設常任委員会委員長源正樹。

○河野議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありますので発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

1番和気数男君。

〔1番和気数男君登壇〕

○1番和気数男君

「物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書について、賛成討論を行います。

41年ぶりの物価高騰が長く続き、全ての国民生

活を直撃しています。6月からは、大手電力会社7社の電気料金が値上げされ、四国電力は25%の大幅値上げとなるようでございます。値上げ申請前の昨年11月から比べ2,000円から5,300円に値上げが計画されており、さらにこの6、7月には300品目以上の値上げが計画されています。国民生活を大きく圧迫しております。

また、厚労省は、2022年12月24日に、5年に一度の生活扶助基準の改定で、2023年、2024年度は据置きとし、2025年度以降については改めて検討するとしております。2013年から2015年、2018年から2020年に相次いで生活保護基準が引下げられております。生活保護の引下げの取消しを求めた裁判では、11の地裁で基準の引下げは違法だという原告の訴えを認めた勝訴判決を出しています。

生活保護基準は様々な制度の土台となっているため、その引下げは生活保護を利用していない多くの国民に多大な影響を及ぼします。

直ちに生活保護基準を引下げ、前に戻すこと。そして、物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを行ってください。

以上、地方自治法99条による意見といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○河野議長

15番二宮一朗君。

〔15番二宮一朗君登壇〕

○15番二宮一朗君

請願「物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願」について、反対討論をさせていただきます。

初めに、厚生常任委員会で審査を行う際、紹介議員及び提出者からの趣旨の説明がない中で審査をしたことをまず御報告をさせていただきます。

生活保護費は5年に一度、2023年10月の見直しで、見直しには多くの専門家の会議で、生活扶助の水準と生活保護を受けていない低所得者世帯の支出状況とを比較した上で、それぞれの金額がかけ離れないよう厚生労働省が世帯類型ごとに基準額を増減させるのが通例ですけれども、ロシアによるウクライナ侵攻後の物価高騰の状況を踏まえ、基準が下がっても引下げを行わず、現在の水準を据え置くとし、基準で上回った場合は引き上

げると厚生労働省で調整が進んでいると聞いております。

もちろん生活保護世帯の皆さんの御苦勞も理解できますし、少しでも増額になればいいというのは同じですけれども、一方で、生活保護を受けておられない低所得者や高齢者の皆さんの中には、体調がすぐれなくて周りから病院で診てもらったほうがいいよとってもらうけれども、治療費が心配で病院に行けないといった声も決して少なくはありません。

政府は昨年から、生活困窮者や低所得世帯への支援に取り組んでおりますが、生活保護者世帯だけではなく、広く庶民の声を国に届け、有効な施策を実行することが必要だと考えております。

また、請願の要旨には、2012年度の水準に戻し、物価高に見合った大幅な引上げを求めるとの内容もありますけれども、厚生労働省の生活保障審議会生活困窮自立支援及び生活保護部会においては、各方面からの有識者23名で議論をされ、生活保護を含む生活困窮者に必要な社会保障制度の見直しの議論を積み上げされているもので、例えば、高齢者世帯だけを見ても、現在と12年前では大きく違っておりまして、高齢者が、団塊の世代が後期高齢者になったということで大幅に増えております。

同様な今回のような請願は全国の議会で提出をされておりますし、第221回国会の衆議院においても提出されておりますけれども審査未了となっております。それを受けて全国の議会で請願が提出をされておりますけれども、見直し時期の本年10月まで待てないから昨年の12月に提出をされているという内容だと考えております。本年10月までの期間を考慮すれば、遅きに失した感は否めないと感じております。

このような点から本請願の反対の立場での討論とさせていただきます。御賛同よろしくお願ひ申し上げます。

○河野議長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野議長

以上で討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

各議員に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

○河野議長

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第 55 号「西予市児童公園条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 55 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○河野議長

採決を確定いたしました。

議案第 55 号は「西予市児童公園条例制定」については賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 56 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 56 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 56 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は全員賛成によって可決となりました。

次に、議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 57 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 2 時 34 分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午後 2 時 35 分）

再度、議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 57 号は原案のとおり決定することに賛

成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 58 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 2 時 36 分）

○河野議長

再開いたします。（再開 午後 2 時 37 分）

次に、議案第 58 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 58 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 58 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 59 号「令和 5 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 59 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 59 号「令和 5 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 60 号「令和 5 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 60 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 60 号「令和 5 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、請願第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

請願第 1 号「物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書」は原案のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○河野議長

採決を確定いたします。

請願第 1 号「物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書」は賛成少数によって不採択となりました。

(日程 2)

○河野議長

次に、日程第 2、閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査についてを議題といたします。

各常任委員会の所管事務等の調査につきましては、お手元に配信の所管事務等調査表のとおり、令和 6 年 3 月末日までの期間、必要に応じ議会閉会中も継続して行うことといたします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○河野議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

(日程 3)

○河野議長

次に、日程第 3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○河野議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○河野議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○河野議長

管家市長。

[管家市長登壇]

○管家市長

令和 5 年第 2 回西予市議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6 月 12 日に開会しました本定例会も本日で閉会となりました。

18 日間の会期中、新しい議会体制のもとで、本会議及び各常任委員会におきまして、上程いたしました案件につきまして慎重な御審議を賜り、補正予算をはじめ、条例制定、改正など重要な案件 12 件につきまして、いずれも原案のとおり可決いただきました。議員各位におかれましては熱心に御審議いただき、心から厚く御礼申し上げます。

さて当市は、令和元年 8 月に行いましたモンゴル、ドンドゴビ県と当市野村町の子どもたちの相撲交流を縁として、令和元年 11 月にドンドゴビ県と西予市の間で友好関係の構築に向けての覚書を交わし、文化・経済・観光・技能実習生の受入れなど、あらゆる分野において交流を深めることといたしました。

しかしながら、コロナ禍の影響により、双方が訪問するなどの直接の交流はできずいたしました。

そうした中、このたび、ドンドゴビ県知事より、7 月に開かれるモンゴル最大のお祭りナーダム祭への招待があり、私と議長及び市内の各団体代表の皆様 8 名とともにモンゴルを訪問することとな

りました。

訪問中は、世界的な問題となっておりますモンゴル国土の砂漠化に関わる植樹事業への支援について、ドンドゴビ県知事及び行政関係者との会合を行うとともに、現在、つくし苑で受入れていますモンゴルからの技能実習生の関係機関である大学や日本語学校への挨拶などを行う予定としております。

また、県知事とのミーティングにおいては、市内団体代表の皆様と同行いただくことで、今後の様々な分野における交流の足がかりとしたいと考えております。

また、7月下旬には、ブナの木を縁に旧野村町時代の平成5年から現在まで、長く姉妹市町として交流を続けている北海道黒松内町へ、交流30周年記念事業の一環で訪問いたします。

これまでに西予市から黒松内町への訪問者870名、黒松内町から西予市への訪問者は738名、計1,608名に達しております。

黒松内町との関係は、それぞれの文化や歴史といったものを理解し合うことで、本事業とは別に、個人レベルでも多くの交流が生まれております。30年にわたる長い交流の歴史の中で生まれた支え合い・助け合いの心をさらに深めたいと考えております。

コロナ禍にあって、なかなか実現できなかった交流事業もこうして実施できるようになったことを非常にうれしく感じているところですが、全国的にじわじわと新型コロナの感染者が増加しております。

第9波の入り口に入ったのではないかと報道もされており懸念が広がってきております。一度緩むとなかなか元には戻しにくいところでもございますが、今後の感染情報に留意するとともに、多くの人が集まる場所でのマスク着用、室内換気など、基本的な感染対策には気をつけていただき、感染拡大の防止に努めていただきたいと思います。

来月、7月7日は、平成30年7月豪雨災害の発生から6年目を迎える日であります。あの大災害から5年が経過いたしました。地域住民の皆様及び関係機関の御協力をいただき、着実に復興に向けて進んでおります。

しかし、時の経過とともに、豪雨災害の記憶も遠い過去のように感じ薄れてしまうのではないかと

と危惧するところでもあります。災害の記録と記憶は決して風化させてはなりません。

7月7日を未曾有の大災害からの復旧・復興に立ち向かった日々の節目の日として深く心に刻み、長く後世に伝えていかなければならないと思っております。

献花式典は、昨年と同様に式典自体は開催せず、自由献花方式により実施することといたしております。献花台は、乙亥会館に7日から9日まで設置いたしますので、市民の皆さんもどうかお越しいただければと思います。

今年は例年より少し早い梅雨入りでしたが、梅雨の中休みも続くなど、今のところ穏やかな梅雨であるように感じております。

しかしながら、これからが最も注意が必要となる時期となります。台風や突然の集中豪雨など、改めまして、豪雨災害への備えに万全を期さなければならぬと強く感じているところであります。

しばらくはじめじめした蒸し暑い日々が続きますが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただきまして、市政推進に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶いたします。ありがとうございました。

○河野議長

これをもって、令和5年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後2時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 河野 清一

同 議員 中村 敬治

同 議員 二宮 一郎

付 録

令和5年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月12日（火）～6月29日（金）

（会期18日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6月12日	月	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案理由説明 ・質疑
6月13日	火	休 会	
6月14日	水	休 会	
6月15日	木	休 会	・質疑通告〳切
6月16日	金	本 会 議	・一般質問
6月17日	土	休 会	
6月18日	日	休 会	
6月19日	月	本 会 議	・一般質問
6月20日	火	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・質疑 ・委員会付託 ・全員協議会（本会議終了後開会）
6月21日	水	常任委員会	
6月22日	木	常任委員会	
6月23日	金	特別委員会	
6月24日	土	休 会	
6月25日	日	休 会	
6月26日	月	休 会	
6月27日	火	休 会	・討論通告〳切
6月28日	水	休 会	
6月29日	木	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午後1時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・行政報告会

令和5年第2回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 55号	西予市児童公園条例制定について	05.06.29	原案可決
議案第 56号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	05.06.29	原案可決
議案第 57号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)	05.06.29	原案可決
議案第 58号	令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	05.06.29	原案可決
議案第 59号	令和5年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	05.06.29	原案可決
議案第 60号	令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	05.06.29	原案可決
報告第 1号	令和4年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	05.06.12	報告
報告第 2号	令和4年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	05.06.12	報告
報告第 3号	令和4年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	05.06.12	報告
報告第 4号	令和4年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	05.06.12	報告
報告第 5号	令和4年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	05.06.12	報告
報告第 6号	専決処分事項の報告について	05.06.12	報告
請願第 1号	「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書	05.06.29	不採択
	閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について	05.06.29	原案可決
	議員派遣の件について	05.06.29	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
2月24日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
	全 議 員	行政報告会
3月1日	議 長	お別れの会実行委員会
3月2日	全 議 員	令和5年第1回定例会 採決・一般質問
3月3日	全 議 員	令和5年第1回定例会 一般質問
3月6日	全 議 員	令和5年第1回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	全 議 員	行政報告会
3月7日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月8日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月12日	議 長	愛媛県クラブ対抗駅伝競走大会
3月13日	議 長	お別れの会実行委員会
3月16日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	令和5年第1回定例会 閉会
3月20日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合定例会
3月22日	議 長	八幡浜地区施設事務組合議会定例会
	関 係 議 員	西予市土地開発公社理事会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
3月26日	議 長	野福峠さくらまつり
3月27日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
3月29日	全 議 員	議員全員協議会協議会
3月30日	議 長	南予水道企業団定例会
4月1日	議長・関係議員	西予市土居地域づくり活動センター落成式・開所式
	議長・関係議員	西予市大野ヶ原地域づくり活動センター開所式
4月2日	議長・関係議員	西予市下泊地域づくり活動センター開所式
4月5日	議 長	肱川流域総合整備推進協議会監査
	議 長	お別れの会実行委員会
4月7日	関 係 議 員	議会運営委員会
4月13日	正 副 議 長	愛媛県市議会議長会春季定期総会

月 日	出席者	行 事 名
4月15日	議長・関係議員	西予市野村溪筋地区体育館落成式
4月16日	全 議 員	池田忠孝氏お別れの会
4月18日	議長・産建委員長	肱川流域総合整備推進協議会総会
4月24日	関 係 議 員	議会運営委員会
4月28日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和5年第2回臨時会
	関 係 議 員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会
	議 長	建設業協会西予支部通常総会
	議 長	第10回れんげまつり前夜祭花火大会
4月29日	議長・産建委員長	第47回宇和れんげまつり
5月1日	議長・総務委員長	西予市育英会理事会
5月9日	議 長	愛媛県人権教育協議会西予支部定期総会
5月10日	議 長	ねんりんピック愛顔のえひめ2023西予市実行委員会総会
5月12日	議 長	東宇和地区トラック協会通常総会
5月15日	関 係 議 員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会
5月16日	議 長	お別れの会実行委員会
5月17日	議 長	愛媛県人権対策協議会西予支部総会
5月19日	関 係 議 員	西予市土地開発公社理事会
5月23日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和5年第3回臨時会
	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
	関 係 議 員	議会運営委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
5月24日	議 長	西予市商工会通常総代会
5月25日	議 長	国道378号(八幡浜・宇和島間)整備促進期成同盟会監査
	議 長	国道441号(大洲・鬼北間)愛媛県側整備促進期成同盟会監査
5月26日	議 長	愛媛県四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会総会
	議 長	愛媛県四国縦貫・横断自動車道スマート・追加IC整備促進部会総会
5月29日	議 長	国道197号(大洲・須崎間)愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
	議 長	国道441号(大洲・鬼北間)愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
	議 長	主要地方道小田河辺大洲線・主要地方道内子河辺野村線整備促進期成同盟会定期総会
	議 長	西予市宇和美術協会総会
5月31日	議長・産建委員長	国道378号(八幡浜・宇和島間)整備促進期成同盟会定期総会
6月2日	関 係 議 員	議会運営委員会
	議長・産建委員長	西予市農業再生協議会通常総会

月 日	出席者	行 事 名
6月4日	議長・関係議員	野村ダム改良事業起工式
6月7日	関係議員	議会運営委員会
	関係議員	議会だより編集委員会
6月8日	正副議長	四国市議会議長会総会
6月12日	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和5年第2回定例会 開会

令和5年6月22日

西予市議会

議長 河野 清一様

総務常任委員会

委員長 宇都宮 俊文

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第56号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第57号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決

令和5年6月21日

西予市議会

議長 河野 清 一 様

厚生常任委員会

委員長 加藤 美 香

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第55号	西予市児童公園条例制定について	原案可決
議案第57号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第58号	令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決

令和5年6月21日

西予市議会

議長 河野 清一様

産業建設常任委員会

委員長 源 正樹

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第57号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第59号	令和5年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第60号	令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決

令和5年6月21日

西予市議会

議長 河野 清一様

厚生常任委員会

委員長 加藤 美香

請願等審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
請願第1号	「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書	不採択

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第56号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議案第57号 令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）

（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

以上、2議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）」について、危機管理課所管分では、逃げ遅れゼロアプリの開発導入を行う防災対策啓発活動事業における要支援者の対応状況についての質疑に対し、要支援者の避難を支援するアプリのため、要支援者がスマートフォンに登録してもらうことも十分想定はしているが、支援者が要支援者の方を登録して、声かけをしたかどうか、自主防災組織や地域の中で把握できるため、支援する側が要支援者に対する支援の取りこぼしを防ぐところから活用していきたいとの答弁であった。

政策推進課所管分では、えひめ人口減少対策総合交付金の今後の活用についての質疑に対し、補正予算には、県から提示してある12のメニューのうち、3事業について計上しており、残りの9事業また新たに追加されるメニューについても、積極的に取り組みたいとの答弁であった。

まなび推進課所管分では、図書館システムの更新及びクラウド化を図るための図書交流館電算システム管理事業について、システムの更新により、子ども向けのナビゲーションシステムとしてゲーム感覚で本を探せる機能やインターネット上に自分の仮想本棚をつくるのが可能となるとの説明があり、委員からは、使用料についての質疑に対し、今後、月額19万6,500円の使用料が必要となるとの答弁であった。

また、仮想本棚の機能についての質疑に対し、西予市図書交流館でインターネット予約登録をされている方は、読書履歴と予約する蔵書のタイトルをインターネット上で分類別に振り分けて管理できる機能が備わるとの答弁であった。委員からは、今後体験してみたいとの意見があった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和5年6月29日

総務常任委員会

委員長 宇都宮 俊文

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第55号 西予市児童公園条例制定について

議案第57号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)

(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)

議案第58号 令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

請願第1号 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書

以上3議案については、原案可決決定した。

また、請願1件については、不採択と決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第55号「西予市児童公園条例制定について」では、利用者が納める使用料について質疑があり、西予市都市公園条例に定める使用料と同額であり、キッチンカーで例えると、1台15㎡を使用した場合、1日あたり750円を想定しているとの答弁であった。

また、公園の維持管理についての質疑があり、本年度は直営で管理していく予定であり、今後は施設の利用状況等を勘案しながら、指定管理者の導入について必要かどうか検討を行いながら進めていきたいとの答弁であった。

安全確保対策についての質疑では、防犯カメラは5台配置予定であり、公園使用のルール等について掲示を行い、安全な利用について呼びかけていくとの答弁であった。

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)」の子育て支援課所管分では、結婚新生活支援事業での婚姻時の年齢が夫婦ともに29歳以下であることへの質疑があり、国・県の基準を基にしており、対象にならない年齢の方への支援については、今後も財源的な確保も含めて調査・研究していくが、この制度は若年夫婦を支援していくことが大きな目的であるとの答弁であった。

健康づくり推進課所管分では、西予市不妊治療費等補助事業について、当事業における妊活支援は不妊を調べる検査にかかった費用を補助し、保険診療・保険外診療を問わず、検査に付随するものも対象となる。検査回数は夫婦1回限りで補助額は夫婦合わせて3万円以内で年齢制限を設けていない。また、不妊治療への補助のうち、不妊治療及び生殖補助医療への補助は、保険診療で実施された一般不妊治療及びこれに付随する検査で本人が負担した費用を補助し、補助額に制限はなく、一般不妊治療は1月あたりの自己負担額を補助し、生殖補助医療は1回の治療ごとの自己負担額を補助する。一般不妊治療は回数の制限はないが、生殖補助医療は、妻の年齢が40歳未満は通算6回まで、妻の年齢が40歳以上43歳未満は通算3回までとなっている。先進医療に要する費用への補助は、保険適用の不妊治療等と併せて行われる先進医療にかかる費用を補助し、補助額は1回あたり5万円以内であり、1回の治療ごとの自己負担額を補助する。回数の制限は妻の年齢が40歳未満は通算6回まで、妻の年齢が40歳以上43歳未満は通算3回までとなっているとの説明があった。

不妊治療をしている方、不妊治療を希望する方への事業周知方法についての質疑があり、市ホームページもしくは市広報紙を活用したいと考えているが、内容的に細かいため電話での対応や窓口での相談受付を考えているとの答弁であった。

また、各治療に対する年齢制限について質疑があり、年齢の制限については、妊娠、出産に伴うリスクなど医学的知見等を踏まえて設けられているとの答弁であった。

請願第1号「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書について、昨年12月に厚生労働省の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する中間報告がまとめられ、本来5年に1度の見直しで生活扶助基準が2%下がるところを、令和5年度、令和6年度の2年間は据え置きという結論が出ていることなどの理由から、賛成少数により不採択と決した。

以上、委員会審査報告とする。

令和5年6月29日

厚生常任委員会
委員長 加藤 美香

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第57号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)
(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)
- 議案第59号 令和5年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第60号 令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 以上3議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)」の上下水道課所管分について、三瓶地区雨水公共下水道事業では、国庫補助金の内示額が減額となったことによる今後の整備計画の影響と現在の事業進捗について質疑があり、内示額が減額となった事業費については、入札減少金等で対応し、工事については計画通り行えると考えている。現在、三瓶分校グラウンドに、設置するミニシールドマシンの発進基地や立坑の着工準備を行っている。製作中のミニシールドマシンが9月に完成し、10月からマシンによる掘削工事を開始する見込みであるとの答弁であった。

建設課所管分では、河川維持事業における宇和町岩木の福田川復旧工事の完了時期について質疑があり、令和4年度施工分約89メートルの繰越工事が6月末で完成予定となり、残り130.9メートルの工事請負費を増額計上し引き続き工事を行う。令和5年度の工事が完了したら復旧事業は終了となるとの答弁であった。

農業水産課所管分の農業後継者育成事業では、経営発展支援事業について、新規就農者には研修の義務付けがされているのかとの質疑があり、新規就農者に対しての研修の義務付けはないが、独立・自営就農時の年齢が49歳以下であること、令和5年度中に独立・自営就農すること、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者であること、農業経営を継承する場合は、経営に従事してから5年以内に継承すること、人・農地プランに位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実に見込まれること、または農地中間管理機構から農地を借受けていること、雇用就農資金及び経営継承・発展支援事業の交付を受けていないこと、機械・施設等の取得費用に交付対象本人が金融機関から融資を受けていることなどが交付の条件となっているとの答弁であった。

また、漁村再生交付金事業における高山漁港南防波堤新設工事の計画年度について質疑があり、当初計画では、令和4年度から令和8年度の5年間の事業計画としていたが、今回の国庫補助金の内示額減額により予算を減額することとしたため、年次計画を令和4年度から令和9年度の6年間に延長することとしたとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和5年6月29日

産業建設常任委員会
委員長 源 正樹